
高岡市歴史的風致維持向上計画

～高岡市歴史まちづくり計画～

(第2期)

(素案)

令和3年 月
高 岡 市

目 次

序章

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画期間	2
3	計画の策定体制	3
4	計画策定の経緯	5

第1章 高岡市の歴史的風致形成の背景

1	自然的環境	6
(1)	位置	6
(2)	地形・地質・水質	7
(3)	気象	8
2	社会的環境	9
(1)	市の沿革	9
(2)	土地利用	10
(3)	人口動態	12
(4)	交通機関	13
(5)	産業	14
3	歴史的環境	19
(1)	歴史	19
(2)	高岡市ゆかりの人物	32
4	文化財等の分布状況	33
(1)	国指定等文化財	34
(2)	県指定文化財	41
(3)	市指定文化財	42
(4)	主な未指定文化財	43
(5)	日本遺産	50
(6)	特産品、工芸品、菓子・料理等	51

第2章 高岡市の維持及び向上すべき歴史的風致

- 1 加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致…………… 52
- 2 鋳物のまち金屋に見る歴史的風致…………… 71
- 3 北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致…………… 79
- 4 勝興寺と寺内町に見る歴史的風致…………… 90
- 5 旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致…………… 96
- 6 越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致…………… 104

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題…………… 107
- 2 既存計画との関係性…………… 110
- 3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針…………… 117
- 4 歴史的風致維持向上計画の実施体制…………… 119

第4章 重点区域の位置及び区域

- 1 重点区域の位置及び区域…………… 120
 - (1) 歴史的風致の分布…………… 120
 - (2) 重点区域の位置…………… 121
 - (3) 重点区域の区域、名称、面積…………… 122
- 2 重点区域の指定の効果…………… 126
- 3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携…………… 127

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

- 1 高岡市全体に関する事項…………… 132
 - (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針…………… 132
 - (2) 文化財の修理（整備）に関する方針…………… 132
 - (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針…………… 133
 - (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針…………… 133
 - (5) 文化財の防災に関する方針…………… 133
 - (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針…………… 133
-

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針·····	133
(8) 教育委員会の体制と今後の方針·····	134
(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針·····	134
2 重点区域に関する事項·····	134
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画·····	136
(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画·····	136
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画·····	137
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画·····	137
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画·····	137
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画·····	138
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画·····	138
(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画·····	138
 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	
1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針·····	140
2 事業·····	141
 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針·····	170
 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項·····	175

参考資料

序章

1 計画策定の背景と目的

本市の歴史は古く、天平の時代には、万葉の歌人・大伴家持が越中国守として、現在の伏木にあった国府に赴任し、高岡の自然や風物に感銘を受け、多くの秀歌を詠むなど万葉の故地である。

現在の高岡の中心市街地の基盤が形成されたのは、それまで荒地であった“関野”と呼ばれる地に、加賀藩2代当主・前田利長が高岡城と城下町を築いたのがその始まりである。利長は城下建設時にルートを変更した北陸道に沿うかたちで基盤目状に町割りを行い、上段に城と武家地を配し、中段及び下段に町人地を配した。その際、移住町人には土地の無償提供や地代免除などの特権を与え、職種ごとに居住地を割り振っており、今でも利屋町や白銀町などの町名にその名残を見ることができる。また、上段には荒川用水、中段に庄方用水、下段には川原用水をそれぞれ流すことで掘割とし、町域を明確にするとともに、外部に対しての防御線としている。さらに利長は寺社の配置にも配慮しており、曹洞宗・真言宗の寺を防御上の砦として市街地南端に、また日蓮宗の寺院を同じく北東端側に配し、一方で一向一揆を防ぐ目的から浄土真宗の寺を市街地内部に取り込むなどしている。

その後、高岡城は築城後わずか6年で廃城となり城下町は急速にさびれたが、それを憂慮した3代利常による商工振興策や町民らの努力により高岡は商都として生まれ変わり、大きな発展を遂げることとなった。中でも、恵まれた水陸交通の便を活かした米を中心とする交易は、商都高岡の経済基盤の中心となっており、当時の主要官道であった北陸道沿いには山町筋などの町々が形成され、また舟運を生業とした伏木や木町、陸上交通の拠点であった福岡などが発展した。このような成り立ちを受け発展してきた高岡には、金工、漆工、菅笠づくりといった歴史と伝統を反映した工芸・民俗技術が受け継がれ、また、高岡御車山祭や伏木曳山祭などの地域固有の祭礼・年中行事が今も営まれており、それらは山町筋や金屋町などの歴史的な町並や歴史的建造物と相まって、「高岡らしい」風情、情緒、たたずまいを醸し出している。

これにより、本市固有の歴史的資産や伝統文化・工芸技術を維持・向上させ後世に継承するため、近世から近代における歴史と伝統を基本に「高岡市歴史まちづくり計画（正式名称「高岡市歴史的風致維持向上計画」）」を策定し、平成23年（2011）5月6日に国から認定を受け、高岡御車山の保全修理事業や山町・金屋町の道路修景整備、伝統工芸産業希少技術の継承など様々な事業を実施してきたところである。

前述の計画の計画期間は令和2年度（2020年度）で満了することから、第2期計画では、令和の時代にふさわしく、高岡の歴史の魅力を深めるためにも、古代からの歴史的資産と合わせ、歴史や伝統を再構築し、観光資源として活用を図りながら、

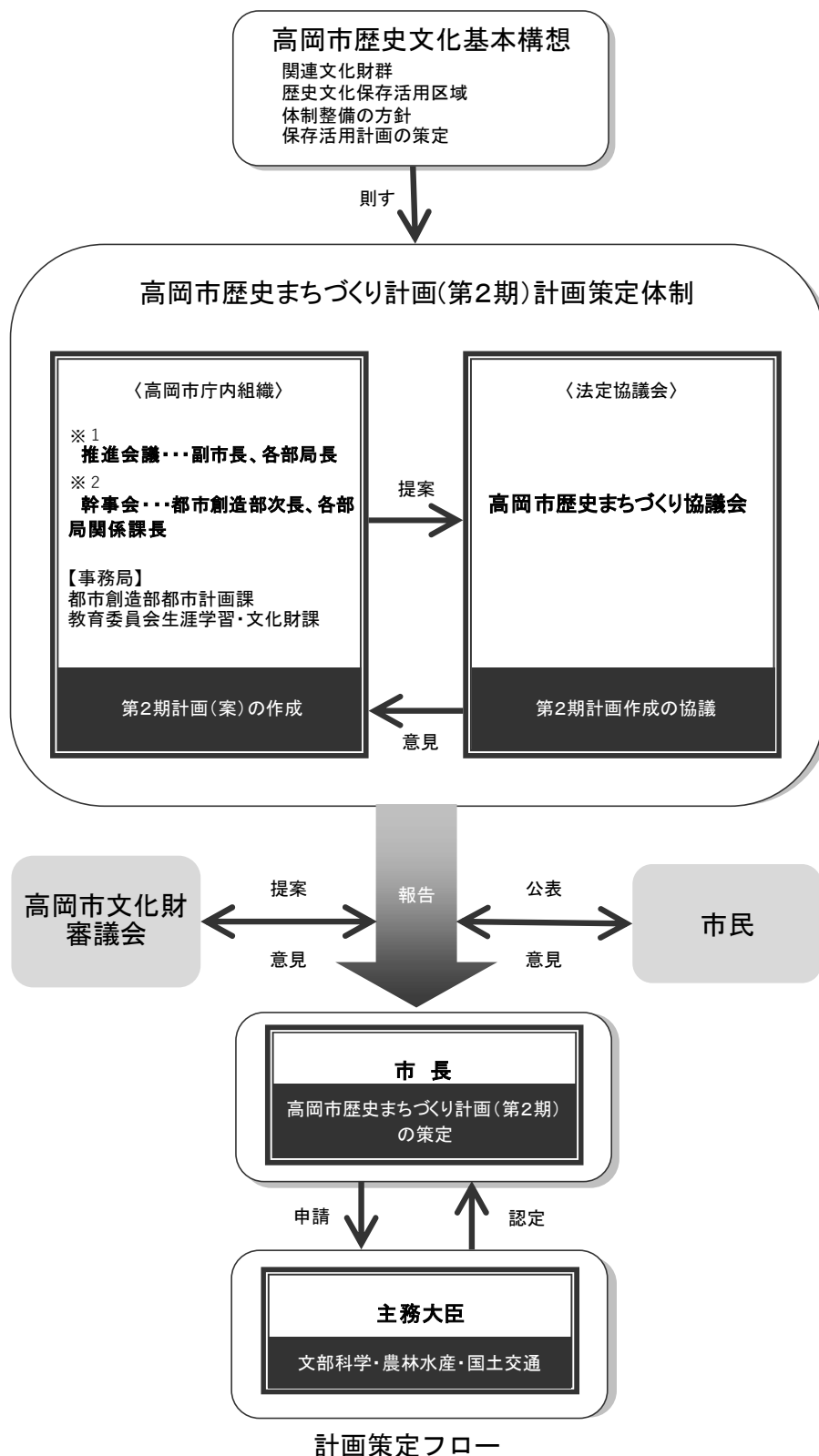
「歴史都市」の魅力をさらに高めるため、計画の最終評価を行い、課題と方針を整理したうえで、高岡市歴史まちづくり計画（「高岡市歴史的風致維持向上計画」）（第2期）を策定する。

2 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とする。

3 計画の策定体制

計画の策定体制のフロー図及び高岡市歴史まちづくり協議会の委員については下記のとおりである。



高岡市歴史まちづくり協議会委員名簿（令和2年4月現在）

構成	氏名	役職
学識経験者 （五十音順）	上野 幸夫	職藝学院教授
	古池 嘉和	名古屋学院大学教授
	萩野 紀一郎	富山大学芸術文化学部准教授
	長谷川 孝徳	北陸大学教授
	蜂谷 俊雄	金沢工業大学教授
	林 暁	富山大学芸術文化学部教授
富山県	土木部都市計画課長	
	農林水産部農村振興課長	
	教育委員会生涯学習・文化財室長	
高岡市	産業振興部長	
	教育委員会事務局教育次長	
	都市創造部長	

※行政委員は、役職のみの掲載とする。

4 計画策定の経緯

（1）計画（平成23年度～令和2年度（2011～2020））の策定経過

年月日	内 容
平成20年5月23日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」公布
平成22年10月6日	第1回高岡市歴史まちづくり協議会
平成23年3月29日	高岡市歴史まちづくり計画策定
平成23年5月6日	主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）に認定申請
平成23年6月8日	高岡市歴史的風致維持向上計画（副題 高岡市歴史まちづくり計画）の認定
平成23年～令和2年	高岡市歴史まちづくり計画の変更認定（軽微な変更も含めると9回） 主な変更内容：歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項における事業の追加

※詳細は資料に掲載

（2）計画（第2期）の策定経過

年月日	内 容
令和2年5月25日	第25回歴史まちづくり推進会議幹事会
令和2年6月23日	第26回歴史まちづくり推進会議幹事会
令和2年7月6日	第16回歴史まちづくり推進会議

第1章 高岡市の歴史的風致形成の背景

1 自然的環境

（1）位置

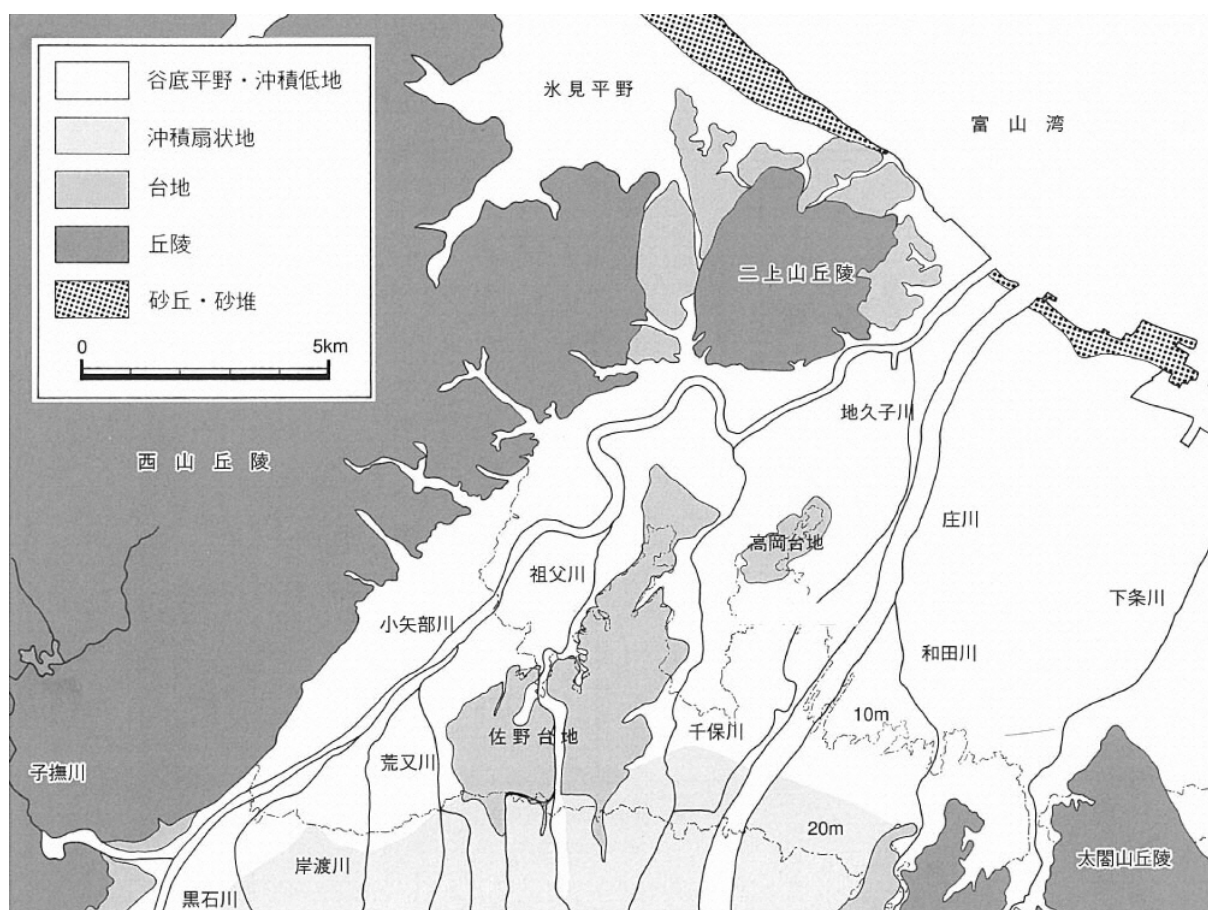
高岡市は、本州のほぼ中央で日本海に面する富山県の北西部に位置し、県東部の県庁所在地である富山市からは約 20km 離れており、県下第2の都市である。北は氷見市、南は砺波市、東は射水市、北西は石川県の宝達志水町と津幡町、南西は小矢部市に隣接する。市域は、東西に約 24.5 km、南北に約 19.2 km に亘っており、面積は 209.57 km² を有する。



高岡市の位置

（2）地形・地質・水質

西側は山間地で、海老坂断層で分断された西側は石川県境から続く西山丘陵、東側は古くから信仰の対象として崇められてきた二上山（274m）が連なる。この二上山が絶壁となって接する富山湾は市の北部を囲み、これに面する雨晴海岸は能登半島国定公園に含まれるほか「日本の渚百選（「日本の渚百選」中央委員会選定）」にも選ばれている。東側は、射水平野、砺波平野の一角である水の豊かな穀倉地帯が広がる。平野部西寄りを流れる小矢部川は県内7大河川のうち最も流れが緩やかな川であり、水量が豊富なため、その河口は古くから港として利用されてきた。一方東寄りを流れる庄川は度々氾濫を起こしてきた急流であり、頻繁に河道を変えながら広い扇状地をつくってきた。江戸時代よりこの2大河川は建築資材である木材や米の運搬に利用されたほか、その水運と豊富な水によって川沿いに立地する戸出、福岡町、中田、伏木といった在郷町が発展したと言える。この平野部のほぼ中央に位置するのが、標高 15m 程度の高岡台地であり、その台地上に2大河川を自然の水濠として高岡城が築城されている。

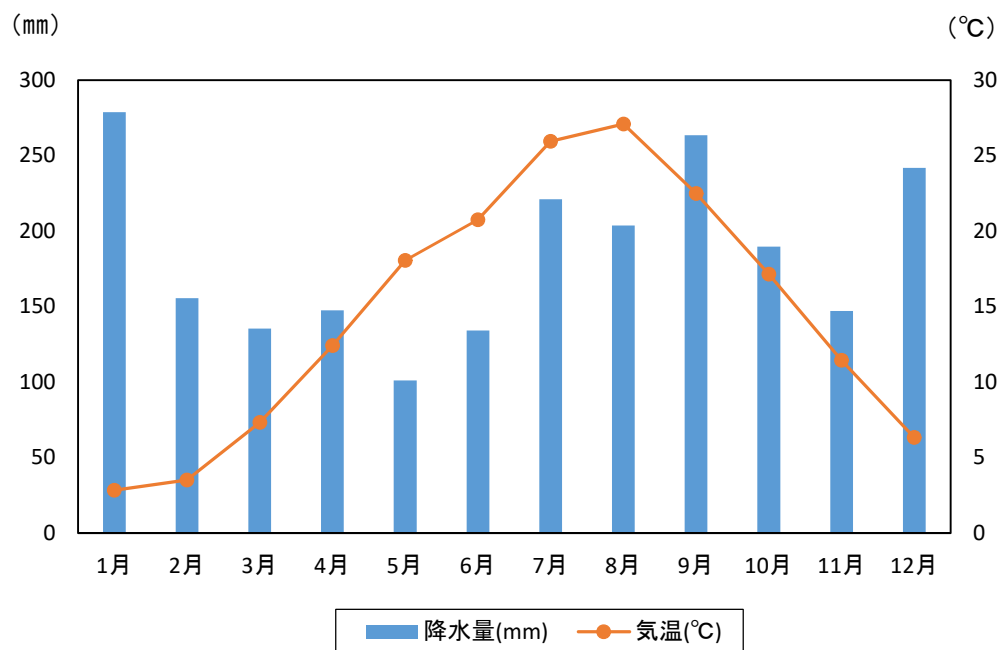


地形分類図 (1/150,000)

[資料：高岡市教育委員会「高岡市前田利長墓所調査報告」（平成 20 年（2008））]

（3）気象

気候は日本海側気候に属し、四季の変化が割合にはっきりしている。年間降水量は2219mmであり、冬期には、暖流の対馬海流上で水蒸気を蓄えた北西の季節風が強く吹きつけるため、北陸特有の曇天の日が多く、降雪量も多いが、年間を通してみると平均気温は14度前後と比較的温暖な気候となっている。



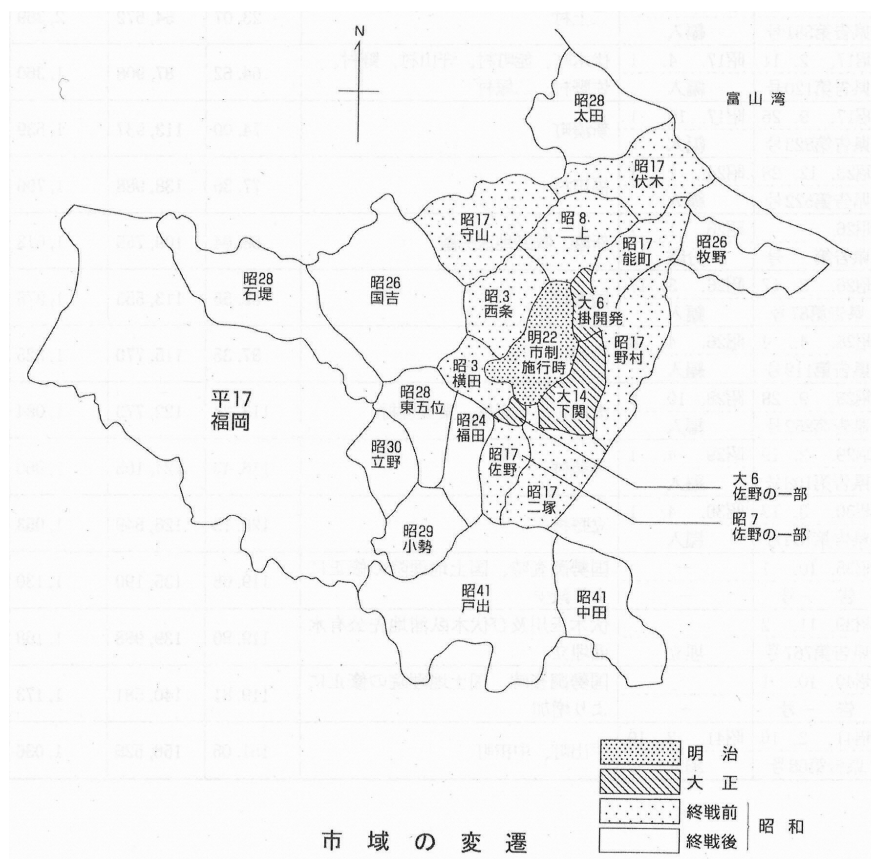
高岡市の降水量及び気温の年平均値（2015～2019）

[資料：気象庁のデータを基に作成]

2 社会的環境

（1）市の沿革

本市は、明治 22 年（1889）の市制施行に伴い、全国で最初の 31 市の一つとして誕生した。市域は、昭和 17 年（1942）に良港を有する伏木町、戦後に周辺村部、昭和 41 年（1966）に戸出、中田両町と合併し、平成 17 年（2005）には福岡町と合併し、現在の市域となっている。

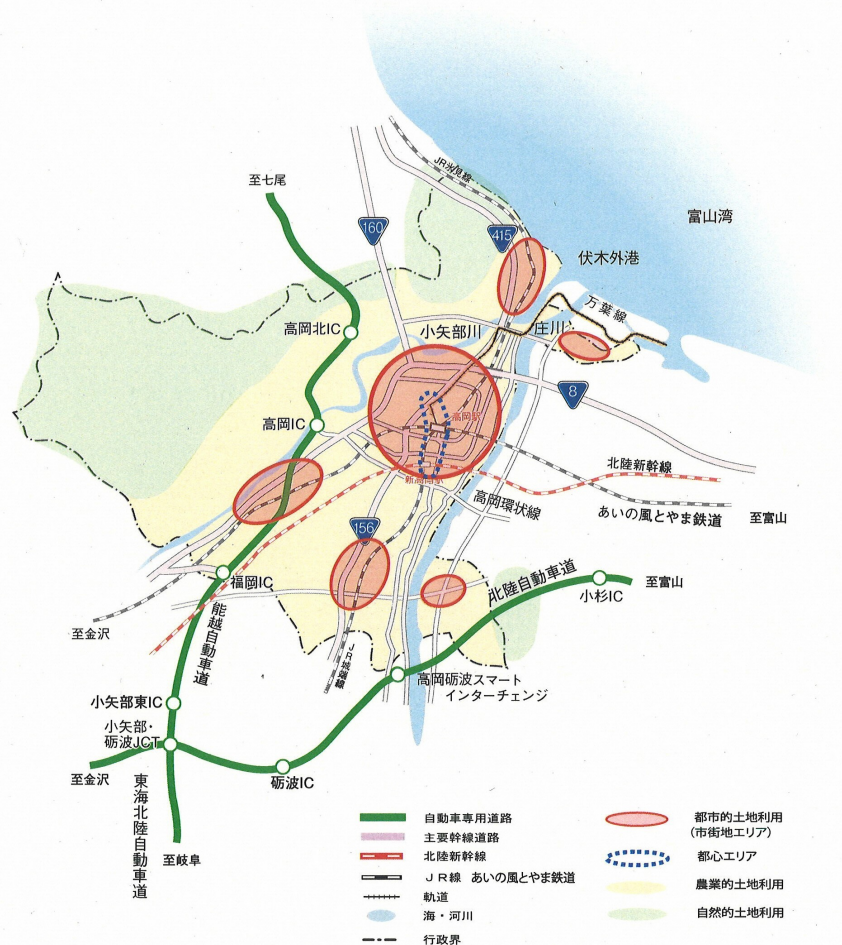


市域の変遷

[資料：高岡市の都市計画]

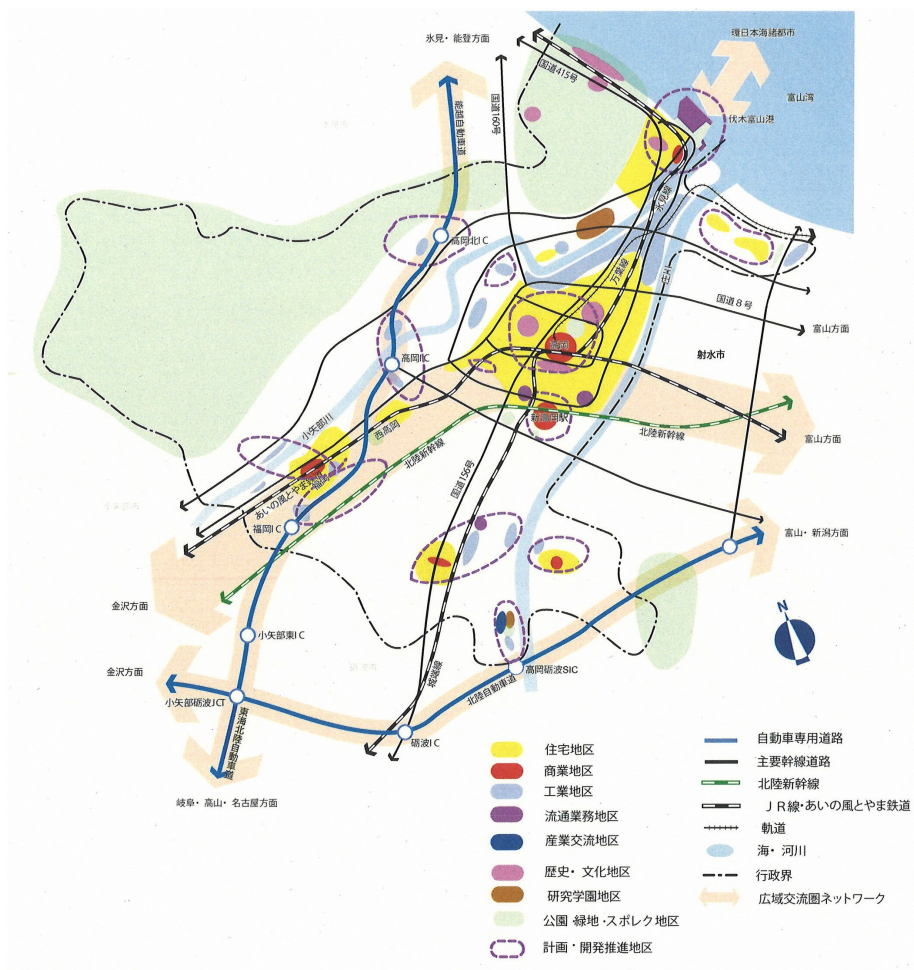
（２）土地利用

土地利用は、市域の3分の1が都市的土地利用であり、3分の2が自然的土地利用となっている。本市の市街地は、市制施行（明治22年（1889））当時の市域を中心とした中心市街地と、伏木港を中心とした伏木市街地、戸出・中田・牧野・西高岡、福岡町などの飛市街地で構成される。住宅地は商業地を取り巻く形で形成されており、中心市街地や伏木の既成市街地では、店舗や中小零細企業などが混在する木造密集地域が多い一方、飛市街地では土地区画整理事業や民間開発、団地開発による住宅地が造成されている。また、工業地は、伏木港周辺から小矢部川沿岸にかけての地域、中心市街地西側の金屋地区周辺から小矢部川右岸にかけての地域に拡がっており、金屋地区周辺では銅器や漆器の中小工場と住宅等が混在し、戸出・中田及び小矢部川左岸には工業団地が形成されている。商業地は、高岡駅北の中心商業地のほか、伏木・戸出・中田・立野・福岡町にも形成されており、幹線道路沿いにも沿道サービスの商業施設の立地が見られる。このように、地域毎に独立した市街地の変遷を持ち、土地利用においても地域によって異なる特徴のあることが見て取れる。



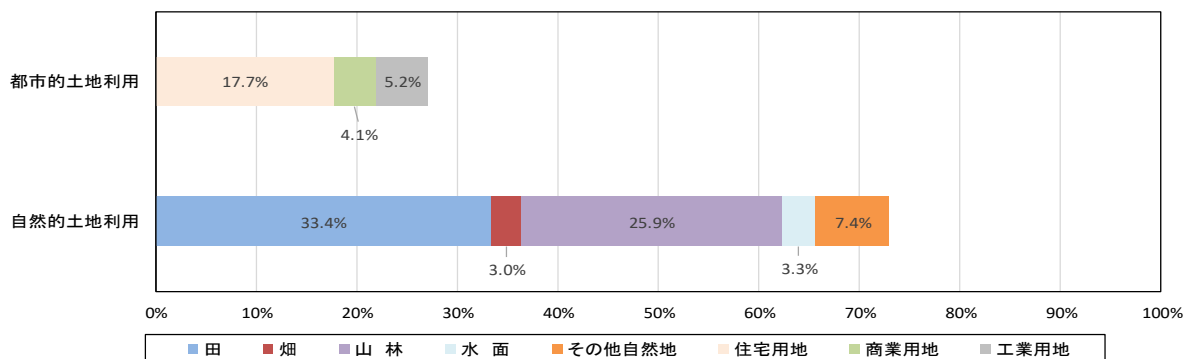
土地利用概念図

[資料：高岡市総合計画基本構想・第3次基本計画]



土地利用概念図

[資料：高岡市総合計画基本構想・第3次基本計画]



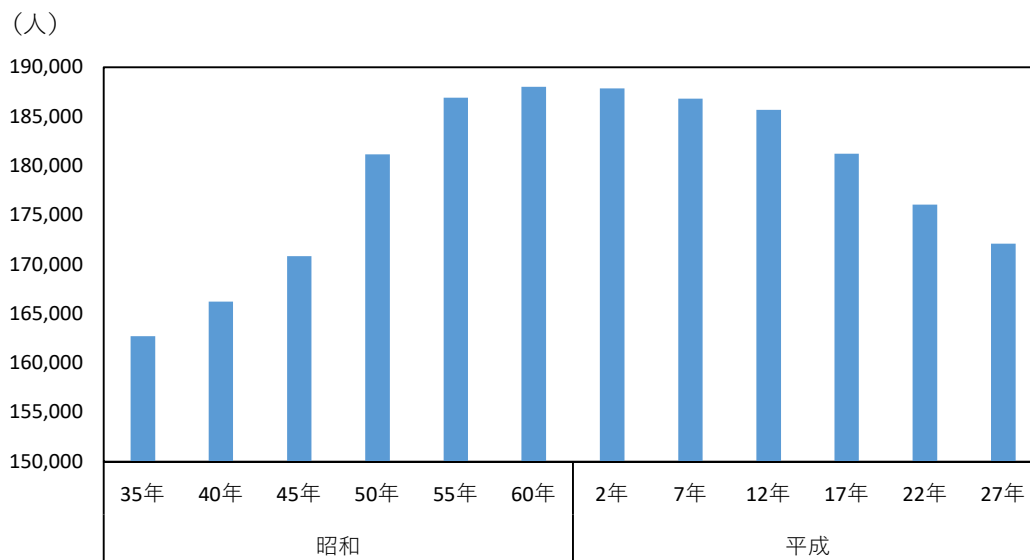
土地利用の百分率図

[資料：平成30年度高岡市都市計画基本調査業務委託成果を基に作成]

（3）人口動態

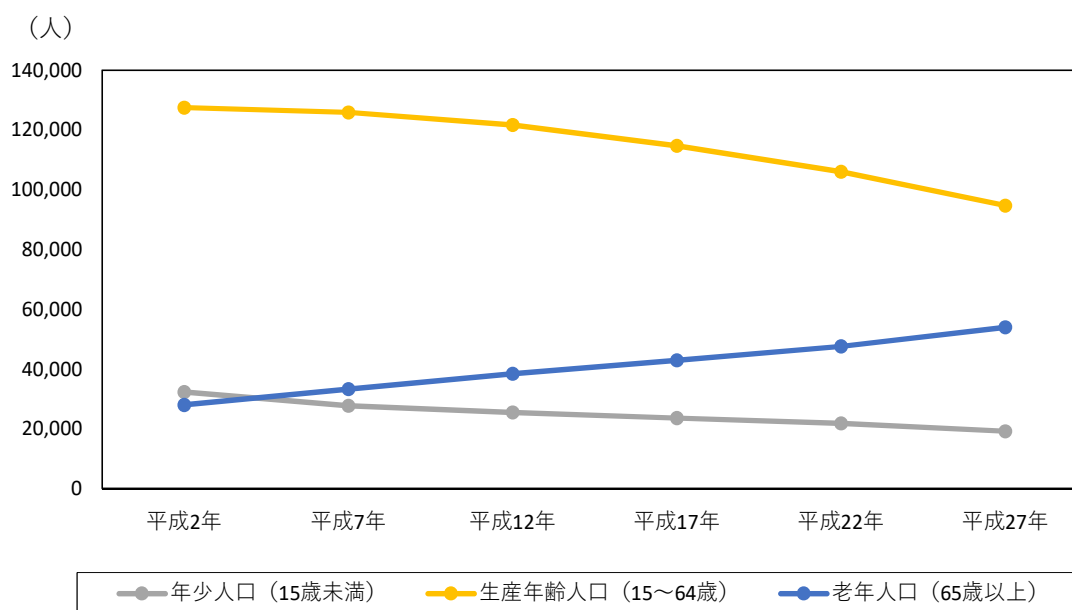
国勢調査の結果によると、本市の総人口は昭和60年（1985）に188,006人をピークに迎え、それ以降は減少しており、平成27年（2015）には172,125人となっている。

年齢別人口の推移については、年少人口、生産年齢人口ともに減少傾向であるが、老年人口は増加傾向にある。平成27年（2015）では、約3割を老年人口が占めている。



総人口推移

[資料：国勢調査を基に作成]



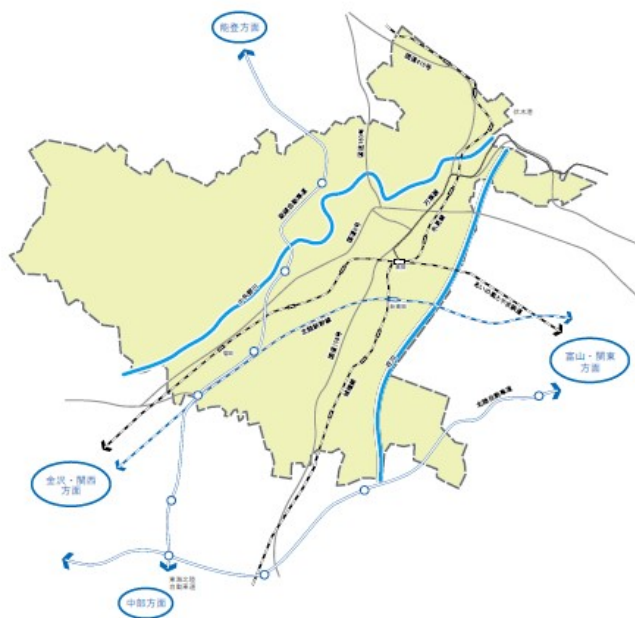
年齢別人口推移

[資料：国勢調査を基に作成]

（４）交通機関

加賀藩2代当主・前田利長は、高岡に城下町建設の折、当時の主要官道である北陸道を小矢部川の左岸を通って二上山の麓で小矢部川を渡る（二上渡り）ルートから、今石動で小矢部川を渡り福岡、立野、通町などを抜け高岡を経由するルートに変更し、この道に沿って町割りを行った。高岡城が一国一城令により築城間もなく廃城となった際も、弟の3代利常が、武家屋敷跡に町人を移住させ、北陸道のルートを小馬出町で右折し坂下町や定塚町、蓮花寺を通るルートに変更するなどし、街道や河川を通じて物資が集散する商業の町への転換を図った。このとき整備された町並みは、現在も高岡駅から程近い市の中心商業地区としての機能を有している。この旧北陸道を継承し新潟県から京都府までを結ぶ道路が現在の国道8号である。国道8号は市内を横断する形で延び、四屋交差点からは国道156号、国道160号が分岐し、それぞれ砺波・岐阜方面、氷見・七尾方面へと繋がっている。高規格幹線道路の能越自動車道は国道8号を交差して小矢部砺波JCTまで走り、高速道路の北陸自動車道と平成20年（2008）に全線開通した東海北陸自動車道に接続する。

一方、鉄道網としては幹線鉄道であるあいの風とやま鉄道線のほか、地方交通線としてJR城端線、JR氷見線が運行し、高岡駅から射水市越ノ潟までを路面電車「万葉線」が結んでいる。更に平成26年度には、長野ー金沢間で北陸新幹線が開業し、新高岡駅が整備された。海上交通に目を向けると、古くから沿岸交易の要港として栄えていた伏木富山港は、昭和61年（1986）年に特定重要港湾（現・国際拠点港湾）に認定され、多目的国際ターミナルの完成、港へのアクセス道路伏木万葉大橋の開通により、今後ますます環日本海交流の要地としての役割が期待される。

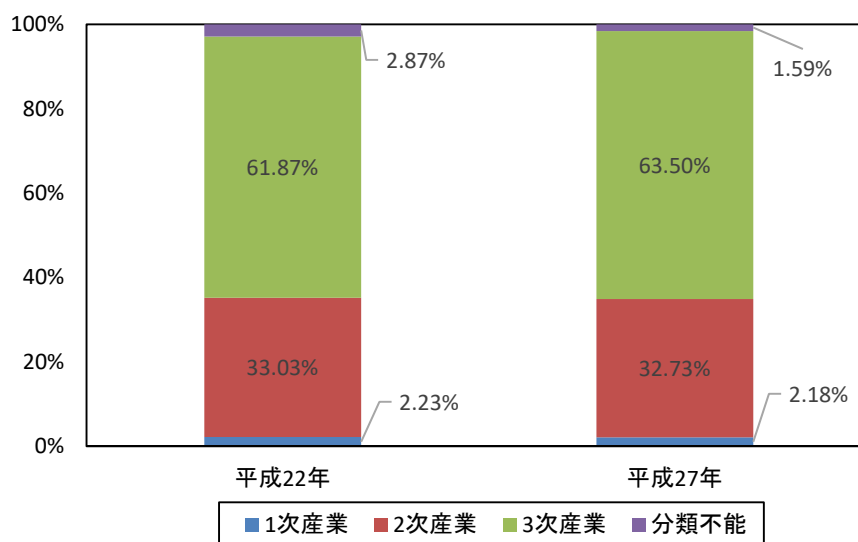


高岡市の主要交通網

〔資料：都市計画マスタープラン一部加工〕

（５）産業

高岡の産業といえば、まず伝統的産業として、約400年もの間受け継がれてきた銅器・漆器産業があり、また旧福岡町域の菅笠産業などがある。産業全体でみると、事業所数、就業者数とも第3次産業の占める割合が最も高く、商業都市としての性格を色濃く留める。



産業分類別就業者割合の推移

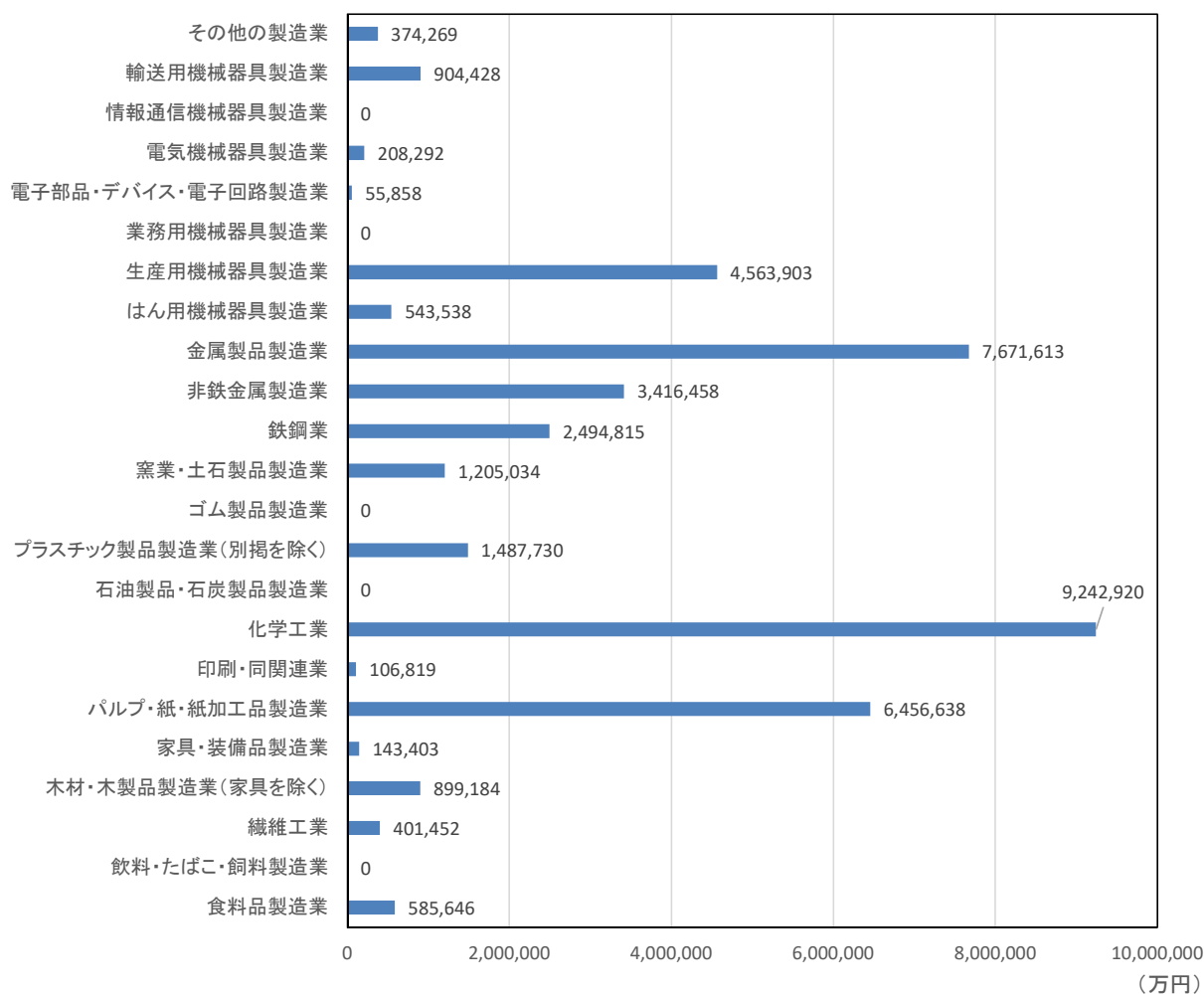
[資料：国勢調査を基に作成]



高岡市の市街地を南より望む

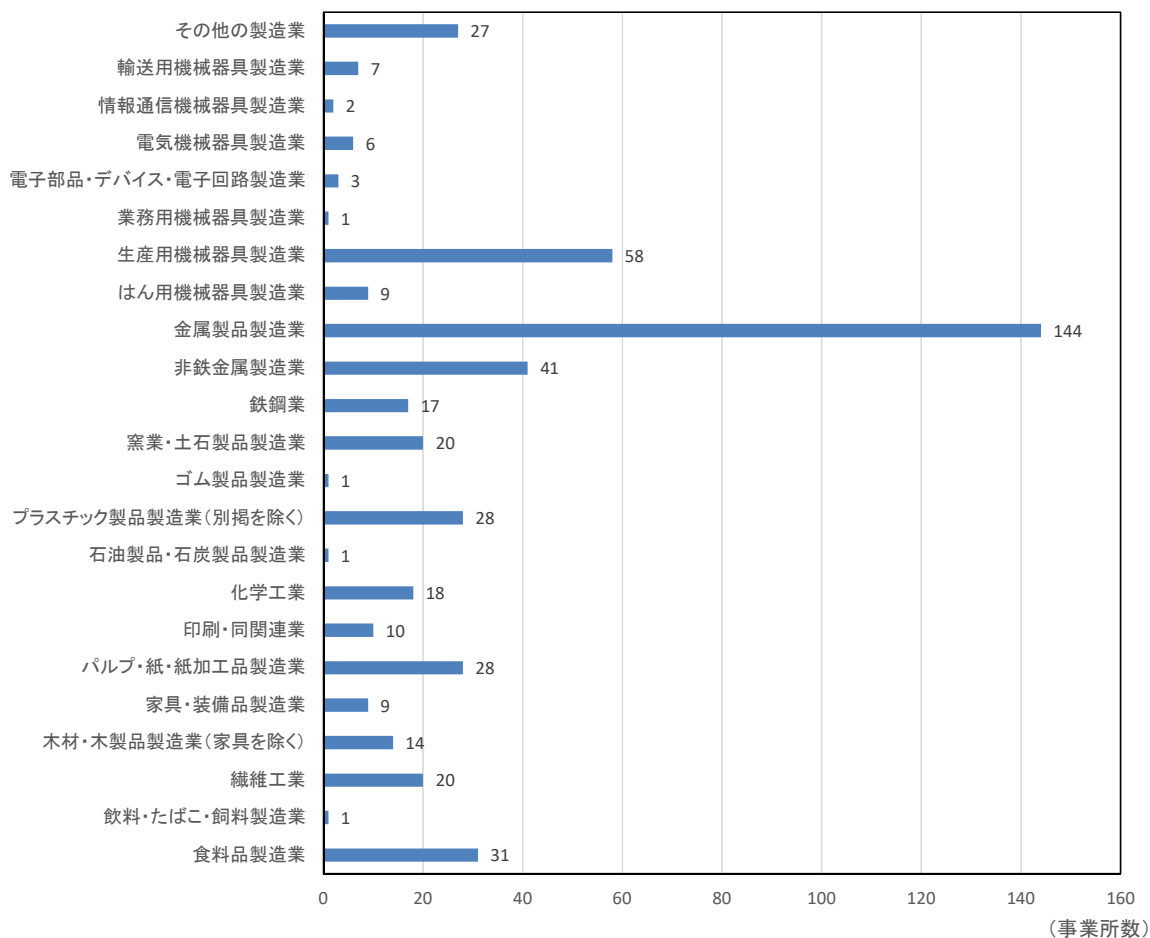
① 製造業

本市の製造業は、平成29年（2017）の工業統計における製造品出荷額等では、「化学工業」、「金属製品製造業」、「パルプ・紙・紙加工品製造」の順で高く、この3つを合わせると全体の約6割を占めている。特に、「金属製品製造業」は、銅器の鋳物技術を基に、豊富な水資源を利用し昭和初期から発展しており、住宅用・ビル用建材の生産では全国有数の産地である。また、事業所数については、「金属製品製造業」が最も多く、次いで「生産用機械器具製造業」、「非鉄金属製造業」となっている。



産業分類別の製造品出荷額等

[資料：工業統計を基に作成]



産業分類別の事業所数

[資料：工業統計を基に作成]

② 伝統産業

本市の伝統産業は、約 400 年もの間受け継がれてきた銅器・漆器産業があり、また旧福岡町域の菅笠産業や仏壇などがある。

銅器・漆器産業とともに、「高岡銅器」、「高岡漆器」として昭和 50 年（1975）に伝統的工芸品として国の産地指定を受けている。産地の特徴としては、工程別の分業体制が確立されており、事業所規模は小さく、職人集団的色彩が強いことが大きな特徴である。特に、高岡漆器は、明治初期までに現在の高岡漆器の特徴である「彫刻塗」「勇助塗」「青貝塗」の 3 技法が確立され、これらの技は、歴代の名工によって伝えられ、重要有形民俗文化財の高岡御車山に凝縮されており、高岡の文化として今日に継承されている。

菅笠産業は、「越中福岡の菅笠」として平成 21 年（2009）には「越中福岡の菅笠製作技術」が重要無形民俗文化財に、平成 29 年（2017）には「越中福岡の菅笠」が国の伝統的工芸品として指定を受けた。菅笠は、撥水・防水、防虫・芳香などの特性を持ち、軽量であるため、農作業の日除け・雨除けの必需品として重宝されて

③ 農業

[illegible]

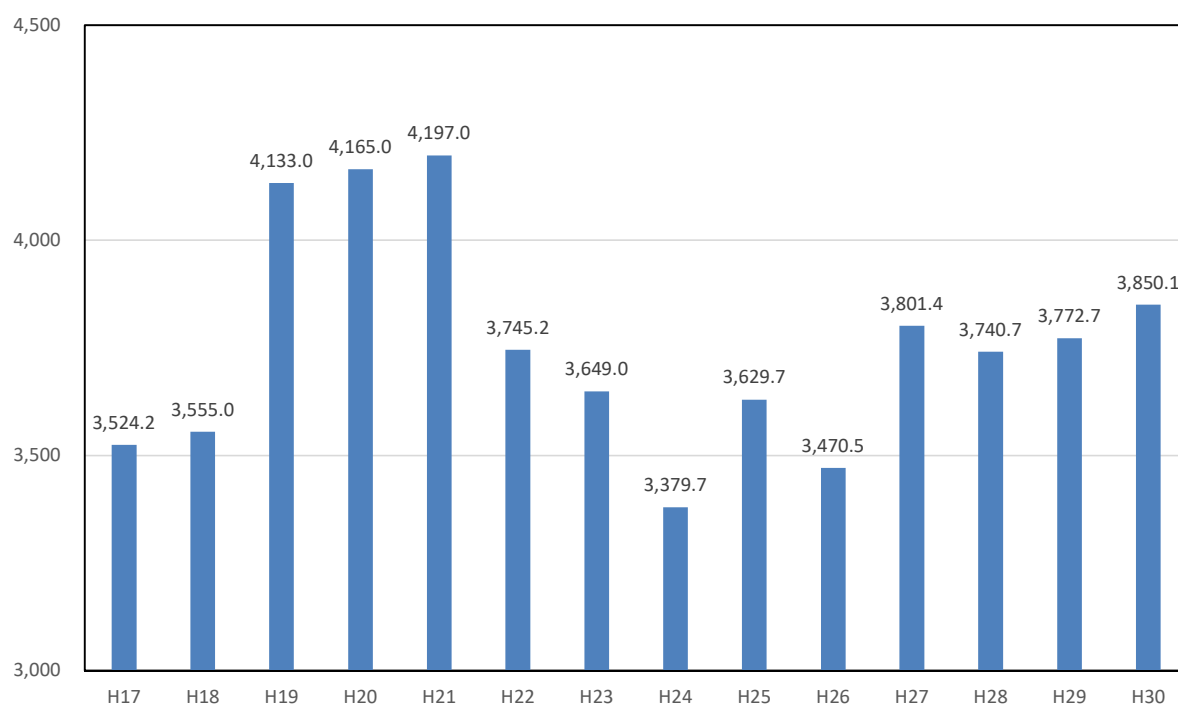
[資料：高岡市農業水産課資料]

④ 観光

本市は、国宝 瑞龍寺、重要文化財に指定されている勝興寺、「鋳物の町高岡」が受け継いだ鋳造技術の粋が結集して造立された高岡大仏、国史跡に指定されている高岡城跡などの歴史的な資産のほか、道の駅 雨晴から眺望できる雨晴海岸などの景勝地、また、高岡御車山祭、伏木曳山祭、高岡万葉まつり（万葉集全二十巻 朗唱の会）、福岡町つくりもんまつり、中田かかり祭など観光客にとってどれも魅力的な観光資源が集まっている。

近年の観光入込客数は、平成21年（2009）をピークに減少傾向であったが、平成27年（2015）3月に北陸新幹線が開業したことから、平成27年（2015）以降は増加傾向にある。

（千人）



観光入込客数の推移（平成17年～平成30年）（2005～2019）

[資料：高岡市統計書を基に作成]

3 歴史的環境

（1）歴史

①原始・古代

高岡は、砺波平野や射水平野といった北陸を代表する穀倉地帯を背後に控え、東西は庄川・小矢部川という大河川に挟まれ、北は日本海に面するという、非常に恵まれた環境に立地しており、古くから人々の営みがみられた。

その歴史は旧石器時代まで遡るものであり、古定塚遺跡や岩崎遺跡、小野遺跡などで旧石器時代のナイフ形石器等が発見されている。

縄文期には、狩猟・漁労・採集生活が盛んになり、小さなムラが形成されるようになった。なお、この時代の遺跡は多くが小矢部川の左岸、特に二上山丘陵と西山丘陵の縁辺を成す台地上に点在しており、平野部では佐野台地や高岡台地に多く分布している。

弥生時代中期には、大陸から北九州に伝わった農耕文化が富山県域にも伝わっており、扇状地の末端や微高地、自然堤防上に集落が立地し、近辺の沼沢地や河川流域の低湿地で水田耕作が営まれるようになった。また、この頃から集落の内部で身分階層の分化が進み、指導者が生まれ、有力な集落を核とした地縁集団が形成され、その中心的指導者が豪族や首長へと成長していった。

豪族や首長による支配社会が形成される中で、畿内から広まった古墳文化は高岡市域にも伝わっており、二上山丘陵や西山丘陵には古墳や横穴墓の濃密な分布をみることができる。また、奈良時代には伏木の地に越中国府が置かれ、万葉集の代表的歌人である大伴家持が国守として赴任し、在任中に「渋谿」と詠まれた雨晴海岸など当地の風光明媚な自然などについて数多くの秀歌を詠んでいる。



大伴家持像



雨晴海岸

②中世

平安時代末期になると、各地で源氏・平氏の争乱が始まり、越中でも在地の武将を巻き込んだ激しい争いが起きており、寿永2年（1183）年には木曾義仲が越中の国府で軍勢をまとめ、倶利伽羅峠で平維盛を破っている。また、平氏滅亡後、源頼朝に追われた源義経は現在の高岡市域を通り平泉に向かったと伝えられ、伏木には義経一行が雨宿りしたという義経雨晴岩や、義経記の一節にも出てくる如意の渡などがある。

高岡市域では、鎌倉時代・室町時代の間に守護所の位置が伏木から放生津、守山と移され、二上山丘陵や西山丘陵には戦国大名の居城として守山城や木舟城、鴨城など多くの山城・平城が築かれている。

また、中世は仏教諸宗が広まった時代で、五山系禅宗寺院や時宗、浄土真宗などの寺院が各地に建てられた。特に浄土真宗は、真宗王国といわれるほどの勢力に拡大した。室町時代後期には一向一揆が各地で起こり、勝興寺など真宗寺院が激しく動いた。



義経・弁慶像



守山城跡・二上山

③近世

i) 城の建設と城下の町立て

現在の高岡の中心市街地の基盤が形成されたのは近世初期のことである。天正13年（1585）、豊臣秀吉より礪波・射水・婦負の3郡を与えられた前田利勝（後の加賀藩2代当主・前田利長）は、守山城主となり城下に町を築いたが、慶長2年（1597）に富山へと居城を移した。その後、弟の利常へ家督を譲り隠居していた利長は、富山城焼失を契機に、慶長14年（1609）、それまで荒地であった“関野”と呼ばれる地に高岡城と城下町を築いた。これが現在の高岡中心部のルーツである。



高岡城跡

高岡城跡とその周辺は3段の地形面が識別され、上段は末広町・高岡城跡の

面、中段は片原町面、下段は川原町面である。利長は城下建設時にルートを変更した北陸道に沿って碁盤目状に町割りを行い、上段に城と武家地、中段及び下段に町人地を配した。その際、移住町人には土地の無償提供や地代免除などの特権を与え、職種ごとに居住地を割り振っており、今でも利屋町や白銀町などの町名にその名残を見ることができる。また、上段には荒川用水、中段に庄方用水、下段には川原用水をそれぞれ流すことで掘割とし、町域を明確にするとともに、外部に対しての防御線としている。さらに利長は寺社の配置にも配慮しており、曹洞宗・真言宗の寺を防御上の砦として市街地南端に配し、一方で一向一揆を防ぐ目的から浄土真宗の寺を市街地内部に取り込むなどした。



高岡城跡を北より望む（平成 18 年（2006）撮影）

高岡市立博物館提供

ii) 城下町から商工業の町への転換

利長による城下町の建設手法は、加賀藩の藩都である金沢や日本を代表する城下町である江戸などと多くの共通点を有している。しかし、高岡の都市としての発展は、他の城下町とは異なる道を歩いてきた。これは、高岡城が利長の死と元和元年(1615)の一国一城令により、築城後わずかのうちに廃城となり、武士を中心とする社会構造が成熟しなかったためで、3代利常による商工振興策や町民らの努力により高岡は商工業都市として発展を遂げることとなった。

高岡城の廃城後、城下の荒廃を憂いた利常は、元和6年（1620）に高岡町人の他所転出を禁じた。その上で、寛永12年（1635）に布御印押人を置き、高岡を麻布の集散地とした。さらに、承応3年（1654）には御荷物宿、明暦3年（1657）には魚問屋や塩問屋の創設を認め、古城内には御収納蔵と御詰塩蔵を設置するなど、高岡の商業都市への転換策を積極的に図った。

また利常は、城を迂回していた北陸道のルートを町中へ通るように変更し、町の外れにあった寺院群を町中へと移動させ、空き地となった武家屋敷跡に町人たちを住まわせるようにした（地子町）。

加賀藩ではその後も利常の意思が引き継がれ、寛文11年（1671）には締綿市場が設置されるなど、高岡は着実に商工業都市へと変貌を遂げていった。

iii) 商工業都市を支えた流通システムと周辺の町々

高岡町の経済基盤を支えた麻布や米の交易を可能にしたのが街道や河川を利用した流通システムであり、これらの街道沿いや河川の流域には、宿場町や在郷町、港町などが発達した。

木町は、城下の建設にあたり、利長が最初に町立てに着手した町である。木町は、小矢部川と千保川（当時は庄川の本流）が合流する付近にあり、両河川の合流付近が淵となっ

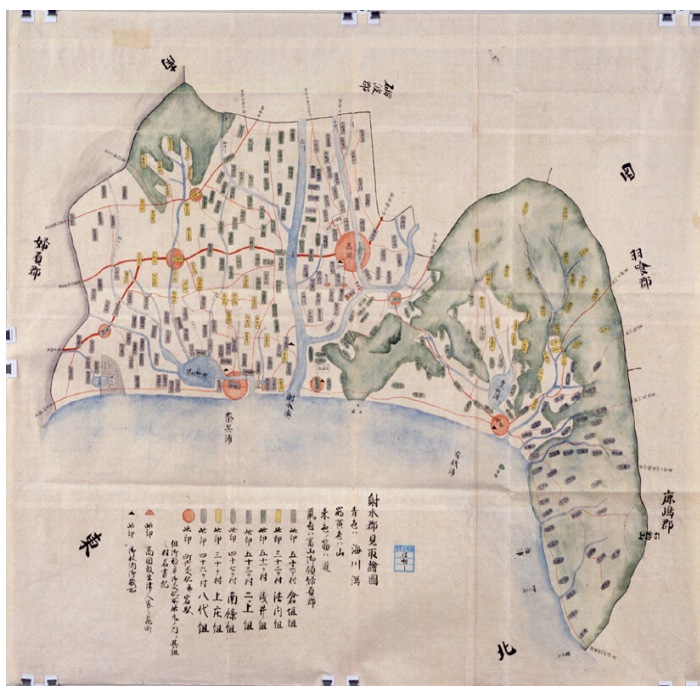


木町の舟着き場（大正の頃）

ていたことから外海船の着岸が可能であり、広大な砺波平野穀倉地帯を背後に控え、他地域間との物資の流通に大きな役割を果たした。正徳4年（1714）に完工した小矢部川からの庄川切り離し工事や、伏木など他の浦方の台頭により次第にその地位は薄れていったものの、近世の早い段階を通して果たした役割は大きい。

加賀藩は米の効率的な収集と円滑な流通を目的に、主要な河川や街道沿いに年貢米を納める御蔵を設置した。これによって、高岡町周辺の農村地域では、主に街道沿いを中心に、従来の農村という性格に加えて商工業が行われる在郷町や宿場町が形成された。特に、中世まで北陸道の主要往還筋であった戸出・中田往来やルート変更後の北陸道沿いには、福岡新町や立野町、和田新町、戸出村、中田村などが発展した。

一方、小矢部川や千保川を下ってくる米などの終着点であった伏木は、加賀藩から渡航の許可、税の徴収など公的な役割を認められ、北前船（バイ船）を利用した交易により港町として発展した。当時の様子は、射水郡見取絵図（文化5年(1808)）高樹文庫蔵にて見ることができる。



射水郡見取絵図（文化5年(1808)）高樹文庫蔵



※米場：米の出入や売買を監視する役割を担った。

綿場：加賀藩の主要産物であった木綿の原料綿を供給する役割を担った。

米、その他特産物の流通システム

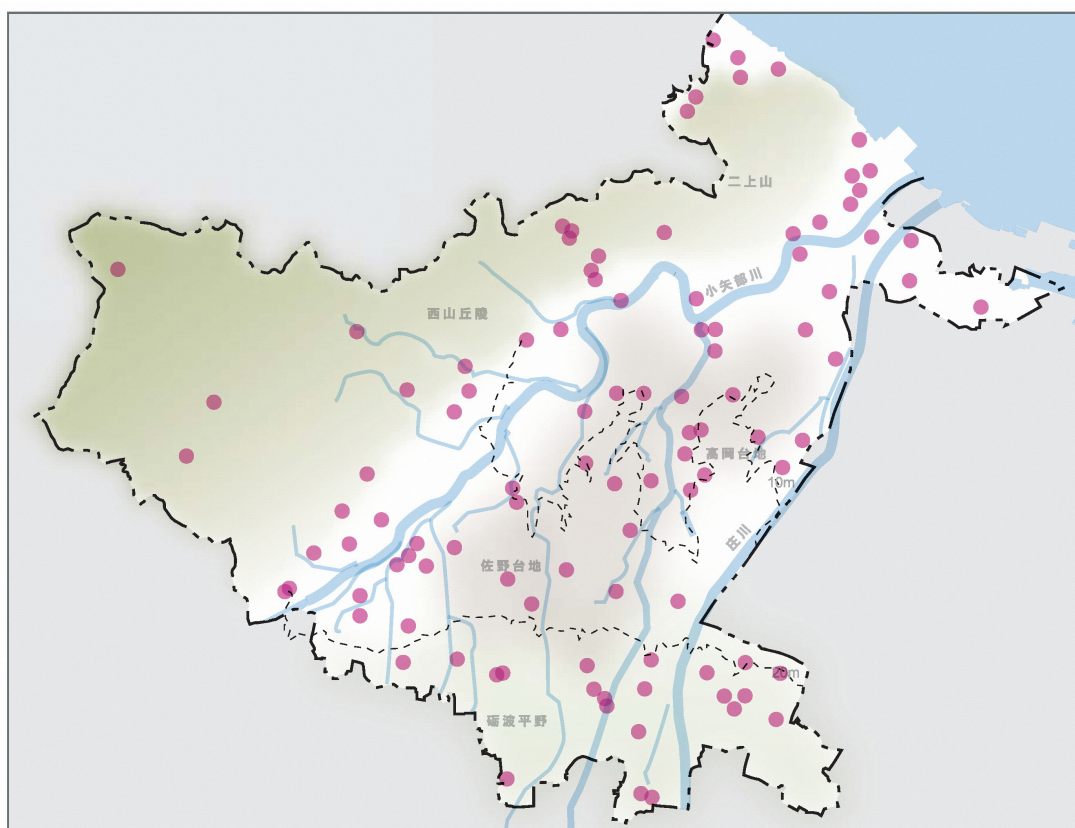
[資料：高岡市歴史文化基本構想（平成23年3月）]

iv) 多様な祭礼行事と獅子舞

旧高岡町のみならず周辺地域も含めて多様な形態の地域社会が形成された結果、古代からの神道や仏教などの広がりや相まって、様々な祭礼行事が生み出された。旧高岡町では、市を代表する祭礼行事となっている高岡御車山祭や御印祭といった町の起源などに深く関わる祭礼行事が生み出され、周辺地域では、二上山をご神体とする二上射水神社の築山行事や伏木曳山祭（けんか山）など神社の例大祭に併せた祭礼行事や、田祭り・虫送りといった豊作を祈願する祭礼行事、節句やお盆など季節のお祭り、福岡町のつくりもんまつりなど地域特有の祭礼行事などが生まれた。特に、村落内の神社の春祭りや秋祭りで行われる獅子舞は、

市の全域に分布しており、本市の民俗芸能を語る上で欠かせないものとなっている。

現在市内にある約160件の獅子舞を芸能によって分類すると、おおよそ氷見獅子、砺波獅子、射水獅子、行道獅子の4つに分類することができる。氷見獅子はいわゆる百足獅子で、市内では伏木から二上山・西山丘陵沿いの小矢部川左岸地域に多く見られる。曲のテンポが速く活発な獅子舞で、演目はシシゴロシで終了する。砺波獅子は砺波地方から伝播したもので、中田や戸出、福岡地域の一部などで見られる。獅子は胴幕に竹の輪を入れた大型の百足獅子で、シシトリが棒や薙刀を用いてリズムカルに演じる。射水獅子は百足獅子の一種で、上牧野や常国などの庄川右岸地域、庄川左岸の川沿いなどに見られる。射水獅子は氷見獅子や砺波獅子、神通川上流域に多い金蔵獅子などの影響を受けている。行道系の獅子は、神輿行列などの露払い役として、古い箱型の獅子頭が練り歩くものである。市内では、二上射水神社築山行事の源太夫獅子、市指定無形民俗文化財の氣多神社のにらみ獅子がある。



凡例

●：獅子舞が行われている箇所

獅子舞保存分布

[資料：高岡市歴史文化基本構想（平成23年3月）]

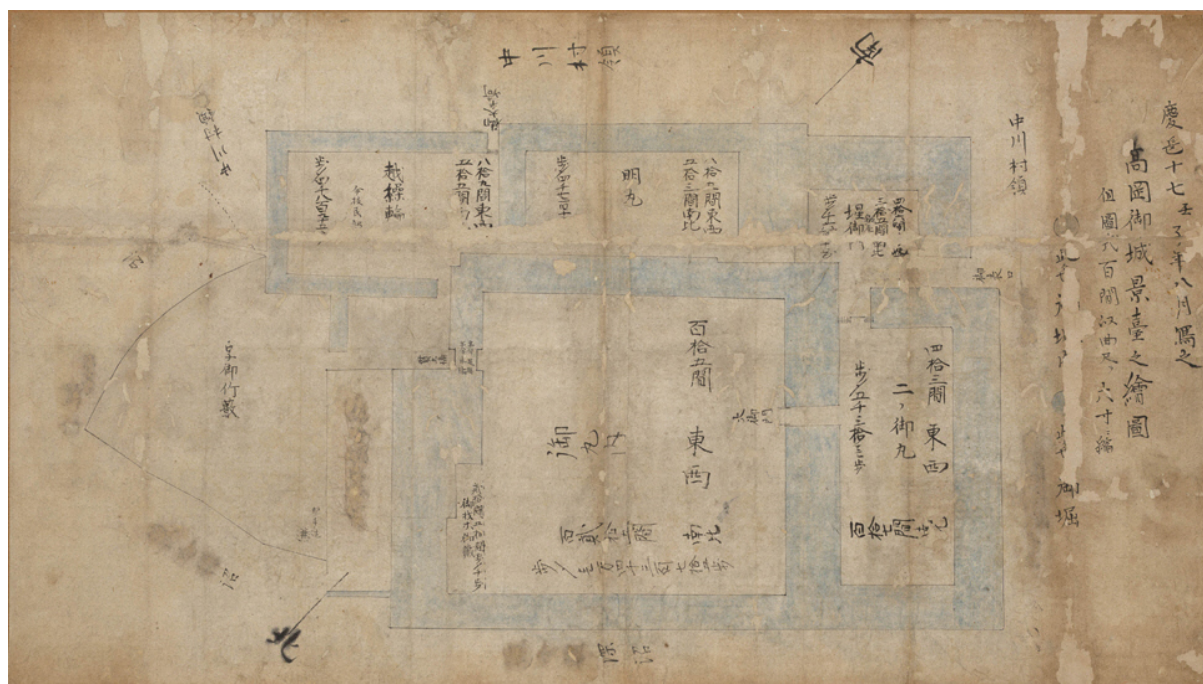
v) 加賀藩ゆかりの伝統文化

加賀藩領である高岡では、お茶や能といった加賀藩ゆかりの伝統文化が庶民の間に深く根付いている。町家では、凝ったしつらえの茶室が多くみられ、日常的にお茶が嗜まれ、毎年の行祭事にもお茶会が催されている。能楽では、高岡能楽会といった団体が結成され、瑞龍寺で毎年行われる薪能や燭光能などで幽玄な舞が披露されている。その技術も高く評価されており、野尻哲雄氏及び荒井亮吉氏は、重要無形文化財「能楽」の保持者（総合認定）として認定された人によって構成される日本能楽会の会員となっている。このほか、雪つりなど、地域の自然・風土と密接に結びついた習慣にも高岡固有のものが息づいている。

vi) 高岡城の保存と継承

一国一城令により廃城となってしまった高岡城だが、利長利常の時代の高岡城の様子は、高岡御城景台之絵図（慶長 17 年（1612）8 月写）に見ることができる。廃城後も城内は高岡町奉行所の管理下におかれ、加賀藩の米蔵・塩蔵・火薬蔵・番所などが置かれ、軍事拠点及び町の核としての機能は維持されていた。明治初期には民間への払い下げによる消滅の危機に瀕したが、服部嘉十郎ら有志の努力により、明治 8 年（1875）には、射水神社に占有された本丸跡の 3 分の 2 近くを除き公園に指定され守られることとなった。

城内に建造物は全く残されていないが、キリシタン大名の高山右近が設計したともいわれる優れた縄張りは非常によく残されており、曲輪や堀も当時とほとんど変わっておらず、こうした点が高く評価され、昭和 40 年（1965）には、富山県の指定史跡、また、平成 27 年（2015）には、史跡となった。また、現在は「さくら名所 100 選（日本さくらの会選定）」や「日本 100 名城（日本城郭協会選定）」、「日本の歴史公園 100 選（都市公園法施行 50 周年等記念事業実行委員会選定）」などにも選ばれており、市民の憩いの場として、万葉祭りなどのイベントの舞台として賑わいを見せている。現在の高岡城の様子は、次の図より見ることができる。



高岡御城景台之絵図（慶長17年（1612）8月写）高岡市立中央図書館蔵



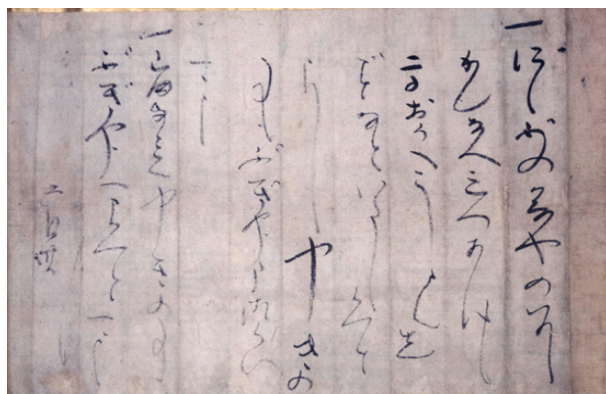
高岡城跡・高岡古城公園

vii) 高岡のものづくり

現在高岡は高岡銅器や高岡漆器などの伝統工芸と、アルミ産業などの近代産業が融合したものづくりの町となっている。このものづくりの技術もその多くが近世に端を発するものである。

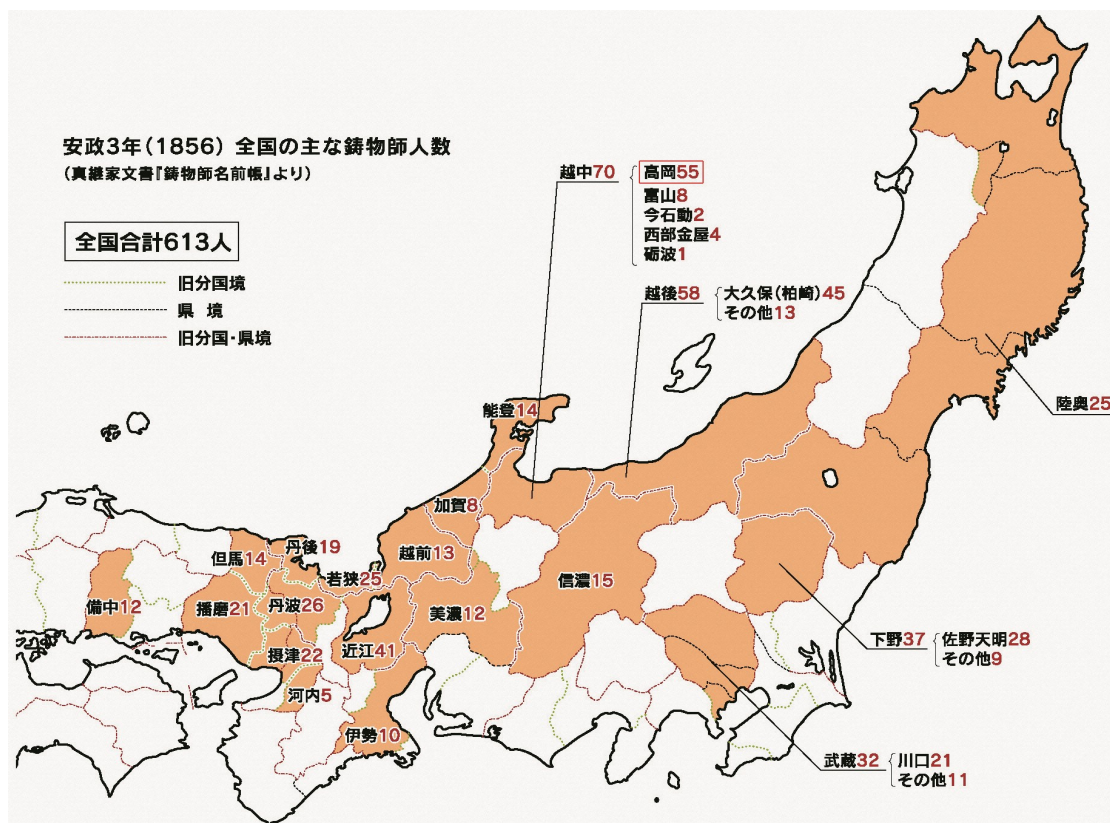
高岡銅器の生産のはじまりは、およそ400年前に利長の高岡入城に際し、城下の繁栄を図る産業政策の一環として始めさせた鋳物生産に見出すことができる。利長は、礪波郡の西部金屋から7人の鋳物師を招いたとされ、金屋町の地に無租地を与え、税を免除した。これは、市指定有形文化財である前田利長書状（慶長年間5月30日付）にからも読み取ることができる。以降、金屋町を中心とした高岡の鋳物生産は、加賀藩の庇護や町民らの努力により、大きな発展を遂げることとなった。

当初、高岡鋳物の生産は鍋や釜、鋤・鍬といった鉄鋳物の生産が大半で、銅鋳物はわずかであった。これは18世紀初頭に高岡の鋳物が能登など越中国外へ販路を拓き進出する機会を迎えても変わらず、当時の主要な生産品は塩釜や鯉釜などであった。しかし、近世の早い段階から彫金師や仏具師により、装身具や仏具、仏壇飾りなどの小物銅器もつくられており、18世紀後半になると、こうした彫金師や仏具師の持つ技術と鋳物師の技術が融合し、梵鐘や燈籠のような大型製品から、火鉢や燭台などの日用品、かんざしや煙管などの装飾品といった銅鋳物がつくられるようになった。これは、安政3年（1856）の全国の主な鋳物師人数からみても越中では70人ほどの鋳物師がいるが、そのうち55人は高岡であり、越中のなかでも高岡が盛んであったことがわかる。また製品を売りさばく高岡商人の活躍もあって、高岡は銅器の一大生産地として発展することとなった。



前田利長書状（慶長年間5月30日付）

高岡市立博物館蔵

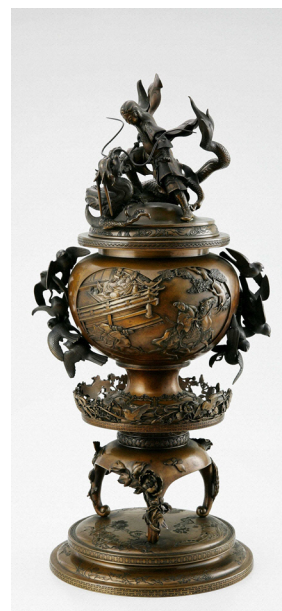


安政3年(1856) 全国の主な鋳物師人数(真継家文書『鋳物師名前帳』より)

[資料: 高岡市立博物館 常設展ガイドブック(平成20年(2008))]

18世紀後半に本格化し始めた高岡の銅器生産は、江戸時代後期にはさらに全国各地に販路を拡大し、19世紀中頃からは海外貿易も始まった。また、近世には、一つの工房で鋳造から仕上げ、着色といった製造に関わる全ての工程を行う工房制手工業が行われてきたが、明治の中頃には、問屋が個々の職人に注文して商品を製造させる問屋制手工業体制が確立されていた。この頃の問屋は、単に商品を集めて各地に販売するだけでなく、人々の多様なニーズを研究し、その需要に基づいて製造業者に注文を出すなどの努力を続けており、これが高岡の金工技術の更なる進歩を促したと考えられる。多くの名工を擁した高岡銅器は、明治期の万国博等に出品・入賞を重ねており、欧米への輸出が本格化するほどであった。

今日でも高岡銅器の技術は非常に高い評価を受けており、昭和50年(1975)には国の伝統的工芸品の産地指定を受け、平成元年(1989)には金森映井智氏が「彫金」分野で、平成17年(2005)には大澤光民氏が「鋳金」分野で重要無形文化財(いわゆる人間国宝)の指定を受けた。また、平成23年(2011)3月には、「高岡鋳物の製作用具及び製品」が国の登録有形民俗文化財に登録された。



武人文様彫金大香炉

(明治10年(1877))

二代横山彌左衛門)

高岡市美術館蔵



象嵌鑄銅花器（昭和 59 年（1984）
金森映井智）高岡市美術館蔵



鑄ぐるみ鑄銅花器（平成 11 年（1999）
大澤光民）高岡市美術館蔵

高岡漆器も、開町と同時に始まったといわれる。元禄から享保年間には、八兵衛や吉兵衛ら城端色漆蒔絵の名工を輩出し、江戸中期以降には、高岡工芸漆器の祖といわれる辻丹楓などの名工が次々と現れ、様々な技術を生み出した。また、幕末から明治期にかけて、石井勇助らの名工が現れ、勇助塗や青貝塗などの技法を編み出した。その後も、大正から昭和初期には組合が設立され、生産と販売の近代化が進められた。また、その技術は高く評価され、昭和 50 年（1975）には高岡銅器とともに国の伝統的工芸品の産地に指定された。



福寿文勇助塗飾棚（明治 14 年（1881）
二代石井勇助）高岡市美術館蔵

福岡町の菅笠づくりの起源は諸説あるが、古くは、室町時代の嘉吉年間（1441～1443）ともいわれており、庄川や小矢部川の氾濫による低湿地で自生した菅を利用した蓑作りから始まったと伝えられる。以降、山間を中心に水稻の不適作地を利用し菅を育て、小矢部川の河原や中洲を利用して菅干しが行われてきた。江戸時代には加賀藩の奨励も受けて積極的に生産されるようになり、問屋の大型化や海や川、街道といった流通システムの有効利用により、全国へ販路を拡大した。また、その技術や菅の生産から菅笠の製作までの全工程をこの地域で行っていることが高く評価され、平成 29 年（2017）には「越中福岡の菅笠」として国の伝統的工芸品に指定された。

④近代

i) 商都高岡の隆盛

近代は、近世に生まれた商都高岡が更に大きな発展を遂げた時期である。明治期に入っても、越中における最も重要な産業は米作であった。当地で収穫された米の半分は地元で消費されたが、残りは北海道、東京・京都や大阪に廻米されていた。この廻米を扱っていたのが高岡の米商人であり、その運搬にあたったのが廻船問屋である。

高岡では、明治18年（1885）、それまで金沢にしか設置が認められていなかった米商会所が開業し、豊かな穀倉地帯である砺波平野を背後地とする高岡の米取引が活発化していった。それに伴い、江戸時代から続く山町筋の菅野家を頂点とする大商人や、伏木では藤井家、堀田家などの廻船問屋が隆盛を競うようにさらなる発展を遂げることとなった。彼らは綿や布、肥料などを扱う会社を次々と興した。明治22年（1889）以降、菅



高岡米穀取引所 『富山県写真帖』富山県編（明治42年（1909））より

野伝右衛門など山町筋の豪商を中心とした銀行の設立、明治26年（1893）の日本海側初の紡績工場となる高岡紡績株式会社の設立、明治36年（1903）には高岡電燈株式会社の設立など、近代産業への転換をいち早く果たした。さらには、明治31年（1898）の民営中越鉄道の開通、同31年（1898）から同32年（1899）の官設北陸鉄道の開通、明治32年（1899）の伏木港の開港場指定など、流通システムの整備も図られ、これが高岡の商業能力の強化に大きな役割を果たした。

この町の発展は、町の中心部で納まるものではなく、近代化の波は周辺域へも拡大した。伏木港では、明治41年（1908）に県内初の化学工場である北陸人造肥料株式会社商業港が設立され、その後も北海曹達株式会社や伏木製紙株式会社など金属・化学・製紙工場などが次々と進出し、北陸で最初の臨海工業地帯が生まれた。古くから八講布と称する麻布の産地として有名であった戸出では、明治期に入るととりわけ綿織物が隆盛になり、明治26年（1893）に戸出物産合資会社が設立された。

教育の分野では、産業・経済分野からの要求に応えるかたちで、明治27年（1894）の富山県工芸学校の設置を期に次々と中等学校が設置された。また、大正11年（1922）には上水道の敷設が初めて提案され、紆余曲折を経て、昭和6年（1931）6月に市内主要部の工事が完成し通水が始まるなど、社会資本の整備も図られ、経済的豊かさと並行して人々の生活も豊かになっていった。

ii) 伏木港の近代化と藤井能三

重要港湾を有する伏木の発展は、民間の活力が生かされた歴史として特筆される。伏木の有力な廻船問屋に生を受けた藤井能三は、明治5年（1872）に発布された学制を機に伏木に学校を開くことを決意、自らの持家を提供し設立に要する費用をすべて立て替えて、県下初の公立小学校である伏木小学校、同9年（1876）には藤井女兒小学校を開校した（両校は同20年（1887）に伏木小学校に統合）。また、港湾については、明治8年（1875）に大型汽船の伏木来港を実現させ、同10年（1877）には私費を投じて日本海側で最初となる西洋式灯台を完成させた。藤井能三は、私財を投げ打って伏木町と伏木港の発展と近代化を推し進めた者として、今でも市民の尊敬を集める先人の一人である。

iii) ものづくりの技を活かした近代産業の発達

近代以降、近世から発達したものづくり技術を活かして、科学や産業が発達した。

科学の分野では、アドレナリンの発見と消化剤タカジアスターゼの発明で世界的に有名な高峰譲吉博士を輩出している。高峰博士はこれらの発見・発明のほか、わが国におけるプラスチック工業の草分け的存在であるとともに、富山県の急流河川に着目し、河川の水力による低廉な電力を利用したアルミニウム工業の起業に乗り出すなど、高岡の近代化を科学の分野で支えた偉人である。現在の高岡市の主要な近代産業であるアルミニウム工業は、近世初頭に始まる鋳物の伝統技術と高峰博士らの科学分野が融合して発達したものであると言える。

⑤現代

第2次世界大戦終戦後、本市は、戦災により比較的大きな被害を受けなかったことから非戦災都市として今日まで歩んでいる。そのため、現在でも中心市街地には、瑞龍寺や高岡城跡、高岡御車山祭といった伝統行事など数多くの歴史・文化資産が集積しており、重要伝統的建造物群保存地区として、山町筋と金屋町が選定されている。これは、富山県内においては他に類を見ない状況である。また、字名や条里など、中心市街地には開町時の町建ての雰囲気の色濃く残っている。

（2）高岡市ゆかりの人物

本市の歴史的風致の形成に関わりのある人物のうち、本計画の歴史的風致に記載のある人物のみを以下に挙げる。

① 大伴家持（718～785）

奈良時代の歌人。

天平10年（738）に、はじめて内舎人として朝廷に出仕し、その後、従五位下に叙せられ、天平18年（746）に宮内少輔となる。同年6月には、越中守に任じられ、8月に着任してから、天平勝宝3年（751）に少納言となって帰京するまでの5年間、越中国に在任した。在任中に当地の風光明媚な自然などについて数多くの秀歌を詠んでいる。

大伴家持肖像

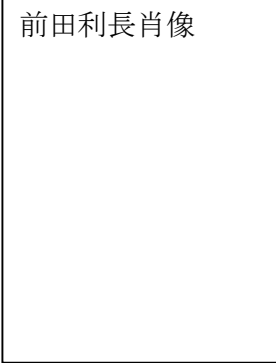


② 前田利長（1562～1614）

前田利家の嫡男として誕生。初名は利勝。加賀藩2代当主。

天正13年（1585）、豊臣秀吉より礪波・射水・婦負の3郡を与えられ、守山城主となり城下に町を築いたが、慶長2年（1597）に富山へと居城を移した。その後、弟の利常へ家督を譲り隠居していたが、富山城焼失を契機に、慶長14年（1609）に高岡城と城下町を築いた「高岡の祖」とされている人物。

前田利長肖像

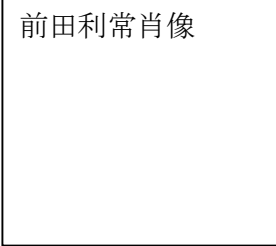


③ 前田利常（1594～1658）

加賀藩3代当主。

利長の死と元和元年（1615）の一国一城令により高岡城廃城後、様々な商工振興策を進め、高岡の商業都市への転換策を積極的に図った人物。

前田利常肖像



4 文化財等の分布状況

本市における文化財の指定件数は下記の表のとおりである。

		国		県	市
種類		指定・選定	登録	指定	指定
有形文化財	建造物	7	39	1	5
	絵画	2		1	4
	彫刻	3		5	11
	工芸品	3		4	19
	書籍・典籍			1	3
	古文書			1	15
	考古資料				4
	歴史資料			3	
無形文化財		1		1	1
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	1		2
	無形の民俗文化財	2			2
記念物	遺跡	3		4	14
	名勝地	1			1
	動物、植物、地質鉱物			2	10
伝統的建造物群		2			
計		25	40	23	91

文化財の指定件数

（1）国指定等文化財

市内には7件の重要文化財（建造物）があり、うち1件は国宝である。重要文化財のうち社寺建築は3件、民家建築は3件であり、建築年代はほとんどが近世のものである。そして、重要無形民俗文化財には「高岡御車山祭の御車山行事」が指定されており、これは「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録された。また、無形民俗文化財には「越中福岡の菅笠製作技術」も指定されている。この他、絵画や彫刻、工芸品といった重要文化財が8件、1件の重要無形民俗文化財、3件の史跡、1件の名勝と1件の重要無形文化財がある。

登録有形文化財は39件の建造物があり、重要伝統的建造物群保存地区は2地区選定されており、高岡の文化財の豊富さを物語る。

ここで、主だった文化財について、以下の表にまとめた。なお、★については第2章で詳細に説明する。

① 国宝

名称	ずいりゅうじ ぶつでん 瑞龍寺（仏殿）★	ずいりゅうじ はつどう 瑞龍寺（法堂）★	ずいりゅうじ さんもん 瑞龍寺（山門）★
外観			
所在地	せきほんまち 高岡市関本町	せきほんまち 高岡市関本町	せきほんまち 高岡市関本町
年代	万治2年（1659）	明暦元年（1655）	文政元年（1818）
概要（構造など）	桁行三間、梁間三間、一重 もこし付、入母屋造、鉛 瓦葺	桁行十一間、梁間九間、一重、入母屋造、銅板葺、向 拝桁行二間、梁間一間、一重、向唐破風造、銅板葺	三間一戸二重門、入母屋 造、こけら葺、左右山廊付 各桁行三間、梁間一間、一重、切妻造、こけら葺

②有形文化財

i) 重要文化財

名称	ずいりゅうじ 瑞龍寺★ (総門、ぜんどう おおさどう たか ろうか かいろう かいろう 廊下、北回廊、南東回廊、 南西回廊)	け た じんじゃほんでん 氣多神社本殿★	たけ た け 武田家住宅
外観			
所在地	せきほんまち 高岡市関本町	ふし き いち の みや 高岡市伏木一ノ宮	おお た 高岡市太田4258 番地
年代	そうもん 総門：明暦頃(1655-1657 頃)	室町時代後期(1467～ 1572)	寛政時代(1789～1800)
概要(構造など)	総門：三間一戸薬医門、切 妻造、こけら葺、左右袖壁 附属	さんげんしゃながれづくり ごはい 三間社流造、向拝一間、 こけら葺	桁行 21.2m、梁間 20.6m、一部 二階、寄棟造、背面腰折屋根、 茅及びこけら葺、西面、南面 及び東面庇付、南面便所附 属、棧瓦葺、北面庇附属、 いたぶき 板葺
名称	さえきけ 佐伯家住宅	しょうこうじ 勝興寺★ (ほんどう きょうどう みたまや 鼓堂、宝蔵、総門、唐門、 式台門、大広間及び式台、 台所、書院及び奥書院、御 内仏)	すがの け 菅野家住宅★ (しゅおく どぞう 主屋、土蔵)
外観			
所在地	ふくおかまみのじま 高岡市福岡町蓑島630	ふし き ふるこく ふ 高岡市伏木古国府	き ふねまち 高岡市木舟町36 番 1 号
年代	明和 4 年(1767)	ほんどう 本堂：寛政 5 年(1793)	おもや 主屋：明治 33 年(1900)
概要(構造など)	桁行 18.0m、梁間 13.0m、入 母屋造、東面庇付、茅葺、 背面下屋付、せんがわらぶき 葺	桁行 39.4m、梁間 37.5m、 いちじゅう いり も や づくり ごはい 一重、入母屋造、向拝三 間、きんぞくばんぶき 金属板葺	どぞうづくり 土蔵造、建築面積 288.45m ² 、 二階建、せんがわらぶき 葺、背面西方浴 室及び便所附属

ii) 登録文化財

名称	高岡商工会議所伏木支所 (旧伏木銀行) ★	清水町配水塔資料館 (旧配水 塔・水源地水槽・第三源井上屋)	澤田家住宅主屋
外観			
所在地	高岡市伏木 湊町7-1	高岡市清水町1-7-30	高岡市二塚10
年代	明治43年(1910)	旧配水塔: 昭和6年(1931)	大正初期(1912~1925)
概要(構造など)	木造2階建、瓦葺、建築面積261m ²	鉄筋コンクリート造、高さ29.7m、直径11.4m	木造2階建、瓦葺、建築面積220m ²
名称	棚田家住宅★ (主屋・味噌蔵・道具蔵・ 衣装蔵)	福岡町歴史民俗資料館 (旧福岡町役場)	谷村家住宅主屋★
外観			
所在地	高岡市伏木 錦町14-26	高岡市福岡町下向田15	高岡市伏木 中央町1-6
年代	主屋: 明治23年頃(1890)	大正13年(1924)	明治元年(1868)
概要(構造など)	木造2階建、瓦葺、建築面積408m ²	鉄筋コンクリート造2階建、瓦葺、建築面積265m ²	木造2階建、瓦葺、建築面積86m ²

名称	よしまつ け しゅおく 能松家住宅主屋★	さ の け 佐野家住宅★ (しゅおく ちゃしつ 主屋・茶室・一番の蔵・二番 の蔵・ちようどぐら みそぐら ぼうかへき 調度蔵・味噌蔵・防火壁)	い なみ や ぶつだんてん 井波屋仏壇店★
外観			
所在地	高岡市吉久2-3-2	高岡市御馬出町68	高岡市守山町37-1
年代	明治末期頃（1868～1911）	明治33年（1900）	明治38年（1905）
概要（構造など）	木造2階建、瓦葺、建築面積101m ²	ど ぞうづくり 土蔵造2階建、瓦葺、建築面積112m ²	木造2階建、瓦葺、建築面積96m ²
名称	ありとう け 有藤家住宅★	きよ と しゅぞうじようしゅおく 清都酒造場主屋★	なん ぶ ちゆうぞうしよ 旧南部 鑄造所 キューポラ・えんとつ 煙突★
外観			
所在地	高岡市吉久2-3-13	高岡市京町12-12	高岡市金屋本町3-45
年代	大正5年（1916）	明治20年頃（1887）	大正13年（1924）
概要（構造など）	木造2階建、瓦葺、建築面積195m ²	木造2階建、瓦葺、建築面積176m ²	キューポラ：鉄製キューポラ及び煉瓦・石造煙道よりなる、鉄製吸気管付 煙突：煉瓦造、高さ15m

名称	ふし き そつこうじょちようしゃ 旧伏木測候所 庁舎 そくふうとう ・ 測風塔★	あり そしょうはちまんぐう 有磯正八幡宮★ ほんでん つりどの はいでん へいでん (本殿・釣殿・拝殿及び幣殿)	いとう け 伊東家住宅 まつした け しゅおく (旧松下家住宅) 主屋
外観			
所在地	ふし き ふるこく ふ 高岡市伏木古国府12-5	よこ た まち 高岡市横田町3-1-1	なか た あざ きむら 高岡市中田字木村4760
年代	ちようしゃ 庁舎：明治42年（1909） そくふうとう 測風塔：昭和13年（1938）	ほんでん 本殿：明治16年（1883）	昭和5年（1930）
概要（構造など）	庁舎：木造平屋建、 かわらぶき 瓦葺、 建築面積 154m ² そくふうとう 測風塔：鉄筋コンクリート造3階建、建築面積 13m ²	ほんでん 本殿：木造平屋建、 どうばんぶき 銅板葺、 建築面積 21m ²	木造2階建、 かわらぶき 瓦葺、建築 面積 179m ²
名称	わか い け しゅおく 若井家住宅主屋 ちゅうえつ (旧中越銀行) ★	まる や け 丸谷家住宅 つ の け (旧津野家住宅) しゅおく どぞう 主屋・土蔵★	かなさく け 金作家住宅 しゅおく ひがし どぞう にし どぞう (主屋・東土蔵・西土蔵)
外観			
所在地	かわら まち 高岡市川原町65-6	よしひさ 高岡市吉久2-2618	ないめん 高岡市内免1-53 他
年代	明治35年（1902）、大正7年（1908）移築	しゅおく 主屋：明治中期（1883～1897）、大正期増築（1912～1926）	しゅおく 主屋：明治26年（1893）
概要（構造など）	木造2階建、 かわらぶき 瓦葺、建築 面積 139m ²	しゅおく 主屋：木造平屋一部2階建、 かわらぶき 瓦葺、建築面積 143m ²	しゅおく 主屋：木造2階建、 かわらぶき 瓦葺、 建築面積 124m ²

名称	かんせいじ 歆盛寺 (ほんどう はなれざしき さんもん) (本堂・離座敷・山門)		
外観			
所在地	ふたづか 高岡市二塚1316		
年代	ほんどう 本堂：江戸中期(1661～1751) ／明治18年(1885)・同39年 (1906)・平成13年(2001)改修		
概要（構造 など）	ほんどう 本堂：木造平屋建、かわらぶき 瓦葺、建 築面積 308m ²		

③記念物（史跡）

名称	さくらだに 桜谷古墳	か がはんしゅまえだ け ぼしよ まえだ 加賀藩主前田家墓所(前田 としなが ぼしよ 利長墓所)★	たかおかじょう 高岡城跡★
外観			
所在地	おおた 高岡市太田	金沢市、高岡市	高岡市
年代	古墳時代前期	正保3年（1646）	近世初頭
指定基準	かいづか 貝塚、集落跡、古墳その 他この類の遺跡	ふん ぼ 墳墓及び碑	とじょう 都城跡、国郡庁跡、城跡、 官公庁、戦跡その他政治に 関する遺跡

④重要伝統的建造物群保存地区

i) 山町筋伝統的建造物群保存地区

面積：約5.5ha

範囲：守山町、小馬出町の各全域、及び御馬出町、木舟町、一番町、源平町、本町の各一部

概要：山町筋は、江戸期の初めに成立した城下町の骨格を踏襲しながら、明治33年の大火後に当時の防災計画に従って再興された町で、土蔵造の町家、真壁造りの町家、前面を洋風に仕上げた町家、レンガ造り洋風建築の銀行など、明治中期から、大正、昭和初期に建築された伝統的な建造物が残る地区である。



山町筋の町並み（木舟町）



山町筋の町並み（守山町）

ii) 金屋町伝統的建造物群保存地区

面積：約6.4ha

範囲：高岡市金屋町・金屋本町の各一部

概要：金屋町は、利長が城下建設に際し、鋳物師を招き土地を与えて鋳物づくりを行わせた高岡鋳物発祥の地である。利長が町民に与えた拝領地は、長さ100間・幅50間であったが、町の発展に併せて町域も拡大しており、現在では長さ約600m（内免の一部を含む）の範囲に、木造・2階建・真壁造り・登梁形式の町家や土蔵、近代以降の工場跡などが100棟以上残されており、鋳物の町としての風情を形づくっている。また、明治期以降に建てられ、軒が深く、袖壁があり、サマノコ（千本格子、狭間処、狭間虫籠）と呼ばれる格子を建て込んだ真壁造りの町家が多く残る地区である。



金屋町の町並み

（2）県指定文化財

建造物が1件、史跡が5件あり、この他に16件の絵画や彫刻・工芸品・古文書等、1件の無形民俗文化財、4件の史跡、2件の天然記念物がある。なお、建造物と史跡については以下の表にまとめた。

名称	いかだ い け 筏 井家住宅★	じょう ひらおうけつ 城 が平横穴古墳	えっちゅうこくぶん じ 越 中国分寺跡★
外観			
所在地	き ふねまち 高岡市木舟町	ふくおかまちまいの や ばん ぼ 高岡市福岡町 舞谷・馬場地内	ふし き いちのみや 高岡市伏木 一宮1-1-44
年代	明治36年（1903）	古墳時代	天平20年頃（748）
概要（構造など）	桁行六間半、梁間七間半、切妻造、平入、棧瓦葺、2階建、黒漆喰仕上げ	じょう が ひらやま 城ヶ平山（標高173.6m）の東山腹にあり、舞谷側に43基、ばん ぼ 馬場側に9基確認	のきひらがわら のきまる 発見された軒平瓦と軒丸瓦は、いずれも奈良時代後期の平城京様式瓦
名称	き ふねじょう 木舟 城 跡	ずいりゅう じ せきびょう 瑞 龍 寺の石 廟	
外観			
所在地	ふくおかまち き ふね 高岡市福岡町木舟地内	せきほんまち 高岡市関本町35	
年代	寿永3年頃（1184）	不明	
概要（構造など）	16世紀代を中心とする土遺物が出土	せきびょう 石 廟 は5基、せきどう きりづまづくり 石堂は切妻造、堂内に宝篋印塔を安置	

（3）市指定文化財

5 件の建造物、56 件の絵画や彫刻・工芸品・古文書等がある。また、2 件の有形民俗文化財、2 件の無形民俗文化財、古墳や中世城館跡など 14 件の史跡がある。その他、福岡地区の西山丘陵を中心に 1 件の名勝、10 件の天然記念物がある。また、無形文化財として福岡の「雅楽」が指定を受けている。なお、建造物について、以下の表にまとめた。

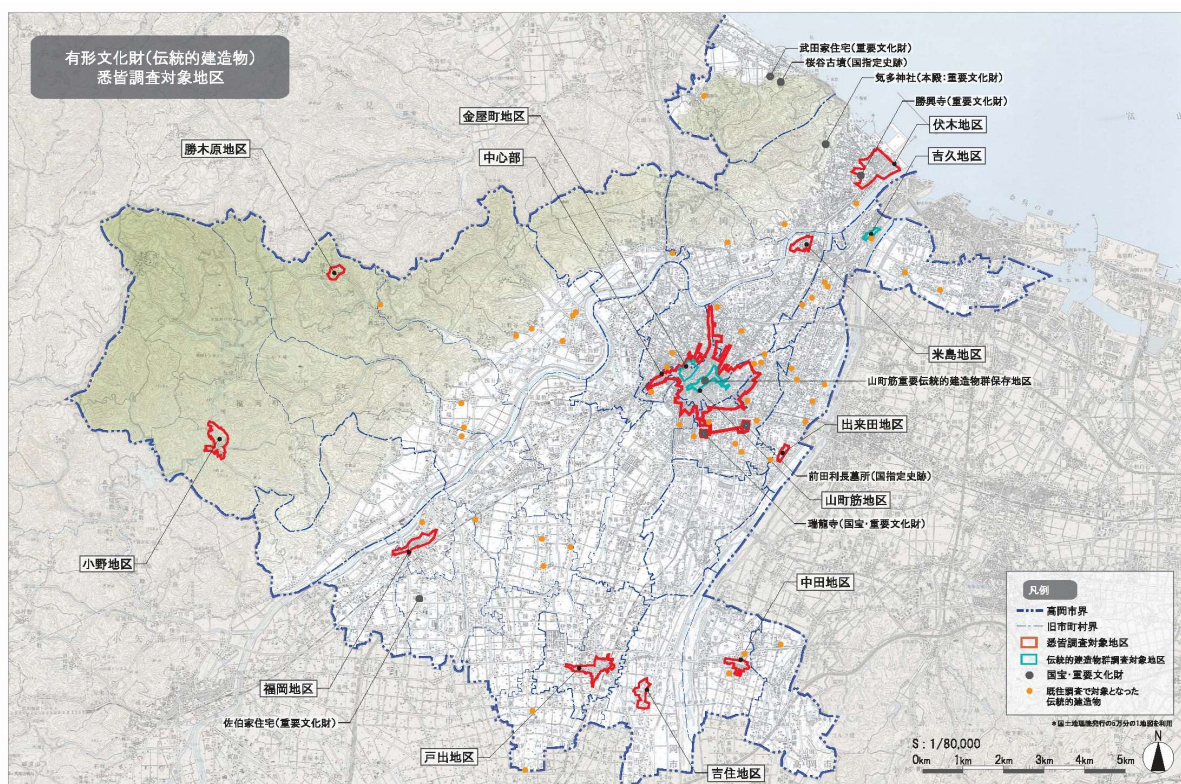
名称	といで お た や もん 戸出御旅屋の門	ごふくまちしんめいしやほんでん 五福町神明社本殿★	おおて まちしんめいしやはいでん 大手町神明社拝殿★
外観			
所在地	といで まち 高岡市戸出町2-14-20	ごふくまち 高岡市五福町12-50	おおて まち 高岡市大手町8-14
年代	寛永 19 年（1642）	慶安 5 年（1652）	慶安 5 年（1652）
概要（構造など）	桁行四間、梁間二間、 きりづまづくり きんがわらぶき 切妻造、棧瓦葺	間口三間、奥行二間の入 も や づくり ひらいり きんがわらぶき 母屋造、平入、棧瓦葺（元 こけらぶき 柿葺）	間口三間、奥行一間の入 も や づくり ひらいり きんがわらぶき 母屋造、平入、棧瓦葺（元 こけらぶき 柿葺）
名称	あきもと け 旧秋元家住宅★	むろさき け 旧室崎家住宅★	
外観			
所在地	ふしき ふるこく ふ 高岡市伏木古国府7-49	こん ま だしまち 高岡市小馬出町26-1	
年代	明治 20 年頃（1887）	明治 36 年頃（1903）	
概要（構造など）	しゅおく きりづまづくり つまいり 主屋：切妻造、妻入、 きんがわらぶき 棧瓦葺	きりづま 桁行四間、梁間七間、切妻 づくり ひらいり きんがわらぶき 造、平入、棧瓦葺、2階 建て	

（4）主な未指定文化財

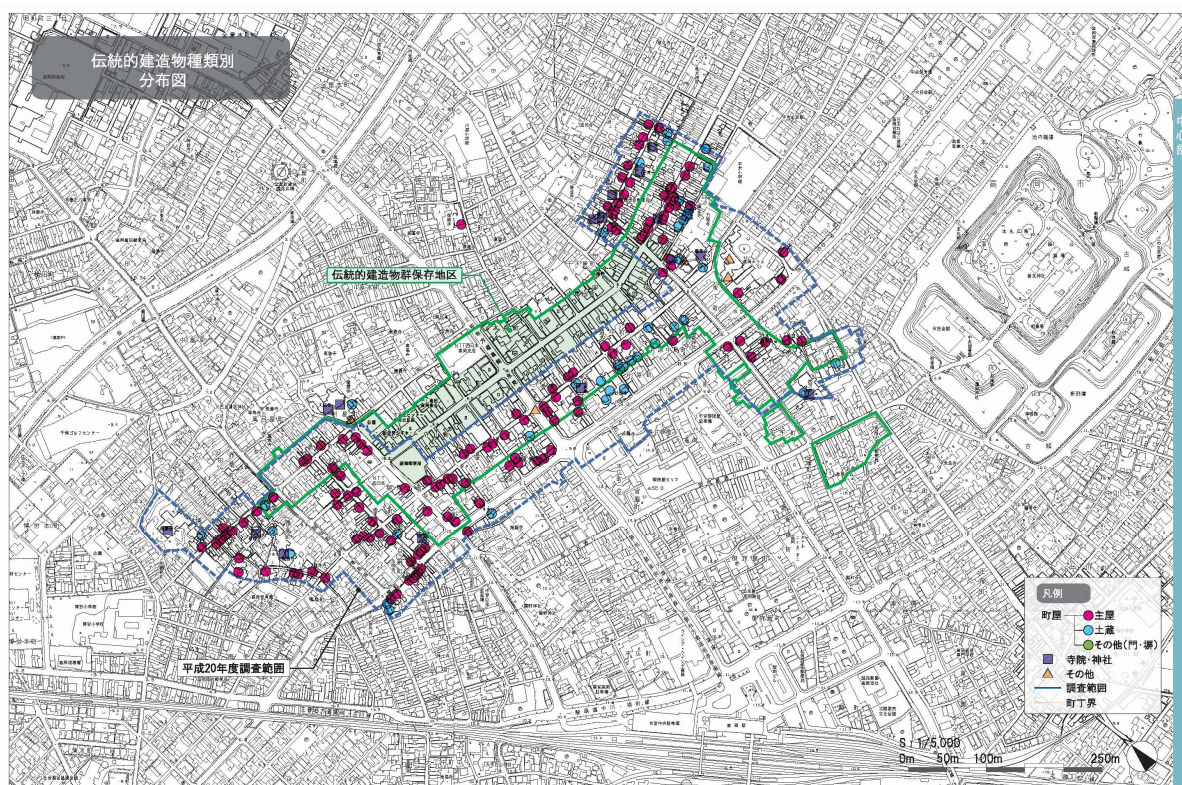
指定等以外の文化財の分布状況については、平成20年度（2008）から平成22年度（2010）に実施した「高岡市文化財総合的把握モデル事業」（文化庁委託事業）において、市内文化財悉皆的調査を実施し把握した。

①伝統的建造物

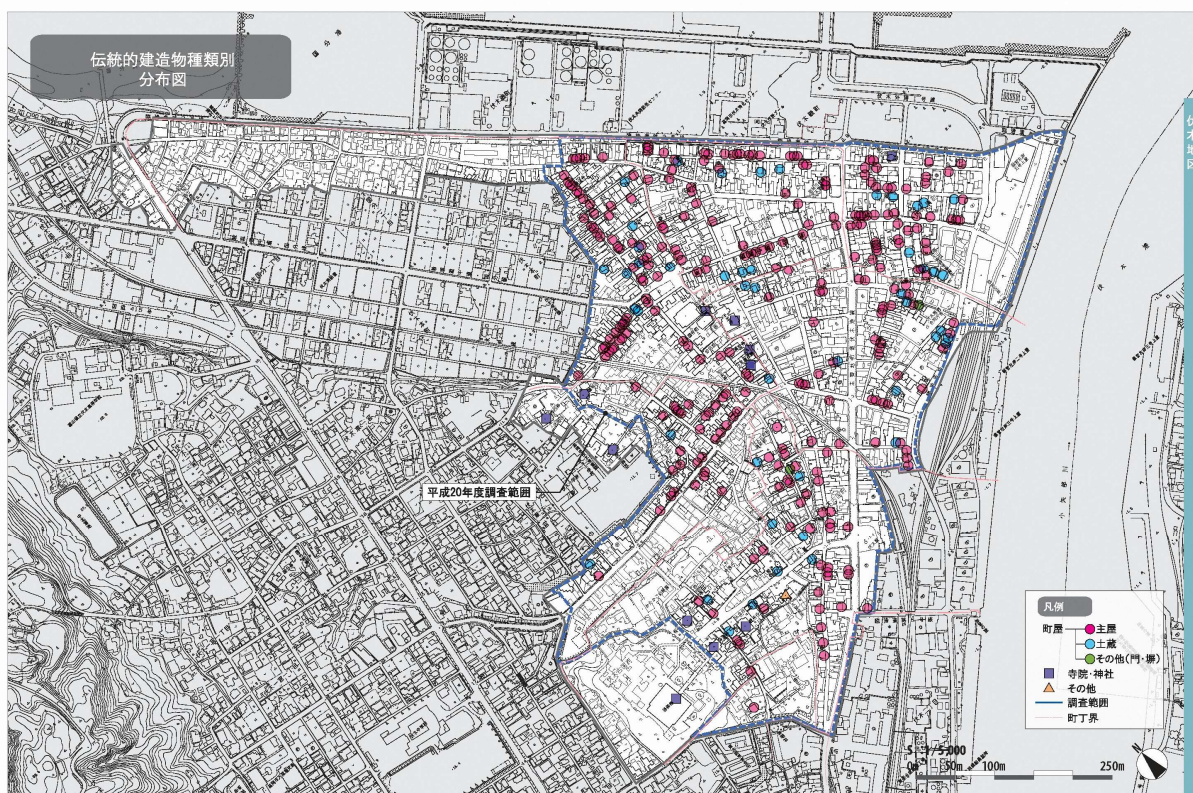
伝統的建造物の調査に関しては、伝統的建造物の建築時期や立地特性を踏まえ、「町家」、「農家一散村・集村集落、山村集落」に分けて調査を実施した。調査地区については、上記伝統的建造物の集積度の高いと思われる地区を抽出しており、町家については市中心部・伏木中心部・福岡中心部・戸出中心部・中田中心部を抽出した。農家のうち散村・集村集落については戸出吉住地域・出来田地域・米島地域を、山村集落については、勝木原地域・福岡町小野地域を抽出した。調査の対象とする伝統的建造物の建築年代は江戸時代から昭和初期（戦前）までとした。



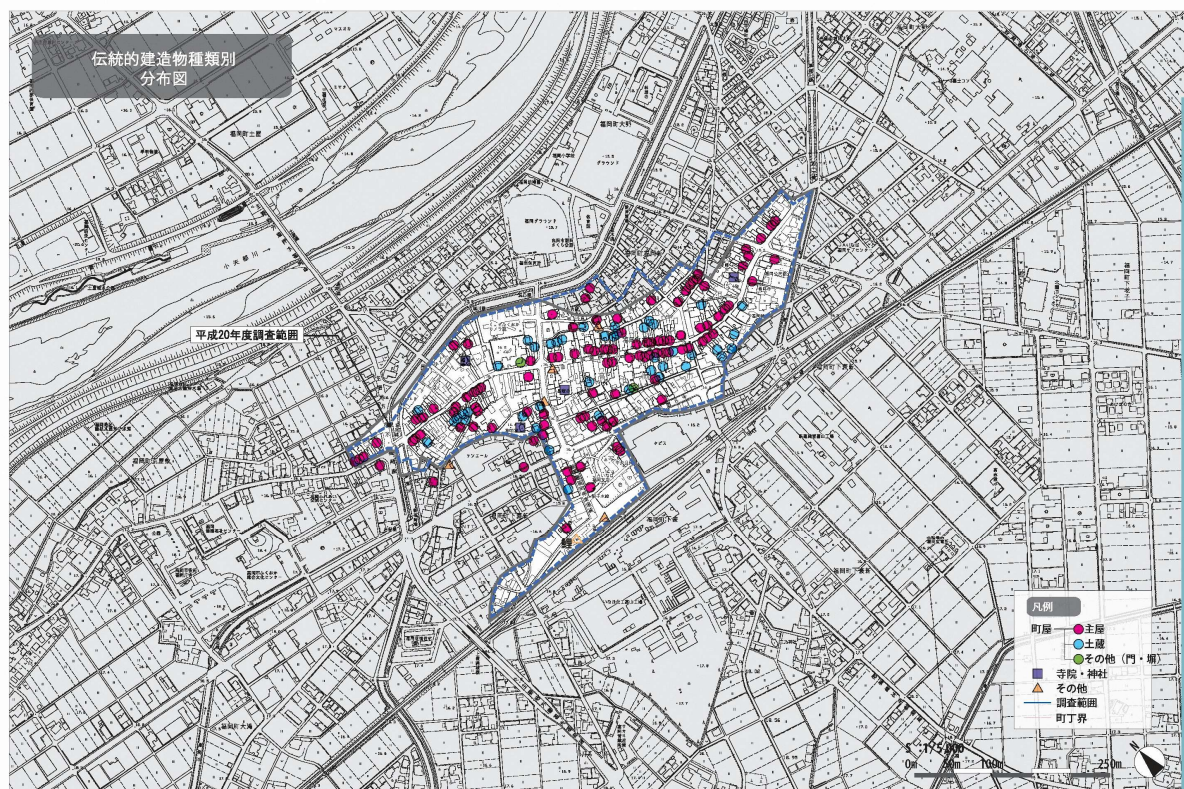
有形文化財（伝統的建造物）悉皆調査対象地区



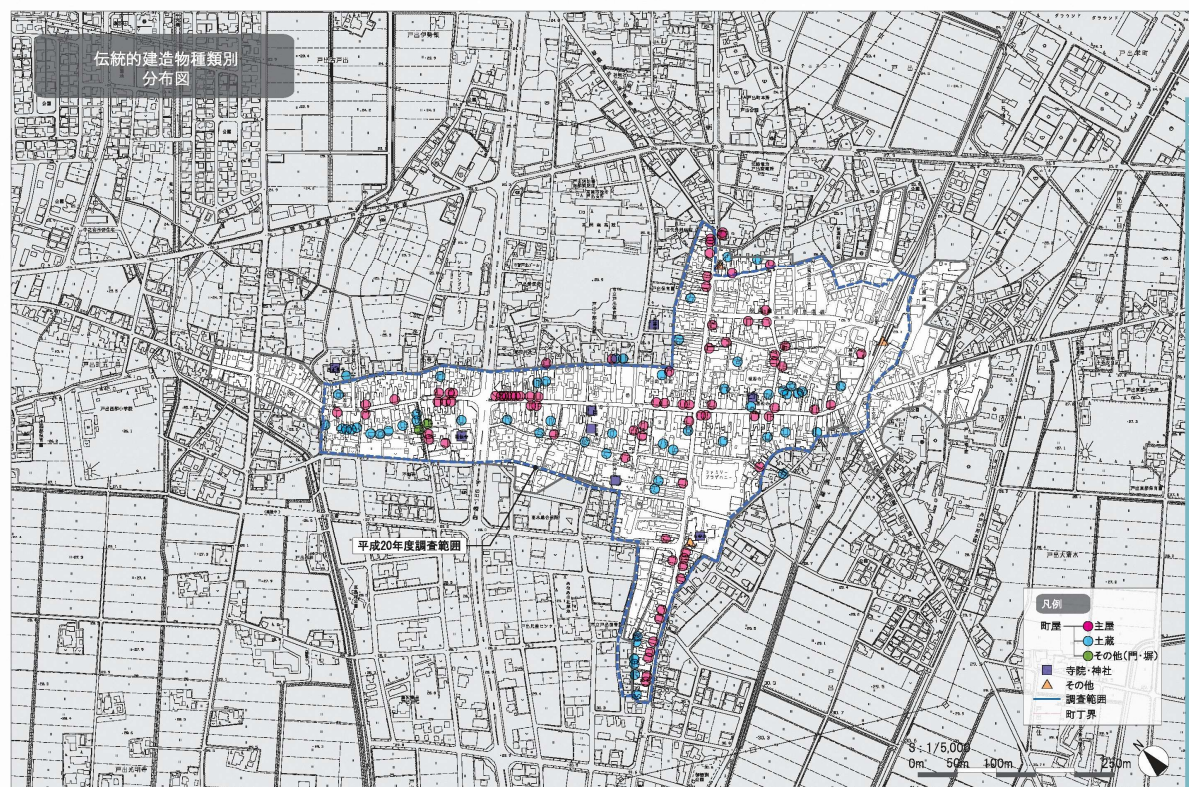
伝統的建造物種類別分布（山町筋地区）



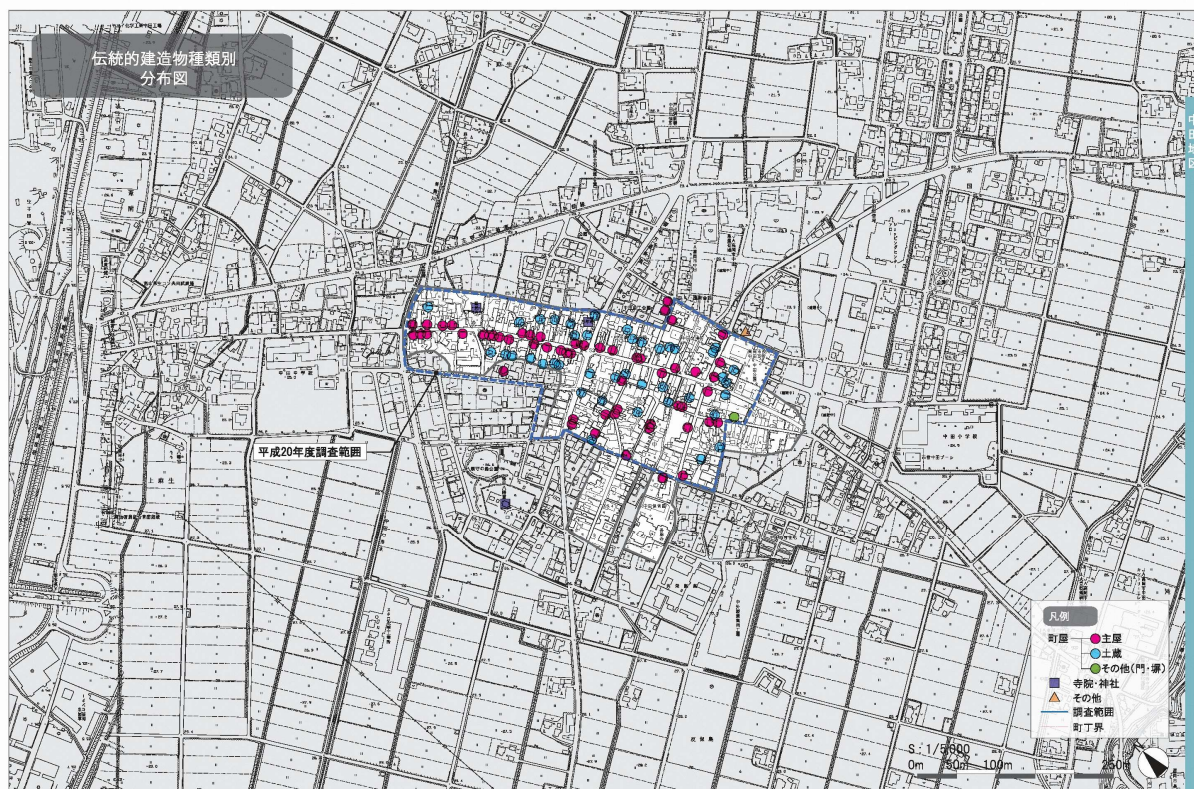
伝統的建造物種類別分布（伏木地区）



伝統的建造物種類別分布（福岡地区）



伝統的建造物種類別分布（戸出地区）



伝統的建造物種類別分布（中田地区）

市内文化財悉皆的調査の結果、伝統的建造物については「町家」、「農家」それぞれに次のような特徴があることが分かった。また、社寺建築については、昭和55年度（1980）に富山県によって近世社寺建築の調査が実施されており、市内でも比較的価値の高い社寺建築の把握が完了している。

i) 町家

市内の町家の多くは大正から戦前に建てられたものが多い。明治のものもある程度みられるが、近世まで遡るものは少ない。

町家は木造真壁造りのものと土蔵造のものと、看板建築とに大別できる。このうち木造真壁造りのものは、中二階下屋庇付き建物においては下屋庇が板葺であり傷みやすいことから大屋根を深く出すために出桁造のものがほとんどである。なお、出桁を支える構造として登梁と腕木があるが、登梁形式は大正以前、腕木形式は大正以降のものが多い。

一方、市中心部では、明治33年（1900）の大火により旧市域の6割が焼失し、当時の県令で新築の際は防火構造とすることが義務付けられていたために、山町筋を中心に土蔵造の町家が多い。

看板建築は明治初期に出現し始めたものと思われ、商家のファサードを石や金属板、セメントモルタルなどで覆っている

ii) 農家

砺波平野や射水平野で見られる伝統的な農家建築の形式としては「アズマダチ」を挙げることができる。このアズマダチは、明治以前に茅葺屋根であったものが屋根を下ろして瓦葺になったもので、散村集落の典型的形式とみなされがちだが、低平地の集村や丘陵地の山村などでもみることができる。砺波市立砺波散村地域研究所によると、この「アズマダチ」は主に明治後期から昭和45年（1970）頃までに建てられたものが多いが、比較的近年に建てられたものもある。

iii) 社寺建築

昭和55年度（1980年度）の調査では、第一次調査として24件の社寺建築の調査が実施され、この中から文化財的価値の特に高い移田八幡宮拝殿他、五福町神明社本殿、勝興寺本堂他、国泰寺大方丈他、瑞龍寺山門、総持寺観音堂、西念寺本堂の8件について、さらに第二次調査が行われた。

このうち瑞龍寺山門と勝興寺については、その文化財的価値が高く評価され、前述のとおりそれぞれ国宝・重要文化財の指定を受けている。

移田八幡宮は中田にあるもので、拝殿は寛政11年（1799）松井角平の作と伝えられ、規模は小さいが中門・透垣を備え神域を形成しており貴重である。

五福町神明社拝殿、総持寺は第2章で詳細に説明する。

国泰寺は、太田地区の西田にある臨済宗の古刹で国泰寺派の総本山である。伽藍はほぼ南面しており、総門は西側を向くが、山門、法堂、大方丈は一直線に配される。開山堂を含めそれぞれが近世の建築物で、禅宗の様式をよく残している。また、庭園など建築物以外の伽藍構成要素も優れたものであり、高く評価されている。



国泰寺

西念寺は、立野にある浄土真宗寺院で、はじめは天台宗であったが、応永の頃に向宗に帰依し、大永2年（1522）本願寺門徒となり西念寺と称した。本堂は文化7年（1810）建立で、正面7間、側面7間半の大規模なもので、入母屋造・平入・棧瓦葺の一間の向拝を付けたものとなっている。



西念寺

このほかにも市内には数多くの歴史的な社寺が残されている。中でも、利長を祭神とする関野神社は、熊野社及び加久彌社、稲荷社が合祀された由緒を持ち、拝殿奥に鎮座する3社の建造物は、それぞれが享保年間や文化年間に修理された記録が残る近世の建物で、このうち加久彌社の社殿は、建築様式や構造材の年代から近世初頭若しくはそれ以前に建てられたものとされている。

②伝統的建造物群

市内文化財悉皆的調査の結果が示すように、本市には、多くの伝統的建造物群（歴史的町並み）がある。これらの地区は、かつての主要街道や河川の付近に位置しており、その立地的条件を活かして、多くの物や人が行き交う宿場町や在郷町などとして発達してきたところである。中でも、特に伝統的建造物の残存率が高く、特徴的な性格を持った町並みとして、伏木みなと町、勝興寺寺内町、吉久、戸出・中田・福岡町を挙げることができる。

i) 伏木みなと町

伏木みなと町は、市内を南北に流れる小矢部川と日本海の合流地点に位置する町である。この地では、古代より船を利用した交易が行われており、近世以降は北前船による海運を生業に、多くの廻船問屋が誕生するなど、日本海側の主要な港として発展してきた。近代以降には、次々と港の近代化が図られ工業化が進むなど、国内だけでなく環日本海貿易の拠点として大きな発展を遂げた。町並みの特徴としては、みなと町らしくバラエティに富んだ建物があることが挙げられる。木造・2階建・真壁造り・登梁形式の伝統的な町家から、土蔵造商家や銅板やセメントモルタルがあしらわれた看板建築など、それぞれの時代を象徴する建物が建ち並び、町の歴史を感じさせる。

ii) 勝興寺寺内町

勝興寺寺内町は、浄土真宗本願寺派の勝興寺を中心に形成された町並みである。勝興寺は蓮如上人縁の由緒ある寺院で、境内地は古代には越中の国庁があった地と推定され、中世には古国府城が置かれており、現在でも境内の周囲には城郭らしい堀と土塁が張り巡らされている。伽藍は本堂や唐門、大広間及び式台など12棟の建造物で構成されており、その全てが重要文化財に指定されている。寺内町には、門前に同寺の子院や役寺、そこから港へと延びる参道沿いには、北村家や高岡市伏木北前船資料館（旧秋元家住宅）が残されている。

iii) 吉久

吉久は、小矢部川を挟んで伏木の対岸に位置する地で、早くから伏木港の玄関口として発達したところである。江戸時代には藩の米蔵が置かれ、礪波・射水両平野の米の集散地として大きな役割を果たした。町並みはかつての放生津街道沿いを中心に形成され、道路の両側には木造・2階建・真壁造り・登梁形式の伝統的な町家が建ち並び、かつての町の繁栄を偲ばせる。

iv) 戸出・中田

戸出・中田の町並みは、中世からの重要な街道であった戸出・中田往来を中心に形成された町並みである。戸出・中田往来は、江戸時代になり高岡に城が築かれるまでは旧北陸道の本街道であり、築城後も藩主の鷹狩りの際や幕府が将軍の代替わりの際に全国へ派遣した巡見使の視察ルートともなった。現在は、街道沿いに明治期以降に建設された伝統的な町家が散見される。また、この地域は加賀藩の主要な穀倉地帯である砺波平野の一部でもあり、街道を離れると砺波平野に象徴的なア

ズマダチ民家や田園、用水、屋敷林などからなる農村風景が広がっている。

v) 福岡町

福岡町の旧北陸道沿いには菅笠問屋の町並みがある。江戸時代以降、福岡町を中心とした小矢部川周辺地域では、菅笠が盛んに作られており、福岡町の旧北陸道沿いは、菅笠の集散地として発展した。町並みは、主に木造・2階建・真壁造りの町家で構成されるが、この地域の町家の特徴として、オイの上に菅笠を保管するための中二階を設けた例が多いことが挙げられる。また、他地域に比べ、大戸や潜り戸など戸口構えをしっかりと残した家が多い。

③伝統文化

高岡には、加賀藩ゆかりの茶道や能、ものづくりのまち高岡を象徴する高岡銅器や高岡漆器、菅笠づくりなどの伝統産業、北陸の風土を土壌に人々の生活の中で生み出された雪つりといった生活習慣など、固有の伝統文化が根付いている。

前述の市内文化財体系的調査では、市の風景や生活文化に寄与しているものを幅広く文化財と捉え、「自然環境」、「生活空間」、「伝統文化」として新たに分類を行った。そこで、伝統文化については高岡市歴史文化基本構想 高岡市の文化財編の90～104ページ及び市内文化財リストを参照されたい。

④関連文化財群

高岡市歴史文化基本構想では、高岡の歴史や風土を象徴するいくつかのストーリーに関連する文化財を一定のまとまりとして認識し、総体的に価値の顕在化を図るために、次の8つの関連文化財群を設定した。

これらの関連文化財群は、教育現場や生涯学習の場で文化財を学ぶ際に、より深い理解の手助けとなるほか、今後文化財に関連する計画の立案や整備事業などが図られる際に、関連文化財群の特徴や保存・活用の方針に基づいた取扱いを検討することで、文化財本来の価値の損失が軽減するといった役割を果たすことが期待される。

以下に関連文化財群の概要を示すが、詳細については高岡市歴史文化基本構想 保存・活用編の19～61ページを参照されたい。

i) 商工業の町・高岡の成立と繁栄に関わる文化財群

高岡の商工業都市への成長に大きな役割を果たした工芸技術や流通に関する文化財と、商工業都市への成長の過程で生み出された文化財群

ii) 高岡御車山祭と祭りを支える職人文化に関わる文化財群

高岡御車山に関する山車や巡行路、行事内容、町のしつらえなどの文化財と、山車の華麗な装飾を生み出した工芸技術に関わる文化財群

iii) 高岡鋳物に関わる文化財群

金屋町から始まった鋳物の歴史に関わる文化財群と、その結果生み出された作品などの文化財群

iv) みなと町伏木の交流と物流に関わる文化財群

古来より小矢部川の水運機能と深く結びつき発達したみなと町伏木に関わる文化財群

v) 勝興寺と寺内町に関わる文化財群

一向一揆の拠点や越中の触頭として強大な勢力を誇った勝興寺と、その門前に形成された寺内町に関わる文化財群

vi) 越中国府に関わる文化財群

奈良時代、伏木の地に置かれた越中国府や、国守として赴任した大伴家持などに関わる文化財群

vii) 菅の生産と菅笠づくりに関わる文化財群

菅田や菅干しなどの景観、菅問屋の建ち並ぶ町並みや菅笠製作技術など、菅笠の生産に関連する文化財群

viii) 農の風景に関わる文化財群

庄川と小矢部川が形成した砺波平野・射水平野で早くから行われた農に関わる風景や祭礼行事などの文化財群

(5) 日本遺産

文化庁が創設した地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー、いわゆる「日本遺産」について、本市は平成27年(2015)4月に日本遺産第1弾として「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡 - 人、技、心 - 」が認定され、平成30年(2018)5月に「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間(北前船寄港地・船主集落)」が追加認定された。

1件目の「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡 - 人、技、心 - 」は、開町まもなく最悪のピンチを最高のチャンスに変えたお殿様と町民たちの物語である。前田利長が築いた高岡城が廃城となった後、3代・前田利常は浮足立つ町民に活を入れ、商工を中心とした町への転換政策を実施した。鋳物や漆工などの独自生産力を高める一方、穀倉地帯を控え、良港を持つ利点を活かし、米や綿などの取引拠点として「加賀藩の台所」と呼ばれる程の隆盛を極めた。一方、町民は地域にその富を還元し、町民自身が担い手となり、祭礼などの文化を形成した。現在も、町並みや生業、伝統行事などに高岡町民の歩みが色濃く残され、語り継がれている。

2件目の「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間(北前船寄港地・船主集落)」は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船を主題とした物語である。全国に残る寄港地・船主集落が、時を重ねて彩られた異空間として語られている。

（6）特産品、工芸品、菓子・料理等

① 高岡コロッケ

高岡コロッケは、コロッケの消費量が全国有数であることから、コロッケで高岡のイメージアップを図ろうとしたことがきっかけで誕生した。道の駅 高岡には、長さが約 14cm もなる高岡コロッケが販売されている。



② 高岡昆布飯

「高岡産コシヒカリ」と、江戸時代の北前船寄港以来、高岡になじみ深く、世帯消費額日本一を誇る「昆布」を使ったおもてなし料理である。「高岡昆布飯」といってもおにぎりだけでなく、各店舗で趣向を凝らしたメニューを味わうことができる。



③ 高岡流お好み焼き「ととまる」

「ととまる」は、魚のすり身をベースにして、昆布を乗せた高タンパクで低カロリーのお好み焼きである。「とと」は魚のことで、その「とと」を丸い形にして焼くので「ととまる」となった。魚のすり身は、昔から富山県内のスーパーで生で販売されており、昆布も富山県が全国一消費量が多く、地元ではおなじみの食材である。そのすり身のしっかりした旨みが口の中に広がり、かむほどにイカや魚の甘みが際立ち、お酒のお供にピッタリな B 級グルメである。

第2章 高岡の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致

(1) はじめに

高岡の開町来の発展は加賀前田家2代当主・前田利長や3代当主・前田利常のお陰であると、高岡町民は彼らへの感謝の念を片時も忘れたことがない。その思いは、高岡御車山祭や御書祭などの祭礼行事からも垣間見え、現在のあいの風とやま鉄道線を挟んだ町の南側、瑞龍寺や前田利長墓所（加賀藩主前田家墓所）が残された地域でも色濃く感じることができる。

高岡城下を町立てした利長は、父・利家が豊臣秀吉から拝領し、自らが受け継いだ鳳輦の車と御所車の車輪を城下の町民に与えたと言われている。これが現在、重要有形・無形民俗文化財の指定を受け、「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録された我が国を代表する山車行事の高岡御車山（高岡御車山祭の御車山行事）である。その由緒について、はっきりと記すものはほとんど残っていないが、利長が高岡城在城時（慶長14年～19年（1609～1614））に側近の士に対して宛てた御車山文書（市指定文化財）には、製作の許可と完成した山車の出来に対する賞詞が述べられており、その由緒の一端を知ることができる。以来400年間、御車山は町民らにより大切に守り継がれている。特に、山町筋は、当時の主要官道である旧北陸道が通る地で、締綿市場や米商会所が置かれ、明治以降になると銀行が次々と建てられた高岡で最も栄えた地で、主に土蔵造の民家からなる商家町である。この土蔵造民家は、明治33年（1900）に高岡で大火があり、その際に当時の県令で新築の際には防火を主眼とした建物を建てるのが義務付けられたことに起因するもので、防火を主眼に建てられてはいるが、山町商人の財力と先進的な文化性の結果、意匠的にも優れたものが多い。

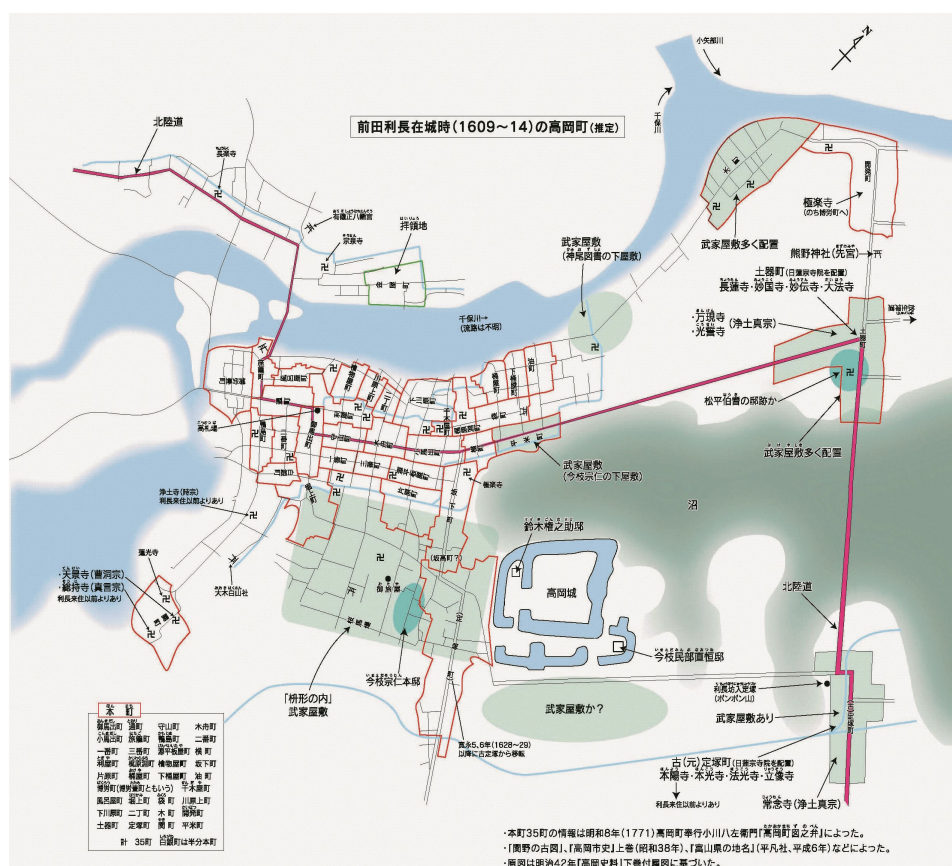
利長在城時の高岡町は、北は日本海に面し、東に庄川、西側に小矢部川が流れる高岡にとって、町の南側は唯一陸続きの地であり、防御上の不安があった。利長はこの状況に対応するため、禅宗や真言宗などの浄土真宗以外の寺院を防御上の砦としてこの地に配した。また、武士たちは、南西へのびる大地や中川、古定塚、平米町、木町などに住み、町人たちは、「本町（役町ともいわれる）」といわれる35町に住居を構えた。

慶長19年（1614）に利長が亡くなってからは、幕府の一国一城令により、高岡城は廃城となり、町は急速にさびれていった。そのことに憂いた利常は、高岡を“城下町から商工業の町へ”と転換を図り、問屋や蔵を設置し、物資が集散するようにした。また、北陸道ルートを町中に通るように変更し、町はずれの寺院群を町中に移動させ、武家屋敷跡には新たな町人の移住を進めた。さらに、兄・利長の遺徳を弔うために、この地に瑞龍寺と前田利長墓所を建立した。その際、瑞龍寺も墓所も周囲を濠で囲むなど、防御上のことを意識していたようである。瑞龍寺の周囲には、同寺の建立と同時に東漸院や林洞庵などの塔頭が配され寺町が形成された。これは江戸時代末期の高岡町の地図からも見ることもできる。

瑞龍寺と前田利長墓所は、参道である八丁道と結ばれている。瑞龍寺の門前は、高岡の町の中心部から井波方面へと通じる井波道が通っていた地で、人と物が行き来する往来であり、現在でもクランク状に曲がったいわゆる杵形道が残り、脇には開町時に通された庄方用水が流れ、庄方用水沿いには農家の建築様式を残す伝統的な主屋や蔵が並び、瑞龍寺や周辺寺院と一体となって歴史的な空間を形成している。

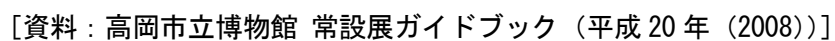


八丁道を行く前田利為侯爵夫妻（大正4年（1915））高岡市立博物館提供



前田利長在城時（1609～14）の高岡町（推定）

〔資料：高岡市立博物館 常設展ガイドブック（平成20年（2008））〕



(2) 建造物

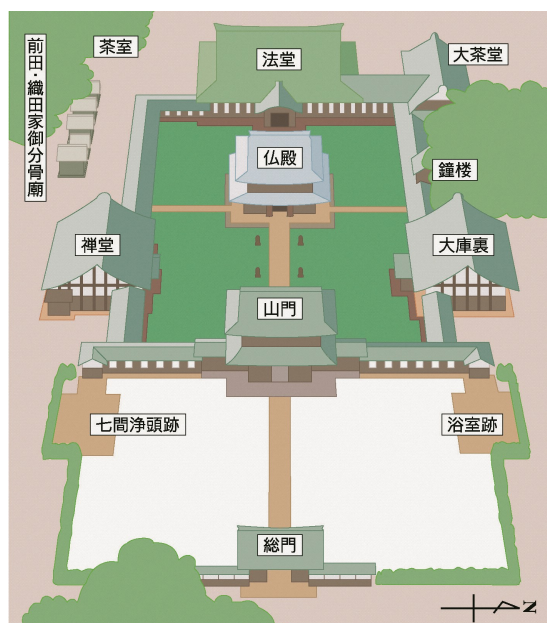
①高岡城跡

慶長14年(1609)3月の火災により富山城を焼失した前田利長は魚津城に難を逃れ、翌月には関野と呼ばれた地に新たな城を築く許可を得て築城工事に着手した。突貫工事を敢行した結果、半年後の9月13日には高岡城と名付けた城に入城した。しかしながら、利長の死と一国一城の令によりわずか6年で廃城となった。廃城後は、加賀藩高岡町奉行の管理下に入り、本丸跡に2棟の米蔵と1棟の塩蔵を置き、明き丸跡には火薬庫を設けている。高岡城は、築城技術が高度に発達した慶長期(近世初頭)の縄張りをほぼ完全な姿で留めており、近世城郭のあり方を考える上で重要である。



②瑞龍寺

瑞龍寺は、利常が利長の遺徳を偲び、正保2年(1645)頃から造営を開始し、利長の五十回忌にあたる寛文3年(1663)に完成した曹洞宗寺院である。平成9年(1997)には、仏殿・法堂・山門が「それぞれがきわめて優れ完成度が高く、三者が並ぶ配置構成がきわめて均整のとれた美しい比例を示しており、我が国の社会・文化に影響を及ぼした曹洞宗の建築を知る上で特に深い意義を有している(指定理由要旨)」として国宝に指定された。



瑞龍寺伽藍配置図



瑞龍寺伽藍を北東から望む



瑞龍寺山門及び回廊

i) 総門・山門

総門は、万治年中（1658～1660）に建てられ、三間薬医門形式・切妻造り・柿葺の建築である。総門をくぐると、眼前には中央に山門、そこから左右に延びる回廊の左側上方に禅堂の屋根が、右側上方に大庫裏の屋根が目に見え込んでくる。山門は、文政3年（1820）に建てられた三間一戸二重門・入母屋造・柿葺建物で、通常の禅宗二重門に比して、下層屋根に対する上層屋根の低減率が低く、雪などによって下層屋根を傷めないための雪国独自の工夫が見られる。



瑞龍寺山門

ii) 禅堂

山門をくぐり回廊を左へ進むと禅堂がある。

禅堂は僧侶が座禅修行をするための建物で、寛延元年（1748）再建の切妻造り・柿葺建物である。禅宗寺院にとって禅堂（僧堂）は非常に重要なものであるが、遺構は非常に少なく、京都の東福寺、宇治の万福寺と並び重要文化財に指定されている。回廊を右に進むと大庫裏がある。大庫裏は、相対する禅堂とほぼ同じ規模・意匠の建物である。明治9年（1876）頃一端除却され、同年に向拝のみが芹谷村



瑞龍寺禅堂と回廊

千光寺（現砺波市）に売却されていたが、昭和・平成の大修理の際に売却の事実が発見されたことから復原されたものである。

iii) 仏殿

山門から一直線上には仏殿・法堂がある。仏殿は伽藍内で最も見栄えのする建物で、同寺の創建当初から残されているものである。戸室石の基壇上に築かれた方三間裳階付・入母屋造で、最大の特徴として屋根が鉛瓦で葺かれていることが挙げられる。鉛瓦葺の建物は重要文化財では他に金沢城石川門しかなく非常に稀有なものである。また、上層の組物を三手先の詰組とし、扇垂木が整然と配列され注目に値する。さらには、内部は吹き抜けとされ、組物や海老虹梁・太瓶束などの架構材は複雑ながらも計算され尽しており、その美しさには一見の価値がある。



瑞龍寺仏殿

iv) 法堂

仏殿からさらにまっすぐ進むと法堂にたどり着く。法堂は寛文3年（1663）建立の入母屋造・銅板葺建物で、桁行11間、梁間10間の大規模な書院造大方丈である。法堂の中央奥室の内陣には利長の位牌が安置されている。



瑞龍寺法堂

③前田利長墓所

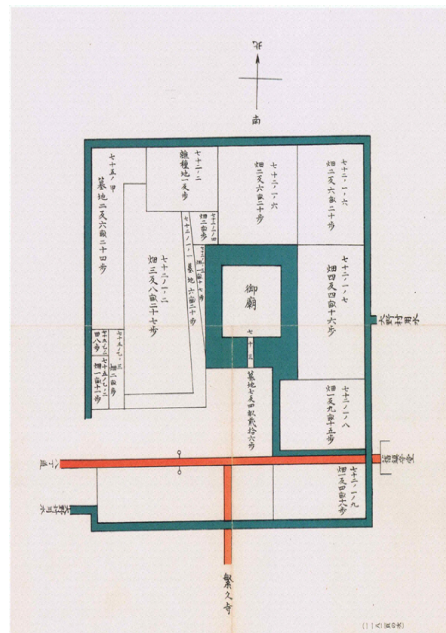
前田利長墓所は、利常が利長の冥福を祈り正保3年（1646）に造営したもので、内区と外区及びそれらを隔てる濠、内区の墓標などからなっており、平成21年（2009）に史跡に指定された。墓標は笠塔婆型で、戸室石でできた二重基壇上に載せられており、基壇底部から墓標頭部までは11.75mを計る。また、現在墓域は約10,000㎡であるが、当初は約33,000㎡の墓域を二重の濠が取り囲んでおり、大名個人墓としては全国最大級の規模である。



前田利長墓所（墓標と墓壇）



利長墓所の参道（大正期）高岡市立博物館



「墓地取払願付図」(明治42年(1909))

『高岡史料』下巻付図 高岡市立博物館

④関野神社

関野神社は熊野社及び加久彌社、稲荷社が合祀された由緒ある神社で、拝殿奥に鎮座する各社の建造物は、享保年間や文化年間に修理されたが残り、建築様式や構造材の年代から近世初頭若しくはそれ以前に建てられたものとされる。



関野神社

⑤菅野家住宅

菅野家は、明治33年（1900）に高岡で大火後に建てられたものであり、北前船による交易や金融、紡績などで財を成した高岡でも有数の名家で、平成6年（1994）に重要文化財に指定されている。主屋は、切妻造・平入・2階建・黒漆喰仕上げの豪壮な建物で、意匠的にも優れ、両袖のレンガの防火壁や有事の際に引かれる鉄板張りの防火戸など防火を意識した工夫がみられる一方、下屋の軒裏に施された鰻絵や、アカンサスを模した鋳物柱など、凝った意匠を随所に見ることができる。さらに、重厚な外観とは対照的に内部は数奇屋風の造りとなっており、柱や天井板の銘木、鮮やかなベンガラ壁など、繊細かつ優れた意匠が施されている。



菅野家住宅

⑥筏井家住宅

筏井家は代々、綿糸などの卸商を営んでいた商家である。明治36年（1903）の建築であることが当家に伝わる普請文書から確認されており、平成10年（1998）に県指定文化財に登録された。2階の窓につく観音開きの土扉は、すべて開けられたときに隣同士の扉が一体化して納まるように設計されているのが面白いところである。屋根には採光のための天窓がついている。



筏井家住宅

⑦旧室崎家住宅（土蔵造りのまち資料館）

旧室崎家住宅は綿糸や綿布の卸商を営んでいた商家で明治36年の建築と伝えられおり、平成10年（1998）に市指定文化財に指定されている。現当主の転居に伴い高岡市が資料館として整備した。2階窓に観音開きの土扉が付いていないことを除けば、高岡の土蔵造りの特徴をすべて備える大規模かつ上質な町家である。また、山町筋の町家ではめずらしく前庭がある。



旧室崎家住宅

⑧井波屋仏壇店

井波屋仏壇店は明治38年（1905）に元々お茶の卸商の店舗として建てられた建物を井波氏が購入して仏壇店として営んでおり、平成10年（1998）に国登録有形文化財に登録された。店の土間部分は2回が吹き抜けで、四周に回廊がついている。正面の意匠は鋳物製の唐草模様で飾る大きなアーチ窓を置き、洋風に仕上げるなど、山町筋では独特の建造物である。



井波屋仏壇店

⑨旧高岡協立銀行

旧高岡協立銀行は大正3年（1914）に高岡共立銀行本店として建築された県内唯一の本格的なレンガ造り建築物である。擬ルネサンス様式・銅板葺建物で、正面玄関の白御影石や二階窓のステンドグラスなどがアクセントとなっており「赤レンガの銀行」と呼ばれて市民に親しまれている。



旧高岡協立銀行

⑩極楽寺

博労町にあるお寺で、建築年代は不明であるが、「越中国射水郡牧野郡郷に居住し、観応元年（1350）に開いたとされている。



極楽寺

⑪木町神社

勧請の年月は不明であるが、明治2年（1869）2月の「社号祭神境内外書上申帳」には、社殿は幅四間半深四間半、本殿は幅三尺斗深二尺斗、拝殿については、幅二間深二間半斗と記録が残っている。



木町神社

⑫佐野家住宅

明治 33 年（1900）の高岡の大火直後に、菅野伝右衛門と並ぶ財界の巨頭として活躍した菅池貞次郎が建設したもので、左官は大野宗平と伝えられている。平成 9 年（1997）に登録有形文化財となった。外観及び内部意匠ともに洋風建築の意匠が多く取り入れられており、山町筋の土蔵造り建造物のうち、最も洋風の要素が取り入れられた建造物である。



佐野家住宅

⑬五福町神明社本殿

慶安 5 年（1652）に建てられたもので、昭和 59 年（1984）に市指定有形文化財となった。もともと五福町神明社本殿は、元は利長の御廟守として建てられた繁久寺の鎮守堂であり、明治初年にこの場所に移築されたと言われている。全体を唐様で統一した近世初期の禅宗様建築



五福町神明社本殿

の影響を受けた優れた建築であり、建物様式は入母屋造平入の棧瓦葺の木造である。なお、同じく繁久寺の遺構と伝わる拝殿が大手町に残されている。

⑭清都酒造場主屋

明治 20 年（1887）頃に建てられた商家で、平成 12 年（2000）に登録有形文化財となった。構造は、2 階建、切妻造、棧瓦葺、平入で、登り梁や袖壁及び厚板目板打の庇など伝統的な形式である。銘柄「勝駒」は高岡市民に親しまれている。



清都酒造場主屋

⑮大手神明社拝殿

慶安 5 年（1652）に加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所）の御廟守として建てられた寺院の鎮守堂拝殿である。昭和 59 年（1984）に市指定有形文化財となった。全体を唐様で統一し、装飾性豊かな江戸時代初期の優れた建築で、間口三間、奥行一間の入母屋造り平入棧瓦葺（元こけら葺）向唐破風は日光東照宮式といわれている。



大手神明社拝殿

⑩総持寺

総持寺は瑞龍寺の北にある真言宗寺院である。22世の快雄は、利長が関野に入城した際に「高岡」という地名を授けた人と言われるなど、前田家とも強い繋がりを持っていた。観音堂は入母屋造・棧瓦葺の建物で、正面に一間の向拝を設けている。由緒書きには天和3年(1683)再興と記されるが、桃山調の彫刻や壁画の寄進者名からは、慶長の開城前後に建てられたものが、天和に再興されたのではないと思われる。



総持寺観音堂

⑪繁久寺

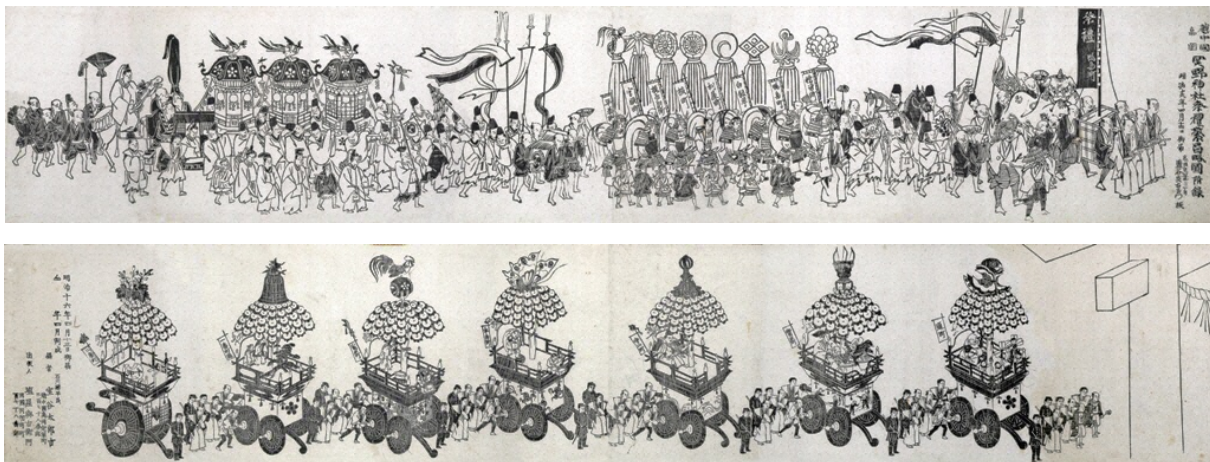
前田利長公墓所の廟守の寺として造営された曹洞宗の寺院で正保3年(1646)の利長の33回忌を期して建立された。現在の建物は安政6年(1859)の全焼後に文久2年(1862)に再建されたものである。他の寺院とは構造が異なり、清閑で床しい趣があり、回廊には豊かな表情をした五百羅漢がある。



繁久寺

(3) 活動

①高岡御車山祭



越中国高岡 関野神社祭礼繁昌略図付録（明治16年（1883））高岡市立博物館蔵

高岡御車山祭は、毎年5月1日に利長を祀った高岡関野神社の春季例大祭行事として行われ、御車山と呼ばれる7基の山車が優雅な囃子とともに高岡の旧市街を巡行する。これは、越中国高岡 関野神社祭礼繁昌略図付録（明治16年（1883））からも見ることができる。

i) 準備

未だ寒さの厳しい1月25日の高岡御車山保存会総会から始まる。総会は関野神社で行われ、町の代表者たちが集まり、厳粛な雰囲気の中、その年の代表となる年番町と年番代表が決められる。

祭礼執行の体制が決まり、2月頃からは花傘づくりが始まる。花傘は御車山には欠かせないものである。赤・白・黄の三色の菊花が付けられた大枝が傘状に組まれた姿は、重厚な御車山を一層華やかなものに見せている。花傘づくりは町ごとに決められた場所に集まり、時には世間話をしながらコツコツと花を作る。



保存会総会



花傘づくり

4月3日には与四兵衛祭が行われる。津幡屋与四兵衛は、放生津で御車山と類似の山車が作られたことに対し命をかけて異義を唱え、牢中で獄死した傑人で、御車山の歴史を語る上で欠かせない人物である。この日ばかりは、役員全員が紋服を着用し、関野神社境内にある小さな祠前で与四兵衛を祀り、5月1日に祭礼

を行うことを奉告し手打ちを行う。



与四兵衛祭

北陸の長い冬も終わり陽光が燦と輝く4月の終わり、祭礼前日の30日に宵祭を迎える。宵祭の舞台となる山宿は、神を迎える御旅所と言われており、安永5年（1776）には町奉行から「山宿は賑やかにして不敬にならないように」というお触れが出るほど選ばれたものにとっては大仕事であり、一世一代の光栄なことであった。昔から山宿を勤める家は、町内で転入や慶事があった家などが選ばれており、その家では畳や戸・障子の取替えを行い、一家心して準備を行っていた。現在、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている山町筋では、毎年、伝統的建造物の修理事業を実施しているが、近年では、この山宿を迎えるために家の修理を行う者もいるほどである。

山宿では、まず本座・相座の人形が幔幕と金屏風を背景に飾り付けられる。その後、町内の者が参列し、神官によるお祓いと人形への御霊移しがなされる。御霊移しが終わるとお酒や餅が振舞われることになっている。



宵祭の様子



御車山祭山宿の飾り

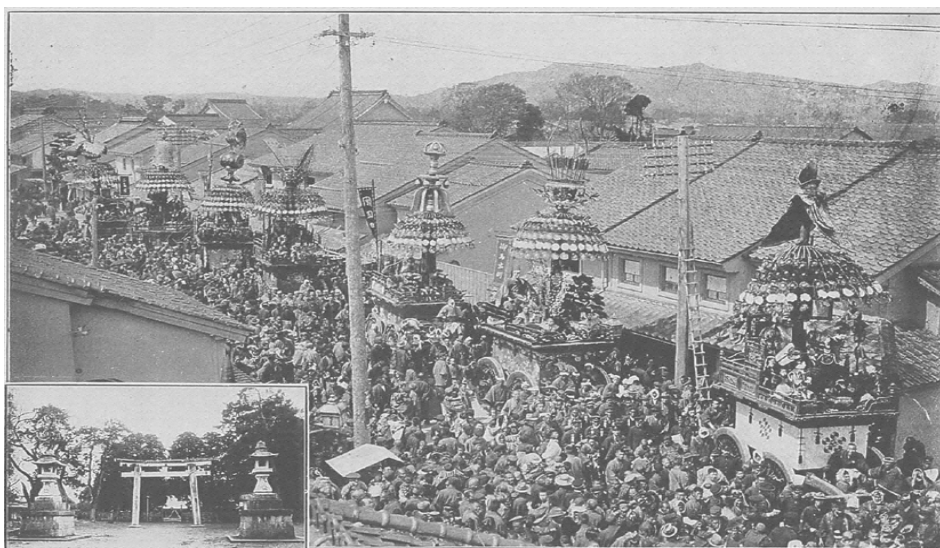
ii) 当日

宵祭から一夜明けると祭礼当日である。当日は、ピンと張り詰めた空気の中、朝早くから山宿前で山車が組み立てられ、飾り付けられる。その後修祓が行われ、町内を曳き回し、午前11時に坂下町で曳き揃えすることとなっている。一同揃った後、手打ち式が行われ、山車は坂下町の坂を上っていくのだが、これは、利長在世中、城内三の丸まで曳き登った古例に因むものだとも言われている。

その後、片原町十字路で市長の出迎え、勢揃い式が行われる。これは、かつてこの地が御貸家（町奉行の居宅）であり、代々の町奉行が御車山を観覧した名残で行われるものである。なお、御車山は高岡市民のみならず、周辺地域の人々にとっても古くから大きな興味の対象となっており、勢揃い式には、市内外から道路を埋め尽くさんばかりの大勢の観客が集まり、御車山の形姿に見入っている。この様子は、『富山県写真帖』富山県編（明治42年（1909））でも見ることができる。



勢揃い式



高岡市山車 『富山県写真帖』富山県編（明治42年（1909））

御車山の山車は、金工技術や漆工技術など高岡の誇る伝統工芸技術の粋を集めたものといわれ、多くの名工の技術が施された逸品に彩られている。車輪は、木地に鮮やかな漆が塗られ、その上に桐や菊、加賀藩の家紋である剣梅鉢、竜などの文様の彫金金具が施されている。



木舟町車輪

地山を飾る幔幕は、精巧な織物生地に優れた染色が施されたもので、濃青色や朱色などの生地上に、仙境図や春秋舞楽の図など様々な図柄が施されており、目にも鮮やかなものである。飾山を飾る高欄や後屏には優れた漆工が施されている。高岡漆器は、開町後まもなく膳やお盆、箆笥、鏡台などの製作がはじまり、幕末から明治期にかけて勇助塗や錆絵、青貝塗などの独創的な技法が確立され、漆器産地としての基盤が築かれた。特に通町の後屏は、高岡漆器の祖・辻丹楓の作と伝わるもので、孔雀や牡丹、青海波などの優れた彫刻の上に、鮮やかな朱塗り漆と灰墨による古味が施された白眉である。その他のものも、それぞれが名工の作と伝えられるもので、漆の色味や金箔が鮮やかである。この他にも、微細な彫り物が成された長押や幕押さえなどの金具、人形衣装など、山車を着飾る意匠は見尽きることがない。勢揃い式に訪れた観客達は、「私はあの山車が好きだ」、「あの山車の幔幕が一番きれいだ」などと、7基の山車を見比べながら勢揃いを楽しんでいる。



御馬出町幔幕



通町後屏

勢揃い式が終わると、山車は一台一台向きを変え順に動き出す。観客たちは、曳き手たちの息のあった動きと、その技に感心し大きな歓声をあげる。

その後、午後6時の関野神社での曳き別れまで、袴と一文字傘に威儀を正した山役員が先頭を歩き、半纏に白足袋姿の曳き手が曳く山車の後ろを興味深そうについて回る大勢の観客たちとともに、山車は、井波屋仏壇店、筏井家住宅、菅野家住宅、旧室崎家住宅などを通る所定のルートを行く。この巡行路は開町来ほとんど変更がなく、各所に様々なエピソードが残されている。途中で博労町通りへわざわざ引き入れられ極楽寺へ拝礼されるのは、同寺が浄土宗でありながら

熊野神も祀っているためともいわれる。また、利屋町では御車山の折り返しがなされるが、これはこの地に津幡屋与四兵衛の居住地に顕彰碑があり、そこで神楽を奏するためである。その他にも、特別に功績があった家の前や山役員宅前では、所望と称して神楽が奏せられる。



山町筋を巡行する御車山



小馬出町（昭和元年（1926））飯野馨子氏

そして、何といても御車山の巡行が最も映えるのは、平成12年（2000）に「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」として重要伝統的建造物群保存地区に選定された山町筋での巡行の様子である。元和元年（1615）の一国一城令による高岡城の廃城後、利常の施策や町民の努力により商工業の道を歩んだ高岡において、ここ山町筋は、当時の主要官道である旧北陸道が通る地で、締綿市場や米商会所が置かれ、明治以降になると旧高岡共立銀行など銀行が次々と建てられた高岡で最も栄えた地で、主に土蔵造の民家からなる商家町である。この土蔵造民家は、明治33年（1900）に高岡で大火があり、その際に当時の県令で新築の際には防火を主眼とした建物を建てるのが義務付けられたことに起因するもので、防火を主眼に建てられてはいるが、山町商人の財力と先進的な文化性の結果、意匠的にも優れたものが多い。

また、山町筋の裏手の通りなどにも土蔵造をはじめとする伝統的な建造物が数多く残されており、祭礼日にはこれらの建物に幕を張り、提灯を吊るして山車の巡行を迎えることとなっている。

②利長公顕彰祭

前田利長墓所には日々多くの参拝者が訪れているが、利長の高岡城入城の日にあたる9月13日には前田利長公顕彰祭が挙行される。利長の死後、墓所では毎年利長の命日に前田家や関係者などにより墓前参りが行われていたが、これが高岡市民に受け継がれる形で、昭和30年（1955）年代に墓前祭を挙行し、昭和39年（1964）に「前田利長公遺徳顕彰会」が発足し、墓前祭を存続させるかたちで祭事として執り行われることになったようである。

i) 準備

顕彰祭は厳格な一種の儀礼であるが、高岡市民にとっては最も大切な祭事の一つであり、大勢の市民の協力のもと行われている。顕彰祭の一週間前には、まず墓所の清掃活動が行われる。普段墓所は、地元自治会やボランティアなどによって定期的に清掃が行われているが、9月は大抵台風が通りすぎた後で、草木がひどく散乱している。そこで、地元の自治会員やボランティア、近隣の中学校の生徒らが大挙し一丸となって清掃活動にあたる。こうして墓所はきれいになり、当日を迎える。

ii) 当日

顕彰祭当日は、午前9時50分頃になると墓前に前田家当主や関係者、市民らが一堂に会する。その後、午前10時になると導師が入場し、導師による香語や読経、顕彰祭会長による祭文朗読などが厳粛に執り行われる。また、式の途中には瑞龍寺の賛歌「ながれ雲」が披露される。導師が退場し顕彰祭は終わるが、その後も墓所の内区は開放されることとなっている。普段内区は鍵が掛かっており入ることはできないが、この日だけは決められた時間に開放されることになっており、多くの参拝者が訪れ墓前でお参りをする。また、墓所の前にある繁久寺では、大勢の市民の参加のもと茶会が催されており、加賀藩のお茶の文化がこの地でも根付いていることを感じさせる。



利長公顕彰祭

③燭光能

瑞龍寺で行われる行事に、燭光能がある。これは、利長の命日にあたる5月20日に毎年行われる。燭光能は、利長の33回忌に利常の命により能が奉納されたことを起源とするもので、以降瑞龍寺は折々に能の舞台となり、昭和59年（1984）に高岡能楽会が法堂を利用し能を開催して以降は、毎年定期的に燭光能が催されることとなった。燭光能は法堂の御所の間で行われる。御所の間に能楽師や観客らが集まり、蝋燭の灯りだけがゆらめく中で能が舞われる。その雰囲気は非常に幽玄なものであり、観客らはその雰囲気に魅せられる。



燭光能

④ひとつやいと（50年根拠追加）

毎年6月1日と7月1日には、瑞龍寺法堂の広縁と高廊下でひとつやいとが行われる。元来、ひとつやいととは、瑞龍寺の僧が修行の疲れを癒すために約250年前から行ってきたものだが、明治以降になって、春の農作業が一段落した農民の間にも広がり、疲労が出て神経痛などの起こりやすいこの時期に、農民たちが瑞龍寺を訪れ、膝などにお灸を据えるようになった。ひとつやいとの際は、人々が一列に並び、僧侶たちから順にお灸を受ける。高岡市民は毎年この行事を楽しみにしており、瑞龍寺が高岡町民の心の拠り所となっていることが感じられる。



ひとつやいと

⑤御書祭

利長による町立て以来の高岡の歴史を最も感じることでできる祭礼行事であるのほか、高岡の町では、高岡御車山祭以外にも町の成立や発展の歴史を物語る祭礼行事が行われている。

木町は、開町にあたり利長が最初に創設した町である。木町は、千保川と小矢部川の合流点に位置し、物資集散の拠点として発展をみせた。この木町では、利長へ報恩感謝を奉げる御書祭が行われている。御書祭は、宝暦2年（1752）に始まったもので、この年、この地域一体が凶作に見舞われた際に加賀藩が8百石の御貸米を仕給してくれたのは、利長のおかげであると感謝し、報恩の祭を行ったのが始まりである。祭礼日は、利長の命日にあたる6月20日に行われることになっており、当日は木町神社拝殿に町民らが参集し、利長から拝領した御親書などを見台に飾り神事が執り行われる。なお、同神社の拝殿は、神明造、銅板葺屋根にかつお木を乗せたものである。

(4) まとめ

前田利長によって高岡城の城下町として開かれ、利常により商工業の町へと転換したことにより、この高岡は商人の町として発展してきた。

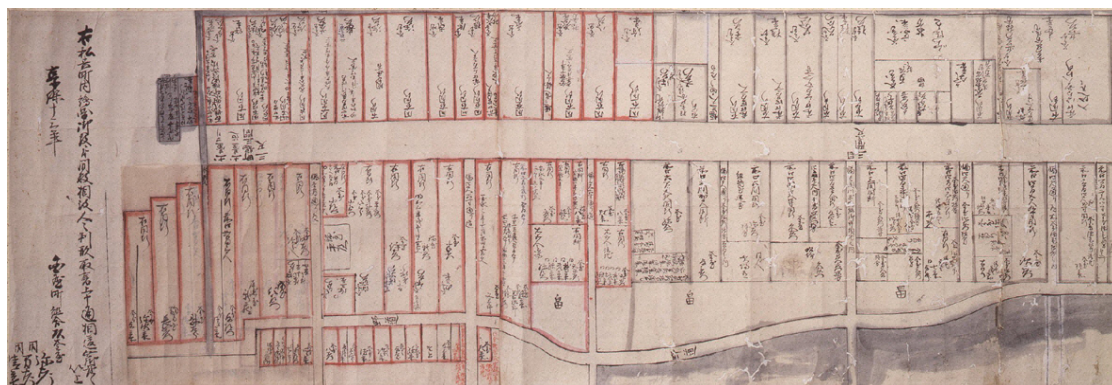
高岡御車山祭は高岡開町以来 400 年間、山町町民らにより大切に守り継がれてきた伝統行事である。御車山が巡行する山町筋は、当時の主要官道である旧北陸道が通る地で、締綿市場や米商会所が置かれた高岡で最も栄えた商家町であり、明治 33 年（1900）の大火以降は防火を主眼に建てられた土蔵造りの町並みを形成している。また、御車山の山車は金工技術や漆工技術など高岡の誇る伝統工芸技術の粋を集めた多くの名工の技術が施された逸品に彩られている。

利長の菩提寺であり、曹洞宗の七堂伽藍をよく残す瑞龍寺では、燭光能、ひとつやいとといった利長と民衆を結びつける行事が今も執り行われ、参加者たちがそれぞれの建物の素晴らしさに触れながら、加賀藩のお抱え大工の技術と、利常の兄への思いの深さを知り、利長の位牌に拝み感謝の念を捧げ、大人たちは、子どもに瑞龍寺の歴史や高岡の成り立ちを語り、利長や利常への思いが受け継がれていくような雰囲気醸成し、顕彰祭とともに利長の遺徳をしのび、感謝と畏敬の念を表する荘厳な雰囲気に満ちている。

そのほか御書祭などの祭礼行事が由緒ある社寺や近代以降の隆盛を示す町並みを舞台に行われる様子は、商都高岡の積み重ねてきた歴史と伝統、町立て以来受け継がれてきた町民たちの熱い思いを物語っており、また、利長利常への感謝と畏敬の念を表するように、それらが一体となって歴史的風致を形成している。

(加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致の範囲を図示)

2 鋳物のまち金屋に見る歴史的風致



金屋町拝領地絵図（享保13年（1728）高森家文書）高岡市立博物館寄託

※右側半分の薄墨色部分が拝領地

（1）はじめに

高岡は全国の銅器生産の9割以上のシェアを占める銅器のまちである。

この高岡銅器の象徴が、高岡城跡に程近い場所に鎮座する高岡大仏（市指定文化財：銅像阿弥陀如来坐像）である。高岡大仏は、承久の乱（1221）を避けた摂津国多田の源義勝が二上山麓に1丈6尺の木造大仏を造営したのが始まりと言われる。その後、火災などによる焼失等があったことから、現在の大仏は昭和8年（1933）に造営された4代目で、銅造であり、鋳造から着色までの全工程を高岡銅器職人が行なったものである。

この高岡銅器の技術は、鋳物から発展したものである。高岡の鋳物は、利長が城下の建設にあたって、慶長16年（1611）に、殖産興業を目的に礪波郡の西部金屋から7人の鋳物師を招いたのが始まりとされている。利長は、彼らに長さ100間・幅50間の拝領地を与え、税を免除し、5ヶ所の吹場を建てさせ鋳物をつくらせた。これは、金屋町拝領地絵図（享保13年（1728）高森家文書）にも残り、これが現在の金屋町である。



高岡大仏



高岡大仏開眼供養会（昭和8年（1933））

この金屋町は、狭い間口と深い奥行の敷地に軒を連ねる形式で、その敷地配置は基本的な構成である主屋、中庭、土蔵、作業場が残る町家によって歴史的な景観が形成されている。また、サマノコ（千本格子、狭間処、狭間虫籠）と呼ばれる格子を建て込んだ町家も多く残る。金屋町の伝統的な町家は、多くが明治期から大正期にかけて建てられたもので、一般的に切妻造り・平入・2階建・真壁造り建物で、大きな特徴として両袖の袖壁や軒の深さなどが挙げられる。特に、明治期に建てられた古いものは、冬期間の積雪に耐えられるよう登梁形式となっており、階高の低い2階は物置として使用されていた。

鋳物を生業とすることから常に防火に気を配っていたことは、金屋町が高岡のまちの中心部からやや離れた千保川の対岸に配置されたことに象徴されるが、防火の意識は町家の平面形式にも見ることができる。各町家は、主屋、中庭、土蔵、作業場と順に配しており、火災の可能性の高い作業場を奥に置き、さらに万一の際には土蔵の開口部を味噌で目張りし主屋への延焼を防げるようになっている。また、金屋町には道路脇や各家の蔵前などに数多くの祠がある。道路脇のものは、早くに亡くなった子どもなど家族の供養をするためのもので、蔵の前などに置かれたものは、鋳物作業で火を扱うことから、火除けの意味で置かれたものである。



金屋町の町並み



祠

(2) 建造物等

①有礪正八幡宮

有礪正八幡宮は、拝殿・幣殿・釣殿・本殿からなる明治16年(1883)建造の建物で、拝殿・幣殿の八棟造りの屋根の形式や、本殿の入母屋造の屋根形式、組物の装飾などに特徴がみられ、平成18年(2006)に国登録有形文化財となっている。



有礪正八幡宮

②旧南部鑄造所キュポラ・煙突

旧南部鑄造所キュポラ・煙突は、平成13年(2001)に登録有形文化財に登録された。旧南部鑄造所キュポラは、鉄製キュポラ及び煉瓦・石造煙道よりなる、鉄製吸気管付であり、煙突は、煉瓦造で高さは15mある。



旧南部鑄造所キュポラ・煙突

③鑄物工房利三郎

作業場は明治10年(1877)、主屋については昭和10年(1935)、店舗は昭和46年(1971)に建てられた建造物である。構造は、木造家屋、土蔵造りの平屋である。現在も伝統的な技法で鑄物づくりを行っており、作業場では、型づくりや鑄造、仕上げなどの工程が行われている。



鑄物工房利三郎

④立川家

主屋は間取りや内部の意匠から、明治初期には建てられたとされ、その後昭和38年(1963)に増築された建造物である。金屋町も含めて周囲で唯一の石置き屋根を残す町家で、古くから着色を営んできた家である。



立川家

(3) 活動

① 鋳物造り

高岡鋳物の製作技法は、伝統的な技法である双型鋳造法や焼型鋳造法、一品製作に用いられる蠟型鋳造法、明治期以降の近代に開発された生型鋳造法など様々な手法があるが、その製作に係る流れは、大別すると製図、型作り、鋳造、仕上げ、着色に分類できる。

i) 製図

製図は、鋳物を作り始める前に行われる 製作物のデザイン作業である。日用品であれば使いやすさ、装飾品などであれば美しさなどが重視され、発注者がいる場合にはその意向が確実に反映されるよう、墨や筆を用いて詳細な図案が描かれる。

ii) 型作り

デザイン終了後行われるのが型作りである。木や鉄などを用いた原型を作り、原型を土や砂にうつしとって鋳型が作られる。鋳型が作られた後、鋳造が行われる。

iii) 鋳造

鋳造は、金属を溶かす溶解と、溶かした金属を鋳型に流し込む注湯からなる。溶解は、主に明治20年(1887)以前は、送風板を踏んで風を送る“たたら”や、仏具や手あぶりなどの小型銅器の鋳造に用いられた鞆(ふいご)が用いられ、明治20年以降は、技術や設備の近代化の中で生まれた蒸気機関を動力とする炉などが用いられた。

iv) 仕上げ

仕上げは、鋳造により作られた鋳物生地を仕上げる作業で、研磨と彫金に分かれる。研磨は鋳物表面を磨き上げるもので、ヤスリや剪を用いてきれいに磨かれる。彫金は、鋳物の表面を鑿で彫ったり叩いたりして模様を作り出す技法である。一般的に彫金は、金属の素地に施されることが主であり、高岡でも江戸時代の末までは板金に施されていたが、鋳物技術の発達と併せて、次第に鋳物へも彫金が施されるようになった。この高岡の彫金技法は加賀象嵌の影響を大きく受けているが、日用品など大量生産品の加工を行っていた高岡では独自の技術も多く生み出され、線象嵌や平象嵌、布目象嵌、高肉象嵌、片切り彫り、鋤出し彫りなど様々な技術が生み出された。



たたら



鞆 (ふいご)

v) 着色

最後の工程が着色である。着色は錆を防ぎ、美しく見せるため、鋳物の表面に色や模様を施す作業である。高岡においては、明治30年(1897)頃から鋳物生産工程から独立して行われるようになった。着色技法は、大別すると塗漆などの物理的方法と、加熱や薬品漬けなどの化学的方法、これらを混合する方法の三種がある。

今日、鋳物の生産は、大量生産に併せて郊外の大規模工場で一括して行われることが多くなったが、戦後しばらくは問屋が個々の職人に注文して商品を製造させる問屋制手工業体制が採られていた。この流れを受け、現在でも金屋町では、昔ながらの職人が民家裏の作業場などで鋳造や着色などの作業を行っている。

町のメインストリートにあたる石畳通りの裏手の小路沿いにある鋳物工房利三郎は、現在も伝統的な技法で鋳物づくりを行っている店である。作業場では、型づくりや鋳造、仕上げなどの工程が行われており、作業場の煙突からは煙が上がり、あたりには独特の匂いがする。また、金属の溶解の様子や鋳型に金属を流し込む作業などを実際に見て、高岡鋳物の歴史に触れることができる。また、立川家は、古くから着色を営んできた家である。同家の主屋は、金屋町も含めて周囲で唯一の石置き屋根を残す町家で、間取りや内部の意匠から、明治初期には建てられたとされる。敷地裏手の小路を挟んだ向かい側には作業場があり、現当主が日々着色の作業を行っている。旧南部鋳造所キュポラ・煙突は、金屋町北端の内免にほど近い場所にあり、鋳物生産の近代化の過程で残されたレンガ積みの建造物である。また、鋳物生産の拡大に併せて敷地が拡大されていった千保川沿いの後背地には、現在は使用されなくなった鋳物工場跡地などがあり、かつての町の繁栄を感じさせる。また、『富山県写真帖』富山県編(明治42年(1909))の説明文に「高岡市金屋町に喜多万右衛門の工場にして鉄瓶、鍋、火鉢等年額五万円を製造す」とあることから、古くからこの地で鋳物造りは盛んに行われてきた。



喜多鋳物工場 『富山県写真帖』富山県編(明治42年(1909))



焼型鑄造法工程

(高岡市教育委員会 ものづくり・デザイン科学習資料「鑄造法と製作工程」を一部加工)

②御印祭

御印祭は、利長の命日にあたる6月20日に毎年行われている。これは、利長に対する報恩感謝の念を表して催されるもので、利長没後まもなく始められた。「高岡鋳物史話」には、嘉永7年(1854)に鋳物師伝来の“御印”類を高岡町奉行の検分に供した際の目録の覚えが採録されている。伝来では、当初は利長の親書、絵像を礼拝していたともいうが、現在は有礒正八幡宮から金屋町公民館内に設けられた祭壇に祭神を招き、式典が執行されている。



御印祭

祭礼前日には、まず前夜祭として有礒正八幡宮からご神体が金屋町公民館に移される。祭礼当日は、千保川沿いに立つ高岡銅器発祥の地の碑の前に集合した後、行列がスタートし町中を練り歩く。この練り歩きの際に歌われるのが弥栄節である。弥栄節は、鉄を溶かすために溶解炉へたたら板を踏んで風を送る作業が重労働であったことから、気を紛らわせるために歌われ始めたと言われる作業歌である。弥栄節は明治末期になりたたらが使われなくなると一時歌われなくなったが、大正末期から昭和初期にかけて民謡として復興した。また、戦時中にも一端途切れたことがあったが、昭和25年(1950)に高岡弥栄節普及会が組織され復興された。その後、昭和32年(1957)には民謡の研究家らにより音節を整え新しく振り付けが行われ現在の弥栄節が誕生した。

その一句には次のようにある。

エンヤシャ ヤッシャイ
今じゃ高岡 金屋町 エー
今じゃ高岡金屋町 エー

河内丹南 鋳物の起こり ヤガエフ
ヤガエフ エンヤシャ ヤッシャイ
エンヤシャ ヤッシャイ

たたらを踏む際の掛け声が韻よく刻まれる中に、金屋町の鋳物の起源や、重労働の中でも自分たちの行う作業に誇りを持つ心が感じられる。

なお、御印祭で弥栄節が踊られるようになったのは、昭和27年(1952)の同祭からで、地元の青年らが弥栄節を歌いながら踊ったのが始まりである。以来地元では、これを後世へ継承すべく、昭和50年(1975)には高岡やがえふ保存会が結成され、伝承のための様々な取組みがなされている。

(4) まとめ

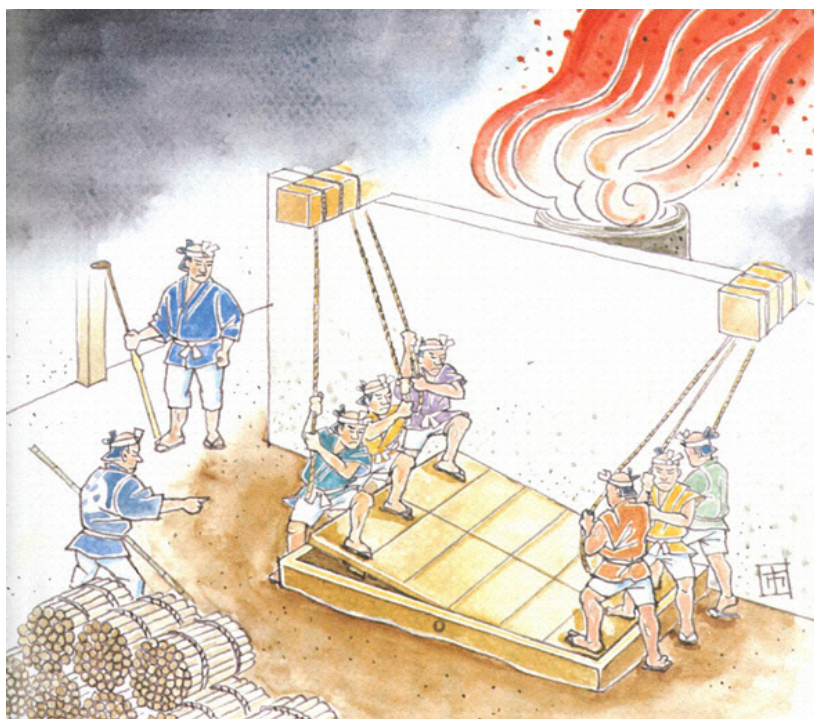
金屋町国選定重要伝統的建造物群保存地区を中心とする金屋町では、現在でも伝統的な技法で鋳物づくりを行っている。作業場では、型作り鋳造、仕上がりなどの工程が行われ、作業場の煙突からは煙が上がり、周辺では独特のにおいが感じられる。また、御印祭で町中を練り歩く際は、かつて重労働であったとされるたたら吹作業の作業歌である弥栄節が歌われる。このように、鋳物作業や御印祭などを通して、風景や音、匂いなど五感全てで鋳物のまちの風情が感じられる。昭和8年（1933）には与謝野寛と晶子が金屋を訪れているが、その際に次のような歌を詠んでいる。彼らもまた鋳物のまちの生み出す独特の風情に大きく心を揺り動かされたのだろう。

高岡の町の金工たのしめり 詩の如くにも鑿の音をたつ（寛）

鋳物師よ楽しかるべきみずからを 釜一つにも試さんとする（寛）

われ入りて鍋作りする炉にあるを 夕日と思う広き金屋に（晶子）

工匠が黒部の川を思わせて 銀の筋置くかねの鉢かな（晶子）



たたら吹作業の図（たかおか－歴史との出会い－より転載）

（鋳物のまち金屋に見る歴史的風致を図示）

3 北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致

3-1 みなと町伏木と祭礼行事



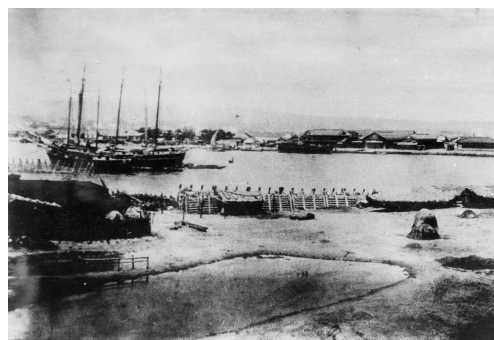
藩政期の伏木浦（高岡市立伏木小学校蔵）

（1）はじめに

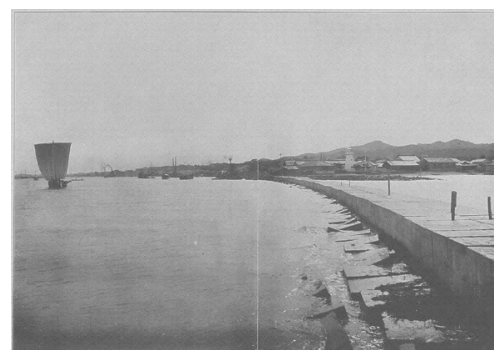
伏木は、古代には越中の国府が置かれるなど、古くから越中の政治・経済の中心として栄えた地であることから、長きにわたって、政治・経済の拠点として栄えた。その経済基盤は舟運によるところが大きい。北は日本海に面し、小矢部川や庄川といった大河川の河口に位置しており、この恵まれた立地を活かして、早くから日本海側でも有数の港として発展してきた。

近世には、加賀藩から渡航の許可や税の徴収といった公的な役割を認められ、大坂から瀬戸内海をとおり、下関を廻って日本海に入り、北は北海道まで、各港で買積した物資を売りさばく北前船（バイ船）で栄えた。特に、港に程近い旧伏木村（現在の本町、中央町、湊町、錦町のあたり）には、北前船で財を成した多くの廻船問屋が現れた。

明治期に入り、大型船舶の入港など、伏木港も徐々に近代化を迫られたが、この際に大きな活躍を見せたのも廻船問屋達であった。特に、能登屋の藤井能三は、強く開港を訴え、私財を投げ打って伏木燈明台や伏木測候所（現 高岡市伏木気象資料館）を建設するなど伏木港の近代化に大きな役割を果たしている。こうした廻船問屋の活躍もあり、その後も伏木は港町として大きく発展した。



伏木開港場（明治 32 年（1899））



伏木港 『富山県写真帖』富山県編（明治 42 年（1909））より



帆船と蒸気船（大正 13 年（1924））

港町として発展した伏木では、文化流入や火災の影響などによって多様な建造物が連坦している。本町通りは、最も早くから町並みが形成された場所で、かつては廻船問屋の邸宅が多くあったところでもある。現在、廻船問屋の遺構は残念ながら残されていないが、明治期から大正期に建てられたとされる、切妻造り・平入・2階建・登梁形式の真壁造りの町家を見ることができる。一方で、中道通りや湊町本通りは、明治以降の港の近代化と発展の中で、町が拡大していったと考えられる地区で、国外などからの文化流入の結果生み出されたと思われるハイカラな洋風建築や和洋折衷建築、この道が耐火路線に指定されたことに起因する土蔵造家屋など多様な建造物を見ることができる。

この町並みを舞台に、伏木ではかつてと変わらない港町の生活が繰り広げられる。伏木の代表的な廻船問屋である藤井家の残した「藤井家文書」のなかに「嘉永三年伏木村草高数免等高持百姓中留帳」なるものがあり、その中に当時の住民の屋号をみることができるが、これによれば、網屋や鍛冶屋、浜屋、魚屋、茶屋、油屋、酒屋など様々な職業を類推させる屋号がある。現在では、港の近代化に伴って人々の職業形態もかなり変容を見せているが、今でも魚屋やお茶屋、酒屋、石油卸商などかつてと変わらない仕事を営む店舗が数多くあり、輸出入した商品などを取り扱う商社が数多くみられる。なお、伏木港は現在、国際拠点港湾伏木富山港として環日本海交易の拠点となっている。

(2) 建造物等

①谷村家住宅主屋

明治初期に建てられたもので、平成9年（1997）に国登録有形文化財に登録された。間口五間の大規模な切妻造り、平入、棧瓦葺の建物である。屋根は、現在は棧瓦葺となっているが、周囲の建物と比べると屋根勾配が緩やかなことから、もとは板葺きであったことがわかる。



谷村家住宅主屋

②高岡商工会議所伏木支所

明治43年（1910）に伏木銀行として建てられた建物で、平成8年（1996）に国登録有形文化財に登録された。建築形式は、土蔵造・2階建・寄棟・瓦葺で、スクラッチタイルの外壁がお洒落なものである。カラフルな花笠や、前人形のかわいらしい踊りに彩られた山車が、この建物をはじめとするハイカラな建物の前を巡行する様は、歴史的だが、どこことなくお洒落さを感じさせるものである。



高岡商工会議所伏木支所



銅板建築の店舗

③伏木神社

伏木神社は、伊勢神宮から布師浦の蔵ヶ浜に勧請され、海岸鎮護・住民の守護神として創祀されたと伝えられ、文化10年（1813）に波の浸食を受けたことから現在地に遷座した由緒ある神社である。江戸時代初期の寛文6年（1666）に発布された浦高札があり、境内には歴史を感じる大木や鎌倉時代に創作されたと伝わる狛犬があり、悠久の歴史が感じられる。



伏木神社

(3) 活動

前述のとおり、早くから舟運を生業とした伏木の人々にとって、何よりも大切なことは航海の安全と無事であった。そのため、伏木ではこれを象徴したいくつかの祭礼行事が見られる。

①伏木神社春季例大祭

伏木神社春季例大祭の祭礼行事は、5月14日と15日に行われる。また、市指定無形民俗文化財に指定されており、神輿渡御と勇み山車行事（伏木曳山祭）からなっている。その歴史は古く、行事に用いられる山車の箱書きには、文政3年（1820）や天保2年（1831）といった記録が見え、少なくとも200年間は続けられていると考えられる。

i) 準備

祭りに用いられる山車は、早いところでは一週間も前から山蔵より蔵出しされる。これは、人集めや曳き方の練習、山車に不具合がないかを確認するためと言われているが、山車が順次曳き出されるうちに町全体に祭の気分が色濃く流れ始める様子からは、祭を待ちきれない人々の気持ちを更に高めるための演出なのではないかとすら感じられる。

祭前日には宵祭が催される。宵祭では、山車の飾り付けとともに、山宿にご神体が飾られ、御膳やお酒が並べられ披露される。山宿は、その年に出産や結婚などおめでたいことがあった家を選ばれるが、この地域の人々にとっては、至極光栄なこととなっている。



曳山祭山宿の飾り

ii) 当日

人々の気持ちも最高潮の中、いよいよ祭当日を迎える。当日は、まずは朝6時頃から各山車の代表者が伏木神社へ集まり、その日の祭の無事を祈ってお祓いを受けるところから始まる。その後、同神社の拝殿で例大祭と神輿渡御祭が厳かに挙行される。境内での神事後、御神輿の巡行が開始される。神輿渡御は、母衣武者行列と花笠がともに巡行する古い形式をよく残すもので、午後3時30分頃に伏木神社へ還御されるまで、氏子町内を順次巡行される。

祭のメインである伏木曳山祭も同時に始まっている。まずは、朝早くから山の飾り付けが行われ、美しい花笠山車が作られる。その後、山宿にご神体に移され、お神楽の奏上が行われた後、本囃子も勇ましく町内曳きが行われる。11時頃からは、6基の山車が順に伏木神社へ参拝し、御祓いを受け安全を祈願する。

午後1時、いよいよ花笠山車が、囃子の音色と曳き子達の「イヤサー、イヤサー」の掛け声に併せて曳かれ始める。山車はみなと町の谷村家住宅主屋や高岡商工会議所伏木支所を通り、ハイカラな町並みを舞台に曳き回され、一層その華やかさが際立つ。また、街路網は碁盤目状に敷かれているうえに、その路は細く、直角の曲がり角が多く、曳き子たちは町角での山車の方向転換に苦心を強いられる。しかし、実はそこにも祭の見所がある。曳き子達が曳き子頭の合図のもと、テコの原理で長手をうまく利用し、チームワークよく曲がる光景は見事で、観客は拍手を送って喜ぶ。

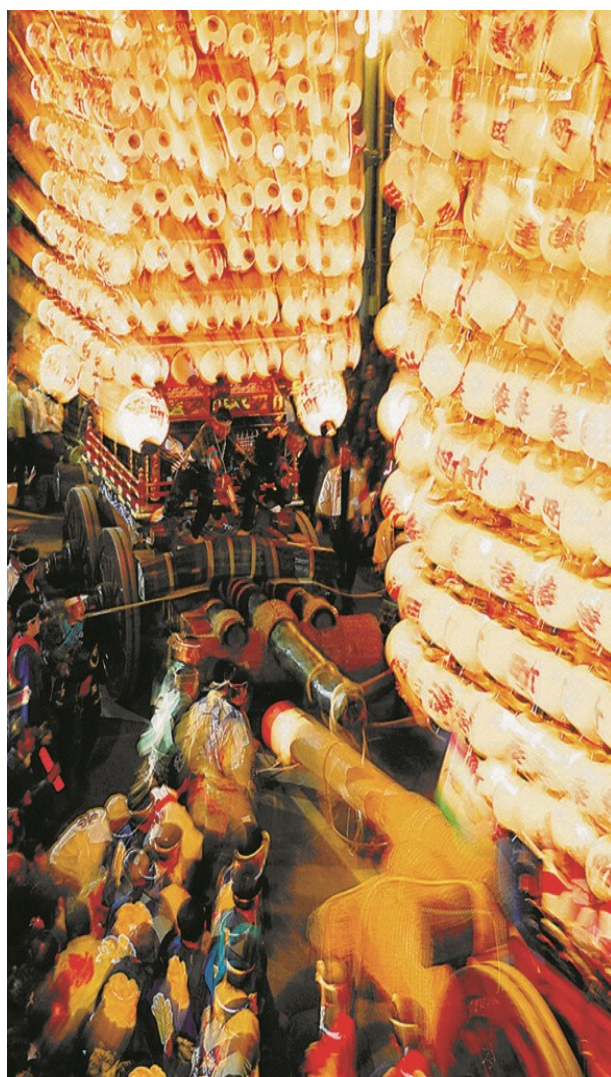
花笠山車の奉曳が午後5時まで続けられた後、一旦山宿へ移し解体され、今度は提灯山車へ組み替えられる。提灯山車は飾り付けられた山車同士が激しくぶつかる(通称「かっちゃ」と言われる。)もので、日中の花笠山車とは趣が全く異なり、はじめて見るものならば、必ず「おおー」と歓声をあげるほど非常に勇ましいものである。

提灯山車の曳き出しは夜の7時30分頃から始まるが、この時刻になると、「かっちゃ」が行われる場所には、大勢の人々が押し寄せる。この時ばかりは、家々の窓は全て開けられ、家族や親族などが身を乗り出して観戦する。観客の見守る中、双方の山車の総代の合図により拍子木が打たれると、いよいよ開始である。

山鹿流出陣太鼓のお囃子と曳き子衆の勇ましい掛け声とともに、今にも壊れそうな勢いで山車が「ずしーん」とぶつけられる。山車に飾り付けられた提灯は激しく揺れ落ちるものもある。間髪容れずに拍子木が打ち鳴らされると2台の山車は再び激しくぶつけられる。観客は大きな歓声をあげ、カメラのフラッシュが無数にたかれ、会場は興奮の坩堝と化す。こうして人々が待ちに待った祭は熱狂のうちに終わっていく。



花笠山車



伏木曳山祭（けんか山）のかっちゃ

この「かっちゃ」は、かつては町内間の対抗意識が非常に強かったようである。現在では対抗意識そのものは薄れてきているが、祭が人々の大きな誇りとなっていることは疑いがない。都会へ就職している者は、祭の日が平日であっても必ず帰ってくる。この日ばかりは子どもの夜更かしも許される。伏木曳山祭は、港町特有の荒っぽい気質と、郷土意識を再確認する場なのである。

このほかの舟運にまつわる祭礼行事に伏木帆柱起し祝唄がある。これは、毎年春先の出港準備の際に船主を中心とした地元の人達が浜へ集まり、航海の安全を祈り、鉦や太鼓を打ち鳴らし、「木遣り歌」を歌い踊りながら帆柱を立てたことに由来するもので、ソリャエーという力強い掛け声が印象的である。

ソリャエー帆柱起しで ヤーレン ソリャ ヤートコセーヨーイヤナー
めでためでたの伏木の浜辺ヨーイトナー ソーラン アリャエーノ
ヨーイトコ ヨーイトコナー

古老などにより長く歌い継がれてきた祝い唄だったが、昭和40年代には保存会が結成され、「手踊り」や「扇子踊り」、「櫓踊り」などの流し踊りが創作された。近年は船の出港に併せて行事を行うことはなくなってしまったが、地区の小学校の運動会や、年に一度開催される伏木港まつり、勝興寺でのイベントなどの大きな行事の際には、必ず決まって行事が催されている。

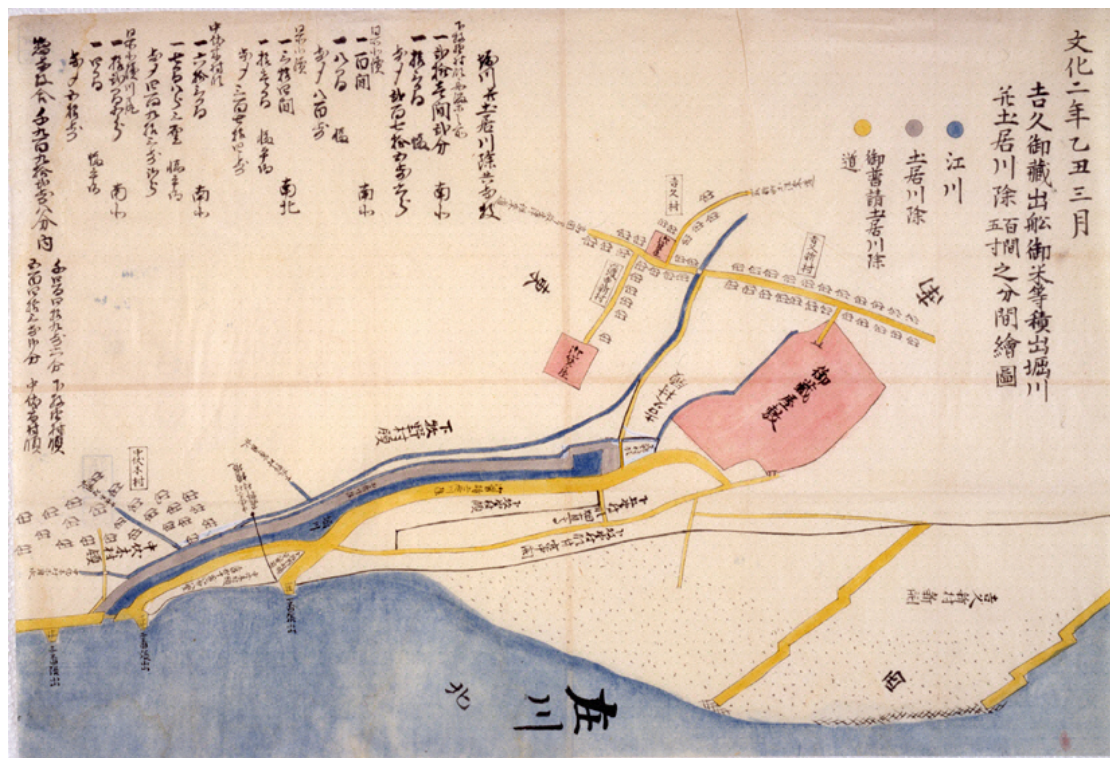
こうして祭を通して、船の航海の安全と無事が祈願され、民衆の結束がさらに強められ、町ではいつもと変わらぬ港町の日常が繰り広げられていく。

(4) まとめ

古くから海運で栄えた伏木には、伏木神社の春季例大祭で「かっちゃ」と呼ばれる山車同士をぶつけ合う勇壮な伏木曳山祭（けんか山）が伝えられている。囃子の音色と曳き子たちの「イヤサー、イヤサー」の掛け声をあわせて曳かれる山車は、町家等の和洋折衷建築と相まって、みなと町らしい風情を醸し出している。

（北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致（みなと町伏木と祭礼行事）の範囲を図示）

3-2 吉久と獅子舞



石黒信由作図 吉久御蔵絵図（文化2年(1805)）高樹文庫蔵

(1) はじめに

吉久は、小矢部川を挟み伏木の対岸に位置する地区で、江戸時代に加賀藩直営の御蔵が置かれ、この御蔵を中心に発展してきた町である。江戸時代になり、各藩の領域経済が次第に全国市場の中に取り込まれ始めると、米価も大坂の米市場において設定された価格に左右されるようになった。また、年貢の取立てや支配等をめぐり農民とのトラブルが絶えることがなかった。加賀藩ではこうした動きへの対応として、御蔵の設置や十村制度の整備、灌漑用水の整備といった改作法を実施し、年貢の確実な徴収と百姓など民衆の生活の安定を図った。吉久の御蔵はこうした流れの中で作られたもので、その規模も間口30間、奥行き4間の大きな建物が6棟も配されたもので、礪波・射水両郡の蔵の中でも飛びぬけて大きかったようである。さらに吉久の



吉久の町並み（南西から）



吉久の町並み（北東から）

御蔵は、単に年貢米を収納するだけでなく、礪波・射水両郡の御蔵の中で唯一、両郡の収納米の詰込所でもあり、小矢部川や庄川を下って運ばれてくる年貢米の集散地として、あるいは伏木港から廻米として積み出される玄関口という重要な役割を果たしたのである。明治の近代化の流れの中でもその機能は失われることはなく、かつての御蔵はそのまま米や魚肥の倉庫として使用されるなど、吉久は変わらず伏木港の最前線基地として発展した。このように加賀藩最大の米の集散地として栄えた吉久には、江戸時代の末には曳山があったと伝えられるくらい経済力があり、古くから豊かさを背景とした獅子舞が行われてきたようである。

（2）建造物等

①能松家住宅主屋

明治末期から大正初期のものと推定され、平成9年（1997）に国登録有形文化財となった建物である。間口は四畳半で三間分は出格子が取り付けられている。室内構成も整っており、建設当時の外観をよく残す貴重な建造物である。



能松家住宅主屋

②有藤家住宅

大正5年（1916）～同6年（1917）頃に建てられ、平成10年（1998）に国登録有形文化財となった建物である。平面は間口の広い2列3室型で、背面に半間の下屋が付く。右側列は玄関、オイ、奥に1室、左側がミセ、仏間、座敷で構成されている。



有藤家住宅

③丸谷家住宅（旧津野家住宅）主屋

明治中期（1883～1897）に建てられ、大正期（1912～1926）に増築された建物で、平成25年（2013）に登録有形文化財となっている。構造は、木造平屋一部二階建、切妻造棧瓦葺であり、正面外観は繊細な格子と簾子下見板張で構成されている。



丸谷家住宅（旧津野家住宅）主屋

④吉久神明社

天保4年（1833）に建てられたとされる入母屋造・棧瓦葺・正面屋根破風・一間の向拝を流した拝殿で設置されている狛犬には「天文廿四年」（1555）の刻印がある。



吉久神明社

（3）活動 吉久神明社の秋季例大祭

吉久の獅子舞は、吉久神明社の秋季例大祭で舞われるものである。

かつて吉久では、あんころの獅子とおもての獅子の二つの獅子舞があった。あんころとは、吉久の町の中心を通る旧街道から東側あたりに位置する地域を指す言葉で、吉久でも最も古くから、村が開かれたところでもある。あんころの獅子は通称あんころの宮といわれる日の出町神明宮の祭礼行事として舞われたもので、加賀獅子の流れを汲み、なぎなたや棒を激しく振り回す荒っぽいものであったようである。おもてとは、旧街道の西側、御蔵の置かれた方角で、町の発展と併せて拡大していった地域を指している。おもての獅子も、あんころの獅子と同じく、棒術やなぎなたの武術を中心としたもので、時に見物人が怪我をしたり、天狗の鼻が飛んだりするほど荒っぽいものだったようである。このあんころの獅子、おもての獅子は、ともに起源をはっきりと記すものはないが、口承では近世末から明治初期には既に始まっていたようであり、昭和戦前の写真には獅子舞の様子が収められている。



よっさ獅子舞（昭和初期）

この両獅子舞とも若者の減少等により伝承の危機を迎えたが、昭和35年（1960）頃に青年団が中心となって両獅子の合併がなされ、現在の吉久の獅子舞が生み出された。従って、現在の吉久の獅子舞いは、両獅子の荒っぽい性格をよく受け継いでおり、天狗が棒や長刀、松明を縦横に振り回して獅子を打つという豪快な演目で構成されている。

この両獅子舞とも若者の減少等により伝承の危機を迎えたが、昭和35年（1960）頃に青年団が中心となって両獅子の合併がなされ、現在の吉久の獅子舞が生み出された。従って、現在の吉久の獅子舞いは、両獅子の荒っぽい性格をよく受け継いでおり、天狗が棒や長刀、松明を縦横に振り回して獅子を打つという豪快な演目で構成されている。

祭りは6時頃から始まる。はじめに、吉久神明社で獅子の宮参りが行われる。神明社で獅子頭に御幣を付けてもらい二舞、三舞した後、日の出の宮、浅野の宮と獅子舞が奉納される。それから町内を回るが、近年では全町が公平になるよう回る順番を毎年変えている。

吉久の本通りは、かつて能登から富山市岩瀬へと至る浜往来から放生津で分かれ高岡へと向かう放生津街道が通っていた場所で、今も藩政期のままの湾曲した道路が残り、道路の両側には、幕末から昭和戦前に建てられた伝統的な町家が建ち並んでいる。能松家住宅主屋や有藤家住宅主屋、丸谷家住宅（旧津野

家住宅）主屋など町家は、北陸に特徴的な雪を意識した軒の深い和風町家の外観を呈するが、他の地域と違う吉久独自の特徴として、裏手まで抜ける通り土間がないことなどが挙げられる。これは、吉久の町が米商と農家という二つの性格を兼ね備えていたことから生み出されたものと考えられる。

町内を回る際は、目出度いことがあった家選ばれて獅子舞が舞われる。各家では花（祝儀）が打たれると、獅子取りと獅子はしゃがみこみ、その間に紋付袴の世話方が中腰になりショモウ（目録）をあげ威勢よく口上を述べる。

ショモウ ショモウ 目録一つ！ 御酒万樽 御肴沢山！
金子有り有り右は人気栄富栄富！ 御贔負～
とあって〇〇様より吉久獅子舞若連中に下さる～

口上が詠み終わられると、獅子が勢いよく目録をくわえ、玄関先まで入り込み、舞を見せる。吉久の獅子は、獅子の胴に何人もの男が入る百足獅子と呼ばれるもので、獅子はバクバクと激しく口を開け閉めしながら大きな動きを見せる。これをあやす主役は青年の扮する天狗である。太鼓と笛の音が鳴り響く中、ずっかうそと呼ばれる被り物をし、袂の着物に野衿（たつつけ）をはき、小手をした天狗と、その出で立ちに天狗の面をかぶった大天狗が出て、六尺棒や刀、薙刀などをもち、勇ましい武術で獅子に立ち向かい、打つ。



伝統的な町家とよさ獅子舞

また、吉久の獅子舞の大きな見所の一つにハイッタ・ハイッタがある。ハイッタ・ハイッタは、家の座敷まで獅子が上がこみ、家の中で獅子が踊るもので、ハイッタ・ハイッタの会場と決まった家では、家の中を仕切る建具が全て外され舞の舞台が準備され、早くから家族や親族が集まって宴を催しながら、獅子が来るのを待つ。いよいよ獅子が来ると、全員一斉に立ち上がり、身を乗り出



ハイッタ・ハイッタ

しながら口上を見つめる。口上が終わると獅子はものすごい勢いで座敷へと突入し、舞が行われる。獅子方も力が入るのか、外で見るよりも遥かに激しく見える。時にものを壊すこともあるが、そんなことは一切おかまいなしで、人々は熱狂し大きな歓声をあげる。外にも大勢の人が集まりその様子をじっとみつめている。実はこの瞬間が最も吉久の人々と、伝統的な家が輝く瞬間なのかもしれない。

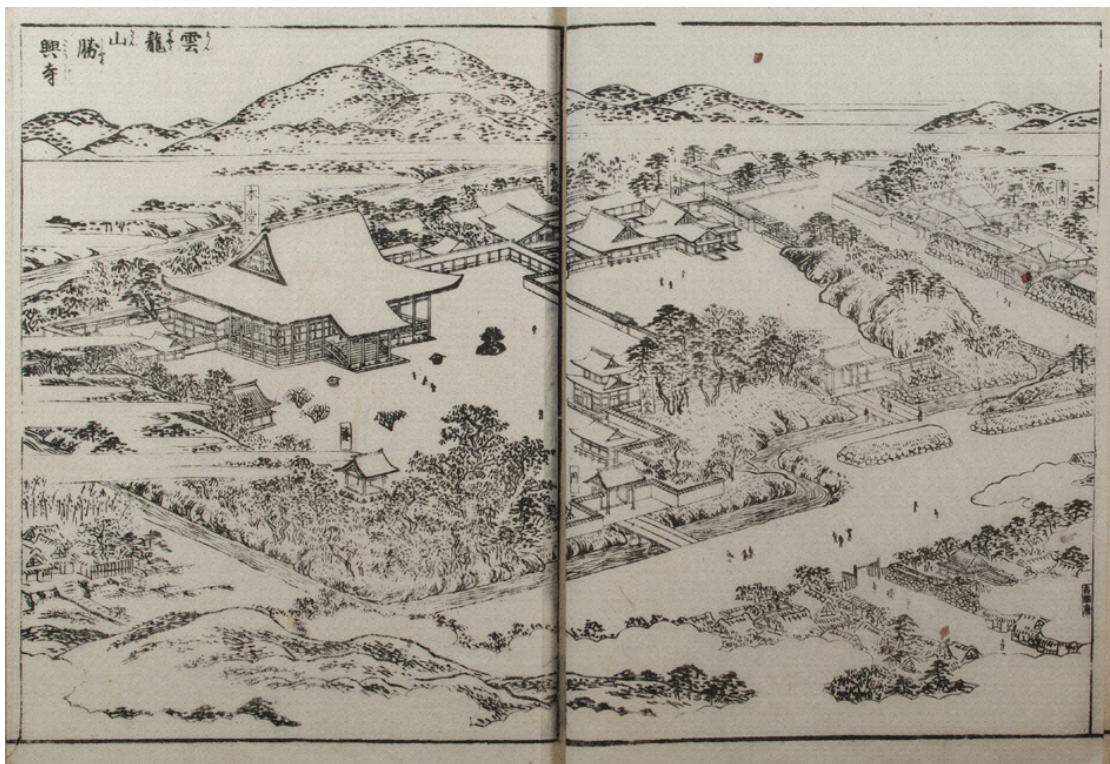
かつての吉久の隆盛を偲ばせる町家が建つ狭い道路で、荒々しく大きな動きの獅子が繰り広げられる様は、対照的なコントラストを描きつつも見事に一体化しており、良好な歴史的風致を形成している。

（４）まとめ

伏木は古代には越中の国府が置かれるなど、古くから越中の政治・経済の中心として栄えた地であり、当時国守として赴任した万葉集の代表的歌人・大伴家持が、その風光明媚な自然に感動し多くの秀歌を残した景勝地でもある。同時代に建立された氣多神社では春季例大祭が行われ、にらみ獅子が奉納された後、越中国分寺跡を含む周辺地区には囃子方の音色に併せて舞う獅子が巡り、歴史的風致を形成している。

（北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致（吉久と獅子舞）の風致の範囲を図示）

4 勝興寺と寺内町に見る歴史的風致



「雲龍山勝興寺」（享和3年（1803年）『二十四輩巡拝図会』巻之三）高岡市立博物館蔵

（1）はじめに

伏木みなと町から伏木台地を登ると勝興寺と同寺を中心に形成された寺内町がある。寺内町は、伏木の地に勝興寺が寺地を構えた時以来、寺の境内地である古国府の中に生まれた町である。天正16年（1588）には、利長が勝興寺の勢力を抑えるために古国府から古府村を分立させており、寺内町は古国府のうち門前の75石のみを指すようになった。寺の総門前には、子寺や役寺が置かれ、門前から東へ走る道に沿って上町と中町が連続し、その東端で道は北と東の台地下への二本に分岐し、台地の東縁辺に沿って南北に浦町、台地の東麓に沿って北行しさらに東へ折れて下町が形成されている。

門前の各寺院は全て歴史的なもので、それぞれの建物が伝統的な様式を有している。浄徳寺本堂は、江戸時代中期から後期に建てられた切妻造り・平入のお堂で、半分を本堂、もう半分を住坊とした特徴を持ち、木組みなどが時代をよく表している。入報寺本堂は、小型であるにも関わらず矢来をもうけ、外陣の頭貫虹梁や出組斗拱等に特色を持っている。この他の寺院もそれぞれ意匠などに歴史的な特徴が表れている。



寺内町の町並み

また、勝興寺寺内町の大きな特徴の一つとして、住民の職業構成が挙げられる。寺内町には、勝興寺家中でも身分の低いものや、元々この地に住み続けていたもの、同寺周辺の村々から移住してきたもの、在所は別に持ち商売のための別家を構えるものなどが居住していたが、この地が伏木の港に程近く、古府村の分立前から古国府では舟運を営む人がいたこと、古国府近接地域からも多くの人々が移住してきたことなどから、舟運に従事する町民の割合が非常に高く、舟運による収益が同寺と寺内町の大きな経済的基盤となっていた。寺内町では、町人の中から町肝煎と町頭3人、舟肝煎1人が選ばれ、町自治の執行にあたっていたが、勝興寺草創期から同寺の御用商人として活躍し代々町役人を勤めた塩屋のように、舟運などを通して得た財を活かし、同寺の運営に大きな功績を果たした町民の中から町役人が選ばれていたようである。

(2) 建造物

①勝興寺

勝興寺は、蓮如上人縁の越中国礪波郡蟹谷庄土山の「土山御坊」にはじまる浄土真宗本願寺派の古刹である。天正 12 年（1584）、当時の領主神保氏張から寄進を受けて現在の地へ移り、戦国期には越中における一向一揆の拠点寺として、江戸時代以降は越中の浄土真宗本願寺派の触頭であり、また前田家や公家等と強く結びつき寺勢を保持した。境内地は古代には越中の国庁があった地と推定され、中世には古国府城が置かれたところで、現在も境内の周囲には城郭らしい堀と土塁が遺存している。

この境内に本堂をはじめ大広間及び式台、御内仏、経堂、鼓堂、唐門や総門など12棟の建造物が配され、浄土真宗の典型的伽藍配置を示している。また、各建造物は全て近世に建てられたもので、規模・意匠などが優れており、全て重要文化財に指定されている。



勝興寺伽藍配置図



勝興寺本堂



勝興寺本堂と越中国庁跡の石碑



勝興寺唐門



勝興寺鼓堂



勝興寺台所

②旧秋元家住宅（高岡市伏木北前船資料館）

旧秋元家は、寺内町域東端に隣接しており、廻船問屋並みの業をなした小宿の遺構である。明治20年代に建てられた主屋や、近世後期に建てられた米蔵、衣装蔵など一連の建物が残り、平成10年（1998）に市指定文化財となっている。当家は、町家では珍しく妻入りのアズマダチ形式である。これは、妻入り建物を建てるだけの広い敷地があったことももちろん大きな要因の一つであるが、この地で廻船問屋並みの業をなした小宿として大きな財を蓄えていたことも要因の一つにあると考えられる。また、当家には港を見晴らせる望楼や、荷物を大量に保管することのできる大蔵などもあり、市内でも数少ない廻船問屋並みの業をなした小宿の遺構として非常に価値の高いものである。



旧秋元家住宅

③伏木測候所庁舎・測風塔

庁舎は明治42年（1909）、測風塔については昭和13年（1938）に建てられたもので、平成18年（2006）に登録有形文化財となった。

庁舎は、桁行16m、梁間9m規模、寄棟造、棧瓦葺の木造平屋建で、外壁を下見板張とし、小壁を白漆喰塗としている。測風塔は、庁舎北東隅の現業室の前に位置しており、庁舎とは渡り廊下で接続している。3.6m四方のRC造3階建である。どちらも伏木港の近代化を象徴する洋風のハイカラな建物である。



伏木測候所庁舎・測風塔

（3）活動 御満座法要

勝興寺では、年間を通して様々な宗教行事が行われているが、代表的なものに毎年1月に行われる御満座法要が挙げられる。御満座法要は、開祖親鸞聖人の遺徳を偲ぶ法要で、1月14日から16日にかけて、本堂内に高さ1.8m・重さ約150キロもあるデカローソクを立て、住職や参拝者による読経などが行われる。この法要が行われる勝興寺の本堂は、加賀藩の支援を受けて寛政7年



御満座法要

(1795)に西本願寺阿弥陀堂を模して建てられたもので、桁行・梁間と

もに40m近く、地方の寺院建築としては破格の規模であり、近世浄土真宗本堂の典型的構成を示す平面配置、木鼻や墓股・欄間などの彫り物装飾、内陣などに施された華麗な彩色などが見事なものである。平成16年度(2004)には約7年間をかけた大修理事業が完了し、現在はかつての威容を取り戻している。法要の際は、この本堂内に溢れんばかりに人々が集まり、御示談を受け一斉に経を唱える。その様子は、明治期の写真に収められた様子と何ら変わるものでなく、民衆の熱狂的な信仰精神が受け継がれていることを感じられる。

御満座法要は、勝興寺を中心に行われるものであるが、寺内町の住民らにより引き継がれているという側面も強い。寺内町の形成以来、寺内町では諸役の免除や別家を建てることが許され、町肝煎と町頭、舟肝煎が町の自治にあたり、縁組や家の売買等の届があれば奥書して藩の寺社奉行へ届け出る仕組みになっていたなど、一種領主的な勝興寺を中心に一定の地域コミュニティを形成していたが、現在でも勝興寺を中心としたいわゆる檀家制度は色濃く残っており、行事の際には近隣の民衆が単なる参詣者としてだけでなく、協力者として行事の運営にあたっている。

（4）まとめ

勝興寺と同寺を中心形成された寺内町には、門前の各寺院や廻船問屋並みの業をなした小宿の遺構である旧秋元家住宅(伏木北前船資料館)などの伝統的な建築様式の建造物が残されており、勝興寺の現在の参道には、伏木測候所庁舎・測風塔が残されている。宗教的な結びつきだけでなく、舟運による経済活動を通じて、勝興寺が一種領主的な存在を果たしていたこの地域では、今でも勝興寺と寺内町の町民の密接な関係を示す御満座法要などの行事が行われており、浄土真宗などの一向宗寺院を中心に形成されたまちの雰囲気は勝興寺のなかから聞こえる読経と相まって歴史的風致を醸成している。

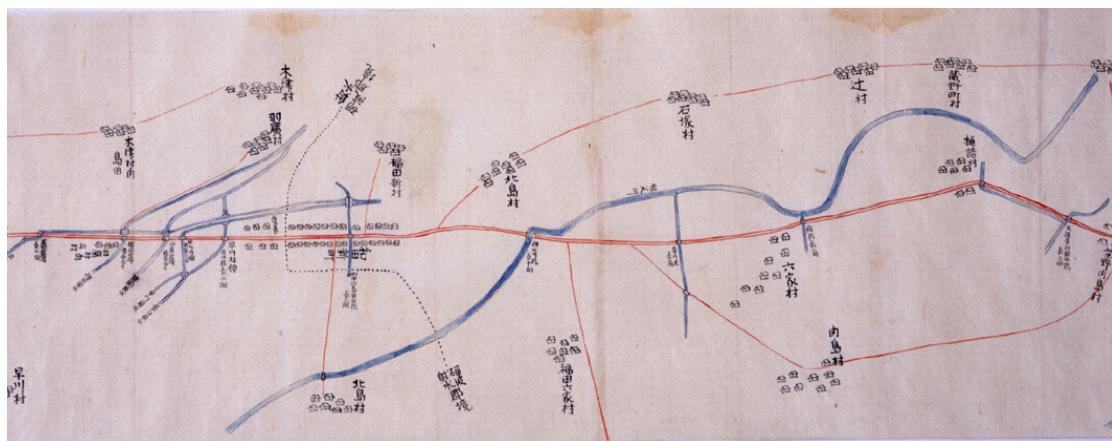
（勝興寺と寺内町に見る歴史的風致の範囲を図示）

5 旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致

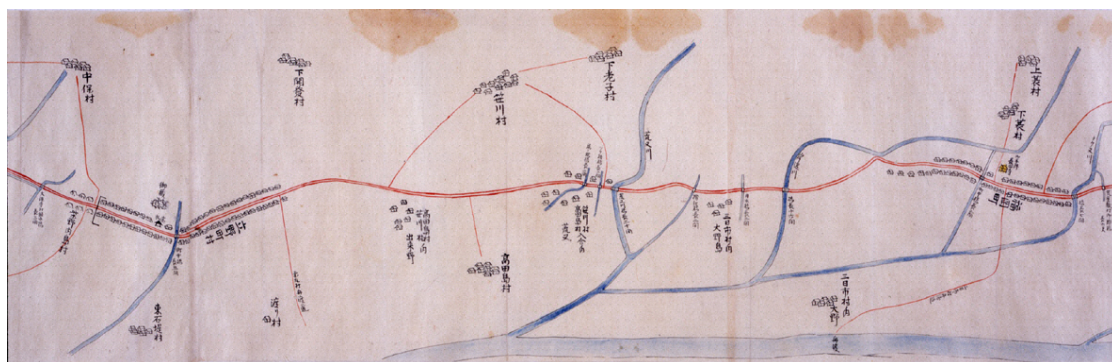
（1）はじめに

旧北陸道は、商都高岡の陸の主要な流通経路として利用された道である。山町筋を通過した北陸道は博労地区を通り、旧町域の西の玄関口にあたる横田町を抜け、和田、立野を経た後、福岡町、今石動、金沢へと通じていた。街道沿いの和田、立野、福岡といった町々は、人馬が往来する宿場町や在郷町などとして賑わいをみせた。現在、この道は国道8号の脇街道となっているが、歴史的な建造物や旧跡が数多く残されている。

山町筋を通り抜けた後、旧北陸道をしばらく進むと、中島町、横田町を抜け、さらに進むと立野がある。立野は、高岡町と福岡町のちょうど中間ほどに位置する集落で、慶長11年（1606）に利長から町立てを許され、高岡城築城後の慶長15年（1610）に北陸道の道筋変更に伴って宿場町となった。立野宿は高岡宿が忙しくなった時に加勢するという性格を持つ宿ではあったものの、寛文元年（1661）には米を収納する蔵が置かれるなど、街道沿いの重要な拠点として発展した。



和田～立野 石黒信由作図 砺波郡・射水郡御鷹野道見取絵図（文政11年(1828)）高樹文庫

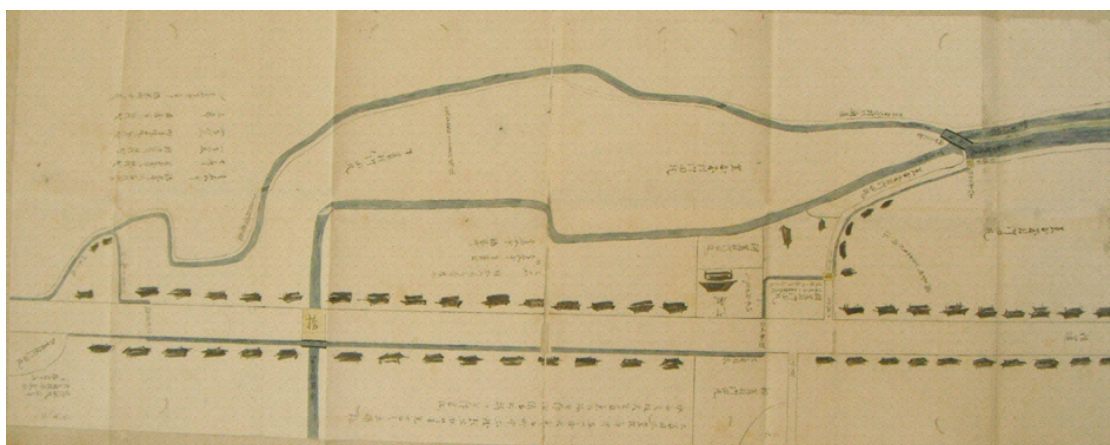


立野～福岡町 石黒信由作図 砺波郡・射水郡御鷹野道見取絵図（文政11年(1828)）高樹文庫

また、現在の高岡市域における西の玄関口が福岡町である。かつて福岡町は、周辺で作られる菅笠の集散地であり、菅笠が最大の特産品であった。この地域の菅笠づくりの起源は諸説あるが、古くは庄川や小矢部川の氾濫や、大地震等により発生した低湿地に自生した菅を利用して行った蓑作りから派生したものだと伝えられている。以降、山間を中心に水稻の不適作地を利用し菅を育て、小矢部川の河原や中洲を利用して菅干しが行われてきた。江戸時代には、加賀藩の奨励も受け、現小矢部地域や福岡地域、立野や東五位など広い範囲で積極的に生産されるようになった。

17世紀の後半には、「加賀笠」の名で江戸や京都、大坂、西国筋、上州など全国各地へ出荷されていた加賀の菅笠だが、ここでも福岡町や小矢部を中心とした地域は大きな役割を果たした。全国へと販路を拡大するにつれ、菅笠の原料となる菅が不足したことから、19世紀以降、大量の菅を砺波郡から仕入れていたようである。また、金沢の堀川町で菅問屋街が形成されてくると、砺波郡で生産された菅笠の一部も堀川町の間屋へ出されるようになり、地元から直接出荷するものとの相乗効果でますます「加賀笠」の名が広まっていったようである。

福岡町を除く地域では、現在菅笠の生産はほとんど行われていないが、福岡町では今でもかつてと変わらず手作業で菅笠が作られている。平成21年（2009）3月には、その技術や菅の生産から菅笠の製作、販売までの全工程をこの地域で行っていることが高く評価され、「越中福岡の菅笠製作技術」として重要無形民俗文化財の指定を受けた。また、平成29年（2017）には「越中福岡の菅笠」が国の伝統的工芸品に指定された。



福岡町火留用水絵図（18c 後半 杉野家文書）福岡歴史民俗資料館蔵



菅笠



近代の菅笠づくりの様子（笠骨）

近代の菅笠づくりの様子
（管縫い作業）

（2）建造物

①岸野有三家

岸野有三家は、町の南西端に現在も現役で営む菅笠問屋である。当家は、昭和2年（1927）建築の比較的新しいものだが、切妻造り・平入・2階建・登り梁という古い形式を残すものである。



岸野有三家

②長安寺

長安寺は、寺伝によると大永5年（1525）赤丸村に創建したと伝えられているが、それを立証するものはない。しかし、寺に所蔵されている蓮加上人真影裏書に「寛永」と玄浄の名がみえることから、およそ寛永から寛永始めに寺院が成立したとみられている。また、本堂は江戸中期の建造とみられ、黒漆塗りの内陣を取り込み、両脇床上の臺股には雄大な桐紋が彫られており、本堂内陣宮殿には前田家の剣梅紋をみることができる。殿様の休憩所として利用されていたことでも知られており、これは「殿様御成記録」として保存されている。



長安寺

（3）活動 菅笠づくり

i) 菅栽培～刈り取り

菅笠づくりは7月頃の育苗床づくりから始まる。刈り取りの終わった菅田を起耕し、水を入れ肥料を施す。その後、代かきを行い、田面を平らにして苗床がつくられる。9月下旬に夏芽が萌芽した菅のうちよいものを抜き取って苗とし、9月中旬から10月中旬にかけて植える。植えつけられた苗は12月頃に枯れ、新芽が出始めてから雪に覆われることになる。融雪後3月下旬から5月中旬にかけて不良芽が間引かれた後、7月中旬にようやく刈り取りの適期を迎えることとなる。

この頃には、山間などで青々と茂った菅田で、人々が手作業で刈り取りを行う風景をみることができる。刈り取られた菅は平場に集められ長菅と短菅に分けられた後、7月下旬の晴天の日に天日干しされる。かつては山間地の斜面や川原や中洲を利用していた干し作業は、現在は家の庭などで作業が行われているが、あたり一面に菅草が敷き詰められた光景は現在も季節の風物詩となっている。



菅田（西明寺地内）



菅草刈



菅干



菅干

ii) 製作

菅笠の製作は、竹を割って笠骨をつくる仕事と、笠骨に菅を縫い付ける仕事に分けられる。昔から笠骨づくりは男の仕事、笠縫は女の仕事とされてきた。笠縫の作業は、福岡全域で行われているが、特に西山丘陵の山麓に位置する西五位地区に従事者が多い。この地域には、アズマダチがよく見られる。アズマダチは束や貫、梁の格子組をみせ、その間を白壁で塗った妻意匠、家を取り囲む屋敷林が特徴的なものである。笠縫作業もこのアズマダチ民家の広い座敷などを利用して行われている。



菅笠づくり



笠骨づくり

iii) 販売

つくられた菅笠は福岡町の旧北陸道沿いの問屋街で保管され、全国の笠販売所へ卸ろされていた。元治元年（1864）には210万蓋の菅笠が出荷された記録もあり、今も街道沿いには、明治期から昭和初期に建てられた町家としては比較的規模の大きい旧菅笠問屋の民家が数多く残されている。これらの民家は、菅笠問屋の遺構らしく、オイの間の上に菅笠を保管する場所とし



旧菅笠問屋

て中二階をもうける例が多い。町の南西端には、現在も現役で菅笠問屋を営む岸野有三家があり、町でつくられた菅笠を仕入れ、必要な場所へと卸している。また、街道沿いには問屋以外にも、加賀藩歴代藩主が参勤交代に際して休憩所とした長安寺などの歴史的建造物や、藩主の喉を潤すのに供された殿様清水などの旧跡が残されており、菅笠に関わる人々の営みと歴史的遺産が一体となって良好な歴史的風致を形成している。



旧北陸道の町並み



旧北陸道の町並み（昭和10年代）

滝写真館提供

（4）まとめ

旧北陸道沿いには、明治期から昭和初期に建てられた町家としては比較的規模の大きい旧菅笠問屋の民家が数多く残されており、現在でも現役で菅笠問屋を営む岸野有三家がある。また、街道沿いには問屋以外にも加賀藩歴代藩主が参勤交代に際して休憩所とした長安寺などの歴史的建造物等が残されており、菅笠に関わる人々の営みと歴史的遺産が一体となって良好な歴史的風致を形成している。

（旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致の範囲を図示）

コラム～旧北陸道沿いの町々と祭礼行事～

旧北陸道は、商都高岡の陸の主要な流通経路として利用されてきた道であり、その道沿いには、歴史的な建造物や旧跡、祭礼行事が数多く残されている。ここではそのなかでも3つの祭礼行事について取り上げる。

1 水天宮祭

水天宮祭は中島町で行われている祭礼行事である。中島町は、旧北陸道と千保川の交差点に当たる地で、かつては千保川の本流と、中島川と呼ばれる支流に挟まれた中州で、水陸交通の結節点として重要な役割を果たしていたが、立地上水害の多い地でもあったことから、古くから水天宮を祀っており、これが現在の水天宮祭へ繋がったと考えられる。現在の形で祭礼が行われるようになったのは、大正3年のことである。（『中島町水天宮由緒』中島町自治会）

祭礼当日は、有磯正八幡宮からご神体の中島町の移住者宅等に招くことから始まる。有磯正八幡宮は中島町とはやや離れた横田町の外れにある宮であるが、これは、水害によりご神体が何度か場所を変えた結果、その無事を確実なものとするために有磯正八幡宮に置かれはじめたことによる。祭神の移動後、祭典を行い、その後数多くの灯籠が千保川へ流される。漆黒の川面に灯籠の明かりがゆらめく幻想的な雰囲気を醸し出している。

2 佐助祭

佐助祭は、和田上町・和田中町で行われる祭礼行事である。和田は、慶安2年（1649）に礪波郡佐野村の佐助らの藩への嘆願によりようやく開かれた町である。しかし、町立て直後は年貢の負担等により町民の生活は非常に苦しいものであった。そこで、この状態を見かねた佐助が隠し田をつくり、町民らを困窮から救おうとしたが、藩の知るところとなり処刑されてしまったのである。佐助祭は、この佐助の恩に対し町民らが彼の遺徳を偲び行うもので、佐助の悲運な死後すぐに始められた。以前は和田新町の町立てが藩に許可された9月15日に行われていたが、現在は10月15日に変わった。いつごろ変更されたかは不明であるが、明治年間（1868～1911）のことだといわれている。

祭は、まず和田神明宮の神事から始まる。その後、同神社の境内地にある佐助大明神を祀った小さな祠の前で祭文や玉串の奉納がなされる。なお、祭の際には、和田上町・和田中町の各家の軒先には佐助の像が描かれた行灯が掛けられることとなっており、その地区の伝統的な町家の軒先にも行灯がかけられる。また、佐助の好物であった「いもがもち」（新米といも



行灯

のこ混ぜたもの）を作って食べたが、近年は「いもがもち」の代わりにもち米と里いもを混ぜて作り、小豆をまぶして食べることもある。こうして、町全体が佐助への感謝の念一色で染まる。

3 福田神社の秋季祭礼

立野では、前述したような豊かさを背景に福田神社の秋季祭礼に獅子舞が行われてきた。創立は大正8年（1919）に立野村青年団が創立されたと立野郷土史に記載されている。

立野の獅子舞は、獅子舞の豊富な高岡でも特徴的なものである。立野の獅子は女獅子で、天狗と争うこともなければ、花をうつこともない。また、獅子の胴幕の長さがおよそ12メートルもあり、20人の人足が入ることになっている。祭礼時には、笛と太鼓の囃子が鳴る中、大獅子が各家を回り、玄関口で口をパクパクとさせて、家の邪気を追い払う。

このように旧北陸道の道沿いには、様々な歴史的な建造物や祭礼行事などを見ることができる。特に、和田から立野にかけては、米を収納する蔵がおかれるなど、街道沿いの重要な拠点として発展した。このように、「道」は各時代において重要な役割を果たしてきた。人々の往来があることで、「物流」としての役割を持ち、人々の交流を活発化させ、社会・経済・生活・文化活動を支えてきた。街道沿いにみる祭礼行事もその一つであり、こうした豊かさを背景に行われているものや水陸交通の結節点であることから水害から守るために行われるようになったものなどがある。そうした祭礼行事で繰り広げられる人々の賑わいや笛・太鼓の囃子などと歴史的な街道の面影を残す寺院や旧家などの建造物とが相まって、歴史的な街道の風情を醸し出している。

6 越中国府関連遺跡と氣多神社に見る歴史的風致

（1）はじめに

伏木は、古代には越中の国府が置かれるなど、古くから越中の政治・経済の中心として栄えた地であり、当時国守として赴任した万葉集の代表的歌人・大伴家持が、その風光明媚な自然に感動し多くの秀歌を残した景勝地でもある。

（2）建造物等

①氣多神社本殿

延長5年（927）に完成した延喜式神名帳に記載された神社は「式内社」と称されているが、この氣多神社は越中国内の式内社三十四座の一つに数えられ、昭和6年（1931）に重要文化財となった。

現在の本殿は、永祿年間（1558～1569）に再建されたと伝えられており、三間社流れ造り、柿板葺きで、正面に一間の向拝を付けている。



②越中国分寺跡

昭和11年（1936）に奈良時代後期に属する国分堂式の単弁蓮花文系軒丸瓦、平瓦、丸瓦、土師器、鉄製扉鉾などが発掘されたことから、現在の国分寺付近と推定された。創建年代について明確にする資料は存在しないが、万葉集に、天平20年（748）越中守家持が「先の国師從僧清見」のために送別の宴を催し、天平勝宝2年（750）、家持が布施水海に赴いた時の一行の中

に「講師僧恵行」の名が見える。しかしながら、国師名は国分寺以前からあったので速断はできないが、天平20年（748）には、越中国分寺が成立していたと考えられる。昭和40年（1965）に県指定の史跡となった。

写真

（3）活動 氣多神社の春季例大祭

氣多神社の春季例大祭で行われる「にらみ獅子」は毎年4月18日に行われる。

氣多神社奉賛会が作成した小冊子に昭和40年代頃の古写真が掲載されており、平成8年(2006)に「氣多神社のにらみ獅子」として市指定の無形民俗文化財となった。

この氣多神社の春季例大祭は、地元では、「ダゴ祭り」と呼ばれ、氏子の家々を小豆餅入りの「とぼ草餅」を作って、神様をおもてなし、祭りを賑々しく盛り上げている。

当日は、社務所より奉幣使出立の儀より始まる。氣多神の使いという雉子を描いた雉子旗を先頭に、紫・白・赤・黄・緑の五色の流れ旗が続き、その後に行道獅子（にらみ獅子）が、拝殿広場に向かって進む。囃子方は笛と太鼓だけ、伝承の七節を奏でながら獅子に従い、衣冠束帯の奉幣使・唐櫃・神主、氏子総代・役員が後続の行列を形作り、社務所より参道を登りつめ、拝殿前に進む。



にらみ獅子の様子

次に、神輿渡御の儀がはじまる。拝殿に着いて奉幣と、厳粛な神事が本殿で執り行われた後、依代（御神体）が拝殿前に控えている神輿に乗り、渡御が始まる。列の順序は雉子旗、五色の旗、行道獅子囃子方、神朦・楽人、神輿、祭主、紋付姿の氏子総代、役員が続く。行列は拝殿前から拝授所前を経由して坂道を下り、神殿に向かって右にある巨木の登える杉林に進む。この杉林は社伝によると、越中総社が建立されていた神域だといわれており、土壇が今も現存する。この聖地は、かつて氣多神を除く越中のすべての祭神を奉斎するお宮があったと伝承され、ここを参拝することで、越中国内を一巡したことになるのだと伝えられている。

行列は、この聖地を3回半（もとは7回半）巡り、越中全土の安泰を祈る。このような聖地巡行の形は、県内何処にも見られないものである。祭主と氏子総代・役員が拝礼したあと、列は石段を上って拝殿前に戻り、依代（御神体）が神輿から本殿に移され、そのあと「にらみ獅子舞」が奉納される。

にらみ獅子舞は、社殿前でのみ奉納される獅子舞で、昔から伝承されている素朴な舞獅子である。

祭礼行事に関する写真

にらみ獅子舞の大きな特徴は、獅子の相手をする天狗がいないことである。獅子頭のほかに、胴幕の中へ5人が入った百足獅子で、獅子方は藍染無地の着物の着流しである。頭持ちだけは、野袴を着用し、ゆるやかなテンポで右から左、左から右、右から左と進み出て、神殿に向かって首をのぼし、外に向かって後方90度位首を回して神殿の外を睨む。観衆は、その様に怖くなり身がすくむほどである。その後、向きを神殿に変え、更に「にらむ」。小刻みに頭を震わせ、地を這うように神前に進む様子は、原初的なものを思わせる荘厳さと清純さを持ち合わせている。魔を祓い、神域の内外にわたってお祓いをする。この「にらみ獅子」の舞は、ゆったりとしたお祓いをする舞い方であり、現在のテンポの早い獅子舞になる以前の形であるため、「にらみ獅子」という名称がよくその趣旨を表現している。

獅子方衣装としては、獅子頭は老朽しているため、現在は祭礼獅子の獅子頭を使用している。古い獅子頭は、あたまの頂と鼻のあたまの高さがあまり変わりなく、人間のあたまを覆うような形の箱獅子であったと伝えられている。全員が藍染無地の着物の着流しで、頭をもつ者だけ野袴をつけ、獅子方全員、白足袋を履いている。古老の話によれば、昔は素足に草履だったと言われている。また、囃子方は、横笛二人、藍染無地の着流しである。

「にらみ獅子舞」が奉納された後は、賑やかな現在の祭礼獅子舞が次々に奉納されると境内を離れ、地区内の家々を巡る。

このように「にらみ獅子」はお祓い獅子であり、かつ行道獅子の古態を残していることから、古い獅子舞形式を知る上で貴重な事例である。

（4）まとめ

氣多神社で行われる春季例大祭では、にらみ獅子が奉納された後、越中国分寺跡を含む周辺地区には囃子方の音色に併せて舞う獅子が巡り、歴史的風致を形成している。

（越中国府関連と氣多神社に見る歴史的風致の範囲を図示）

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

① 歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事の継承と育成に関する課題

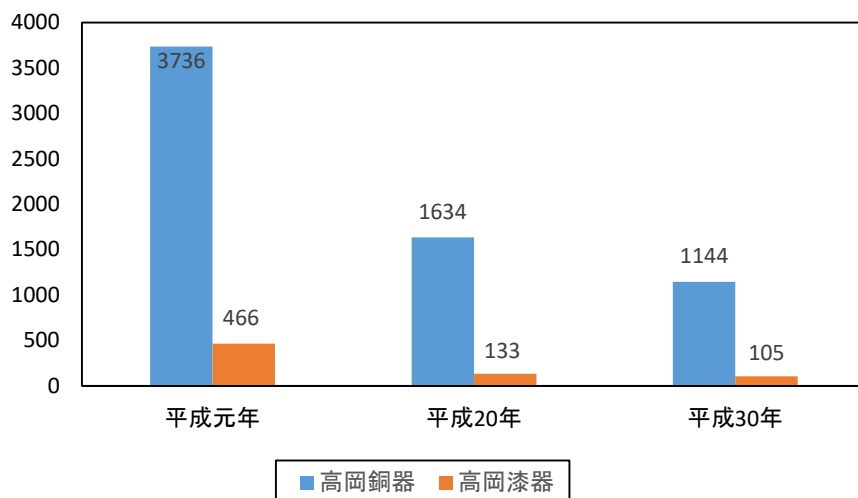
400年の歴史に培われた高岡の工芸・民俗技術や、地域の人々によって大切に守り伝えられてきた祭礼・年中行事は、歴史的建造物や歴史的な町並みといった有形の歴史文化資産とともに、高岡の歴史的風致に奥行きと層の厚さを感じさせる重要な要素である。

高岡には、昭和50年(1975)に国の伝統的工芸品の指定を受けている「高岡銅器」、「高岡漆器」のほか、平成29年(2017)に「越中福岡の菅笠」も加わった。「高岡銅器」や「越中福岡の菅笠」は、全国に普及した一大生産地であるが、雇用環境や生活様式の変化、また人々の生活用品に対する意識の変化等の要因により、従事者数の減少が著しく担い手不足が慢性化している。

1期計画では、伝統工芸産業の後継者不足等に対する助成支援を行政が行い、新たな育成者・継承者が若干名育成されたという成果は得られた。また、子どもたちを対象とした取り組みを授業の一環として行うことで、伝統工芸に触れる機会を創出した。

しかしながら、担い手の維持・向上には長期的な取り組みが必要であることもあって依然として後継者不足は課題である。また後継者不足の影響として、地域コミュニティの希薄化に及び、地域固有の祭礼行事の維持・継承が困難な事態に直面してくる。

従事者数(人)



伝統産業の従事者数の推移

[資料：高岡特産産業のうごき]

② 歴史的建造物の保存と活用に関する課題

高岡には、歴史的風致の核となる歴史的建造物が数多く現存しているが、適切な維持管理が行われないまま老朽化が進んでいるものがある。

1期計画において、指定文化財等については、その修理や再生等各種事業により保存及び活用が一定程度図られた。特に、民間の活力を生かした既存の伝統的建築物を活用した町家の再生にあっては、当該建築物が歩んできた歴史の公開・活用が図られ、まさに商人のまちにみる歴史的風致の維持・向上に寄与した。

一方、いまだ保全が図られていない歴史的建造物は多く残されており、歴史的風致形成建造物に指定すること等を通して文化財の保全を図る必要がある。

③ 歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和に関する課題

高岡に残る町並みは、明治期以降の町家の集積が多く、固有の歴史的風致の形成に結びついている。しかしながら、そうした町家に有する間口の狭さと奥行の長さなどが、現代の生活様式に応じた機能性の向上や駐車場の確保などとそぐわず、空き地や駐車場等になり、良好な歴史的町並みの破壊に危惧される事態となっている。また、街並み景観の阻害要因として、電線類やけげげしい色彩の広告物があげられるほか、街道や小路などに角に流入する自動車などによって、安心して散策できる快適な歩行空間が確保されていないという課題も挙げられる。

1期計画では、無電中化による道路修景整備や景観形成重点地区当における建物修景補助のほか、景観計画における色彩基準等の追加や屋外広告物の適正化によって歴史的な町並みに調和した良好な景観形成を図った。

一方、計画期間中に完了に至らなかった道路修景整備の取り組みや、民間が主体となり店舗等に活用した取り組み等によって移住定住促進に伴う周辺環境の調和や町並み保存に結びつける必要がある。



町家に挟まれた空き地



町並み景観を阻害する電線類

④ 資料の収集・保存及び調査・研究に関する課題

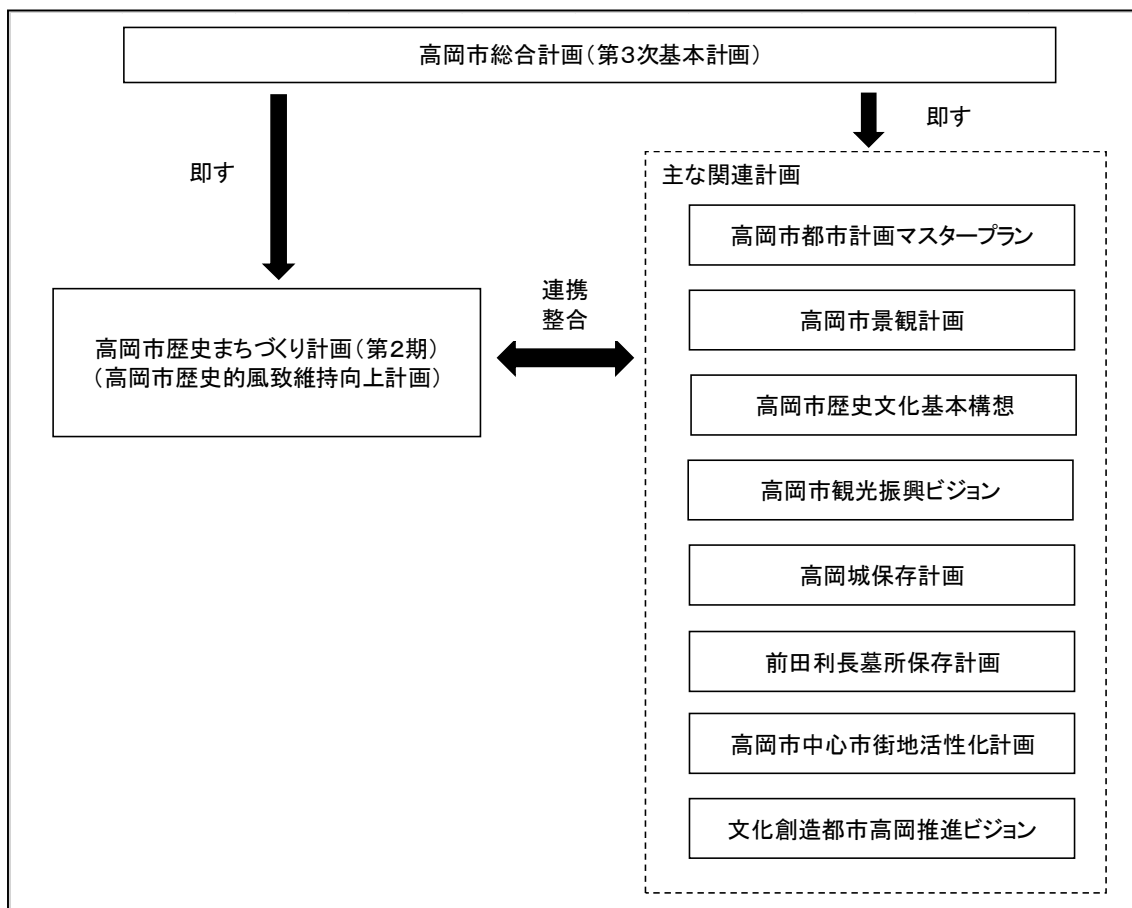
高岡は幸いにも戦災に遭わず、近世以降の歴史、民俗、産業などの貴重な資料が数多く現存しているが、拠点施設である博物館等において、資料の収集・調査にあたる人的・在籍な余裕がない。したがって、これら資料の収集・保存や調査・研究の停滞が懸念されるとともに、系統的な情報の蓄積や発信が困難な状況にあり、貴重な資料が散逸する恐れもある。

1期計画では、高岡铸物資料のデータベースを整理したが、市の博物館や美術館に所蔵されているものもあり、引き続き調査が必要である。

2 既存計画との関連性

本計画は、高岡市総合計画第3次基本計画に即する計画である。

歴史的風致の維持向上を図るためには、都市計画、景観、文化財、中心市街地等における計画と連携することが重要であることから、これらの関連計画と整合した計画とする。



本計画と上位・関連計画との関係

（1）高岡市総合計画

基本構想：平成29年度～平成38年度

基本計画：平成29年度～平成33年度（第3次）

本計画では、『豊かな自然と歴史・文化につつまれ 人と人がつながる 市民創造都市 高岡』をまちの将来像として掲げており、「ものづくりの技と心」を礎とし、その英知とたゆまぬ努力によって町民文化の花を咲かせ、挑戦と創造を積み重ねてきた先人の志を受け継ぎ、すべての人がそれぞれの能力を生かして自立し、次代を担う創造性豊かな市民が育つ「市民創造都市」に挑戦していくこととしている。

また、この将来像を実現するために設定している5つの分野と17のめざすまちの姿のうち、〈地域産業〉「1 ものづくり産業が時代の流れに対応し、活性化している」において、②地域産業の競争力強化、④中小・小規模企業の経営基盤強化を、〈歴史文化〉「3 世代を超えて受け継がれてきた歴史資産が大切に継承され、輝いている」においては、①文化財の保存・活用、②歴史的風致の保全・活用を、「4 暮らしの中に万葉と前田家ゆかりの文化が息づいている」においては、①地域に根差した創造的な芸術・文化活動の育成をそれぞれ推進することとしている。

第6章 施策の大綱

〈まちの将来像〉 豊かな自然と歴史・文化につつまれ 人と人がつながる 市民創造都市 高岡		
分野	めざすまちの姿	施策
地域産業	1 ものづくり産業が時代の流れに対応し、活性化している	①新たな事業活動の創出 ②地域産業の競争力強化 ③産業基盤の整備・企業立地の推進 ④中小・小規模企業の経営基盤強化 ⑤雇用・勤労者福祉の充実
	2 水・緑・食が豊かで暮らしにうらおいがある	①農業の持続的発展 ②農山村の振興 ③林業の振興 ④水産業の振興
歴史・文化	3 世代を超えて受け継がれてきた歴史資産が大切に継承され、輝いている	①文化財の保存・活用 ②歴史的風致の保全・活用
	4 暮らしの中に万葉と前田家ゆかりの文化が息づいている	①地域に根差した創造的な芸術・文化活動の育成
交流・観光	5 高岡の魅力を積極的に発信し、たくさんの人が訪れるようになっている	①観光資源の発掘と保存・活用 ②広域観光の推進 ③イメージアップ・誘致活動の強化 ④国内・国外交流の推進 ⑤インバウンドの推進
	6 生活の利便性が向上し、市街地に人が行き交いにぎわっている	①商業・サービス業の振興 ②中心市街地活性化の推進 ③市街地の整備 ④住宅・宅地の整備 ⑤良好な都市景観の創出
	7 交通ネットワークを活かし、県西部の中核的役割を果たしている	①高岡駅・新高岡駅の周辺整備 ②高速道路網・幹線道路網・地域公共交通体系の整備 ③港湾の整備・活用 ④広域連携の推進
教育・子育て	8 安心と希望、ゆとりを持って子育てを楽しんでいる	①教育・保育の一体的提供の推進とサービスの充実 ②新たな子育て情報提供システムの構築 ③安心して妊娠・出産・子育てができる体制の充実 ④地域の子育て力の応援
子育て・教育	9 教育を通じて個性を磨き、生きる力を高め合っている	①豊かな学力・豊かな心・健康な体をはぐくむ教育の推進 ②地域に開かれた特色ある教育活動の充実 ③教育効果を高める教育環境の充実 ④高等学校・高等教育機関の充実・連携
	10 いくつになっても興味のあることを気軽に学んでいる	①ライフステージに応じた生涯学習の振興 ②未来を担う世代の育成と若者が主体となるまちづくりの推進
	11 いつでも気軽にスポーツを楽しんでいる	①生涯スポーツ活動の充実 ②スポーツ施設の充実と効率的な活用
	12 誰もが生き生きと自立して暮らしている	①地域福祉の推進 ②障がい者（児）福祉・自立支援対策の充実 ③高齢者福祉の充実
	13 健康な生活を送り、必要な時に適切な医療を受けられる	①生涯を通じて健康づくりの推進 ②医療体制・医療制度の充実
安全・安心	14 地域の人々の手で環境が守られている	①環境保全意識の高揚 ②環境保全対策の充実 ③ごみの減量化・資源化の推進
	15 安全で快適な生活を送っている	①防災対策の充実 ②消防・救急・救助体制の充実 ③道路整備、交通安全・防犯対策の充実 ④緑化の推進と保全 ⑤河川・海岸の保全・整備 ⑥雪害対策の充実 ⑦上・下水道の整備 ⑧消費生活の向上
	16 その人らしさが尊重され、お互いに助け合いながら幸せに暮らしている	①市民が主役の地域づくりへの支援 ②多文化共生社会の推進 ③男女平等・共同参画社会の実現 ④平和な地域社会の形成
教育・子育て	17 市役所が市民に信頼され、責任を持って取り組んでいる	①市民に開かれた市政の推進 ②高度情報化の推進 ③簡素で効率的な行政の推進

高岡市総合計画の大綱

（2）高岡市都市計画マスタープラン

策定：平成30年（2018）12月

本プランでは、「市民創造都市 高岡」を将来都市像に定め、都市づくりの基本方針として《歴史・文化と自然を活かした都市づくり》、《安全・安心で快適に暮らせる都市づくり》を掲げている。

《歴史・文化と自然を活かした都市づくり》では、歴史まちづくりや文化創造都市の取組を推進するため、市内各地に分布する歴史・文化資産の保存・活用、歴史的な町並みの誘導や、歴史的風致が残る地域などにおける新たな創造の場の創出等を掲げている。

《安全・安心で快適に暮らせる都市づくり》では、本市の強みである自然的・歴史的な景観まちづくりの推進のため、恵まれた自然景観の保全や魅力的な都市空間の誘導を掲げている。

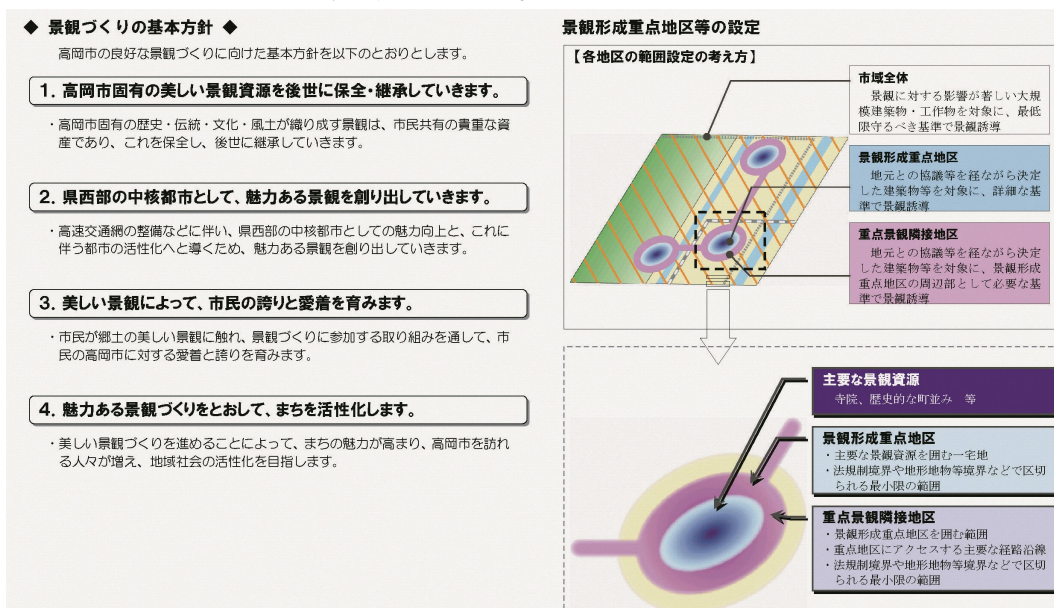
（3）高岡市景観計画

策定：平成21年（2009）3月（同年11月、平成29年（2017）2月変更）

本計画では、景観づくりの基本方針を下記の4つとしている。

- 1 高岡市固有の美しい景観資源を後世に保全・継承していきます。
- 2 県西部の中核都市として、魅力ある景観を創り出していきます。
- 3 美しい景観によって、市民の誇りと愛着を育みます。
- 4 魅力ある景観づくりをととして、まちを活性化します。

市全域（景観計画区域）において大規模な建築行為等の形態意匠などを規制誘導すると同時に、高岡市中心部や伏木地区、福岡地区など歴史的町並み保全を進めていく地域を景観形成重点地区として指定し、建築物等の位置や高さ、色彩の基準を設けるなどして、周辺の町並み景観と調和した建築行為等が行われるよう規制誘導している。



景観づくりの基本方針及び景観形成重点地区等の設定

(4) 高岡市歷史文化基本構想

策定：平成23年（2011）3月

平成 20 年度から文化庁の委託を受けて「高岡市文化財総合的把握モデル事業」を実施し、高岡市歴史文化基本構想を策定した。

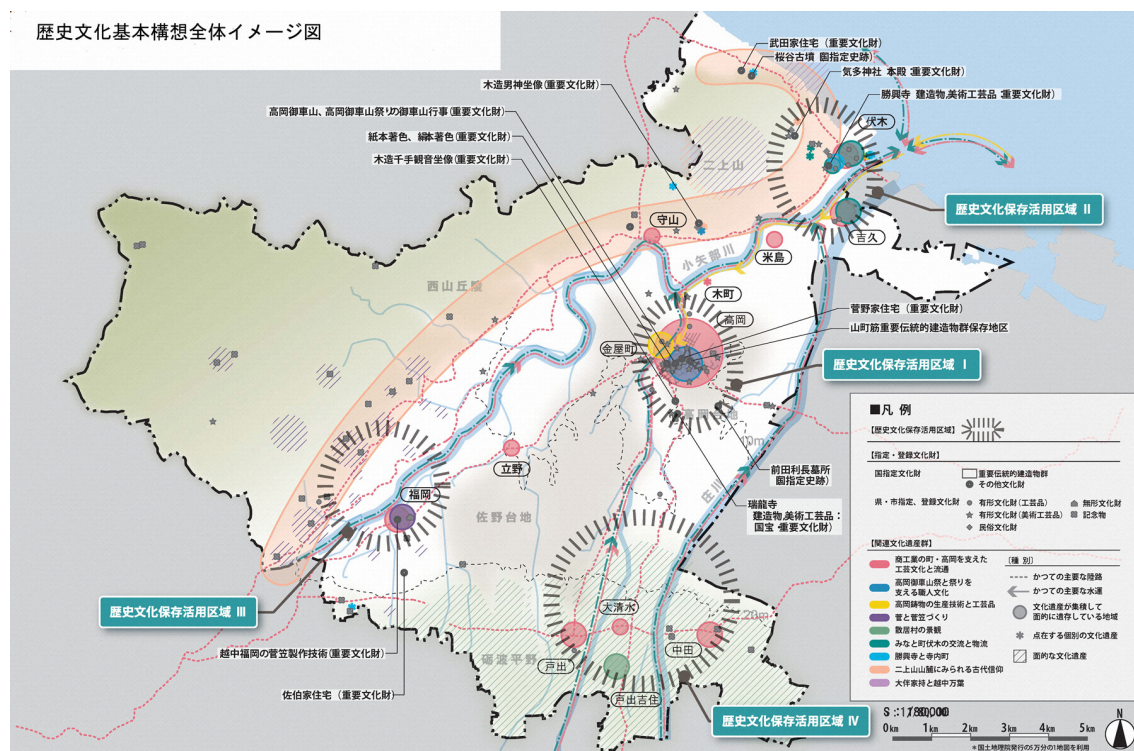
本構想では、将来像を「市民が郷土に対する誇りを持ち、ものづくりの結晶が輝くまちへ」とし、基本方針を次のように掲げている。

“文化財の保存・活用を通して”

- 1 郷土教育を推進し、市の歴史や風土を学びとる。
- 2 ものづくり文化の洗練を目指す。
- 3 市民一人ひとりが高岡の「人・ものづくり・文化」を担っている意識を高める。

文化財の保存・活用の方針や人材育成の方針、文化財の周辺環境に係わる関連分野における施策の方針などを定めている。

なお、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の運用指針」によれば、「歴史的風致維持向上計画」作成の際には、あらかじめ「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえた「歴史的風致維持向上計画」とするよう努めることが望ましいとされている。このことを踏まえ、本市においては、連携・整合という関係でありつつも、歴史的風致の在り方に対しては歴史文化基本構想に即した内容とする。



歷史文化保存活用區域案

（５）高岡城跡保存計画

策定：平成29年（2017）3月

高岡城跡は、明治8年（1875）の公園指定によって市民から親しまれる公園となっているが、平成21年（2009）の開町400年を契機として改めて認識され、詳細調査等を経て国の史跡に指定された。

本計画においては、高岡城跡の重層的な歴史を正確に理解し、公園化の歴史を評価し、史跡と公園のあり方の調和を図ることを重要視しており、基本方針として下記の3項目を定めている。

- 1 学術的成果に基づく適切な保存と管理
- 2 近世城郭にふさわしい景観の保全
- 3 史跡の特徴を活かした整備活用

（６）前田利長墓所保存計画

策定：平成23年（2011）3月

本計画は、国の史跡として指定されている前田利長墓所の適切な保存管理の指針を具現化するために策定したものである。

史跡を構成する要素（市営前田庭球場等、墓所本来の機能とは関係のないものも含む）の本質的価値を明確に把握した上で、各要素の特性と現状を踏まえた保存管理方法を設定することとしており、また、文化財保護法等の関係法令との調整を図りながら、史跡が市民や来訪者に親しまれる整備活用施策を実施することとしている。

（７）勝興寺重要文化財建造物等保存計画

策定：平成30年（2018）3月

本計画は、勝興寺を構成する建造物の一体的な保存管理や整備活用等についての現状や課題等を体系的に示すことで、重要文化財建造物である勝興寺を恒久的に保存継承していくための指針を策定することを目的としている。

高岡市歴史文化基本構想との整合性や連携を図りながら、勝興寺のあるべき姿の創出を目指す。

（８）高岡市観光振興ビジョン

策定：平成28年（2016）3月

計画期間：平成28年度（2016）～平成32年度（2020）

本ビジョンでは、「魅力あふれる観光地域づくりと広域観光拠点の確立をめざして」という基本方針のもと、戦略的に取り組む事項を「①北陸新幹線の活用とハブ機能の充実」「②日本遺産（強み・機会）の活用」「③インバウンドの積極的展開」「④「泊まって良かった」の実現」と設定している。

北陸新幹線の金沢以西への延伸を念頭に、大都市圏からの誘客や交流の拡

大に繋がる効果的な取り組みを打ち出すこととしており、さらには年々増加するインバウンドへの対応の強化も積極的に進めることとしている。

（9）高岡市中心市街地活性化基本計画

認定：平成19年（2007）11月

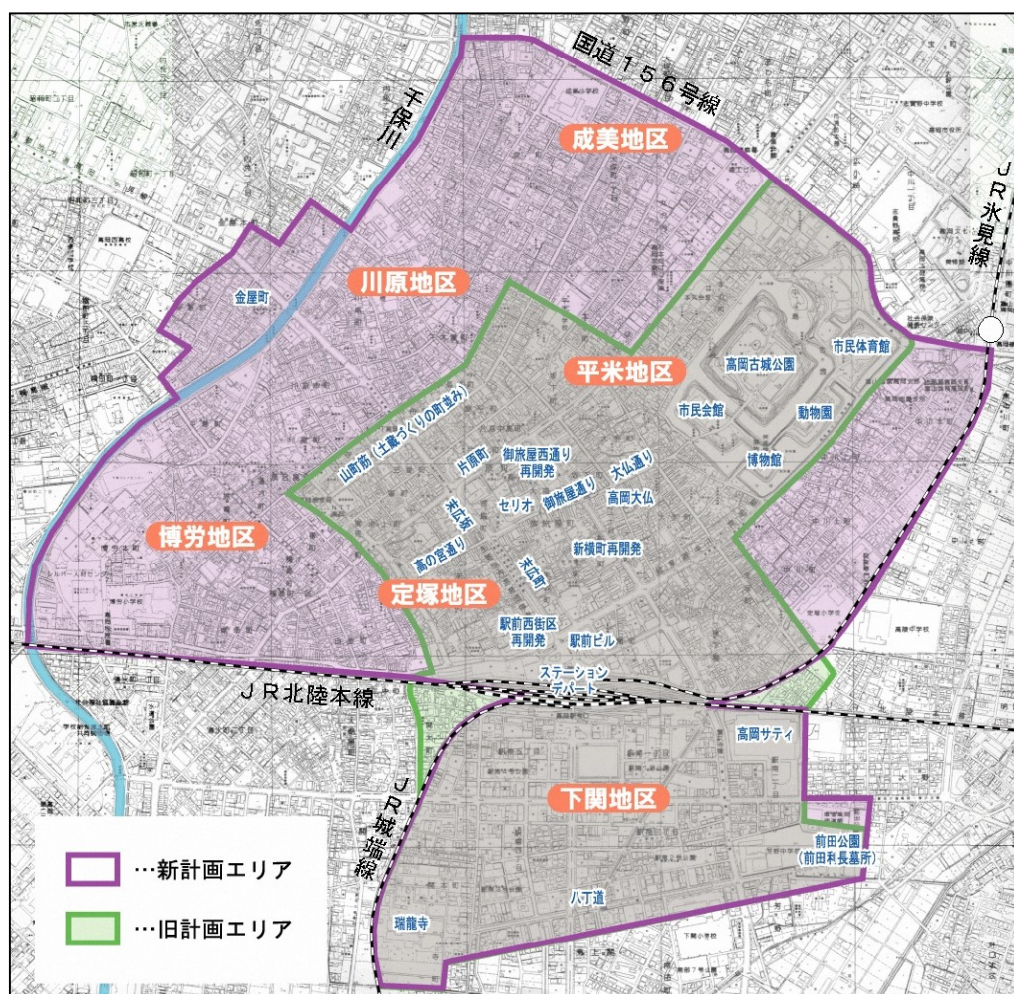
計画期間：平成19年度～平成23年度（第1期）

平成24年度～平成28年度（第2期）

平成29年度～平成33年度（第3期）

本計画では、『光り輝くまちなかの創生 ～400年の資産を守り、育み、繋ぐ～』のスローガンのもと、「①行き交う人で賑わうまち」「②住む人、働く人で賑わうまち」を基本方針としている。

また、基本計画の目標を「1 交流人口の拡大」「2 まちなか居住と生活サービス・事業創出機能の充実」と定め、中心市街地に集積している貴重な歴史・文化資産を保存・継承し、観光資源として活用することによって、交流人口の拡大、及びまちなか居住人口の増加を推進することとしている。



計画区域（エリア）

（10）文化創造都市高岡推進ビジョン

策定：平成27年（2015）3月

本計画は、文化創造都市高岡として目指すべき都市のイメージを明らかにするとともに、その実現に向け、文化、芸術、産業、観光等に関する施策を一体的に推進するため、概ね10年間の基本的な指針を提示した。

また、4つの戦略〈1. 知る〉市民一人ひとりが高岡の文化を知り、文化に親しむ機会の拡大、〈2. 創る〉地域固有の文化に親しみ、交流を生み出す「創造の場」の形成、〈3. つなげる〉分野を超えた交流の創出と産業など他分野の活性化、〈4. 伝える〉メディア戦略等による高岡の認知度向上とブランド形成、を推進することとし、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとした高岡の多様な文化資源を活かした取り組みを図ることで、目指す都市イメージ「Art & Craft City 高岡」の実現に繋げることとしている。

このような高岡の文化力を活かした文化創造都市高岡の推進は高岡が魅力ある都市として存在感を高め、活性化を図ることにつながるものである。

3 高岡の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- ①歴史的風致に息づく歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事の継承と育成
- ②歴史的風致の核となる歴史的建造物の積極的な保存と活用
- ③歴史的風致を形成する歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和

① 歴史的風致に息づく歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事の継承と育成

地域固有の祭礼・年中行事の継承と育成には長期的な取り組みが必要であることから、祭礼行事や伝統工芸産業の後継者不足に対する支援を継続的に行うことで、それらの継承を図る。また、地域住民や学校などへ取り組みも継続していくことで伝統工芸に触れ地域固有の歴史・文化であることを認識し、未来の伝承者や理解者へ育っていくような環境を醸成する。（※）

② 歴史的風致の核となる歴史的建造物の積極的な保存と活用

国・県・市の指定文化財については、継続的に保存修理を実施していく。国の登録有形文化財については、所有者等と話し合いながら、必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定し、保全を図っていく。

歴史的風致形成建造物については、所有者等と話し合いながら、必要に応じて修理を行い、保全を図る。また、保全が図られたものについては、その価値を広く周知し、本市固有の歴史資産の魅力を知ってもらうため、公開に努める。

③ 歴史的風致を形成する歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和

歴史的な町並みの保全とは、「都市構造の歴史的な価値を尊重し、その機能を保持しつつ、適切な介入をおこなうことによって現代に適合するように再生、強化、改善すること」と捉えることができる。

したがって、町家等が今も良く残る高岡の歴史的な町並みにおいては、資料の収集・保存及び調査・研究を踏まえ、町並みの連続性や物語性を維持するため、市の諸計画に基づく事業と連動しながら、町家等を工房や店舗、一時滞在施設等、高岡の魅力を向上させる観光資源として活用を促進するなど、行政以外の活力を生かした活用を推進するような取り組みを進める。

また、建物修景補助や屋外広告物の適正化における取組は、引き続き取り組むことで歴史的な町並みの一層の保全に努め、道路修景整備については、未完了のものについて引き続き取り組む。

※ 工芸技術の継承と育成に関する現在の取り組み

高岡の伝統産業である「高岡銅器」、「高岡漆器」に関する取り組みとして、現在、高岡御車山などの祭屋台を「再生の技」によって修復する目的で、金工・漆工・木工・繊維部門の熟練技術者による「高岡地域文化財等修理協会」が設立されている。

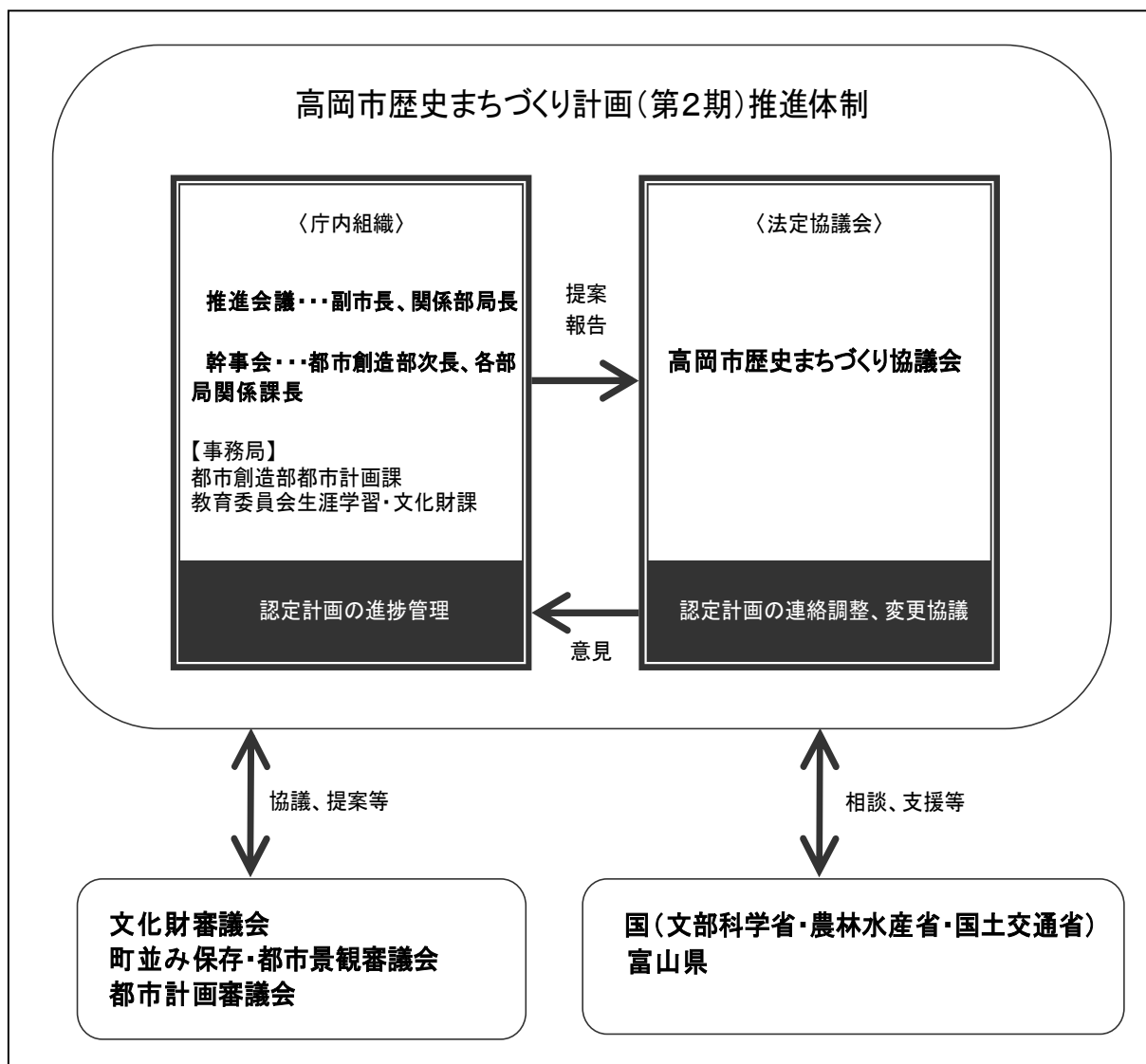
また、高岡市デザイン・工芸センターでは、デザインから造形までトータルな工芸技術の習得を目指す「伝統工芸産業技術者養成スクール（現・次世代ものづくり人材育成事業）」や、高度な技術・技法を保持する育成者と、そのもとで修得し継承しようとする者に対する支援を行う「伝統的工芸品技術・技法継承者育成事業」を実施しており、次代を担う人材の養成に力を注いでいる。

菅笠づくりに関しては、菅笠製作技術保持者への研修師事に必要な経費の助成や菅草栽培に関する助成など、様々な角度から「越中福岡の菅笠製作技術」の保存継承に向けた取り組みを行っている。

一方で、伝統産業の裾野を広げるための教育として、平成18年度から「高岡市ものづくり・デザイン人材育成特区」の認定を受けて、「ものづくり・デザイン科」を本市独自の必修教科とし、現在、市内小・中・義務教育・特別支援学校全37校で、子どもたちが工房の見学や調査を行い、その歴史や製作工程、特色等について理解したうえで、漆工芸（青貝塗、彫刻塗、蒔絵等）、鋳造工芸（鋳）、彫金、細工（菅、藁等）、各種地域産業（栽培、食品加工等）などを実際に制作するといった内容の授業を続けている。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施体制について、事務局は都市創造部都市計画課、教育委員会生涯学習・文化財課とし、庁内組織として関係部局を設置し、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「高岡市歴史まちづくり協議会」において計画の推進や変更等の調整や協議等を行い、事業実施の推進を図る。



計画の実施体制

第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置及び区域

（1）歴史的風致の分布

本市の維持及び向上すべき歴史的風致は、「加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致」、「鋳物のまち金屋に見る歴史的風致」、「旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致」、「北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致」、「勝興寺と寺内町に見る歴史的風致」「氣多神社と越中国府関連遺跡に見る歴史的風致」の6つを見ることができ、それらの位置は次のように図示することができる。

（高岡の維持及び向上すべき歴史的風致の位置を図示）

（2）重点区域の位置

本計画における重点区域は、歴史的建造物の保存修理・活用や周辺環境の整備、良好な景観形成、また工芸技術、祭礼・年中行事の継承と担い手の育成など、高岡の歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域である。

重点区域の位置は、重点区域の要件である重要文化財建造物等として、瑞龍寺仏殿、法堂、山門（国宝）ほか7棟（重要文化財）、高岡城跡（史跡）などの数多くの文化財が集積しており、重要伝統的建造物群保存地区である山町筋、金屋町などがある地区を設定するが、高岡市山町筋重要伝統的建造物群保存地区は、旧高岡町域―市制施行（明治22年（1889））によって他の30都市とともに「高岡市」となる際に基礎となった区域―に存しており、また、高岡の維持及び向上すべき歴史的風致に関しても、旧高岡町域の3つに加え、歴史的、社会的に密接な背景をもつ旧北陸道沿いの在郷町にも見ることができるため、これらを包含する地区とする。

また、同じく重点区域の要件である重要文化財建造物等として、勝興寺本堂ほか11棟（重要文化財）、氣多神社本殿（重要文化財）などがあり、歴史的、自然的背景を踏まえ旧伏木村や吉久を包含する形の伏木・吉久地区の2つに位置付けることとする。

なお、旧高岡町と旧北陸道の地区では、「加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致」、「鋳物のまち金屋に見る歴史的風致」、「旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致」の3つの歴史的風致が重層的に形成されており、伏木・吉久地区においても、「北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致」、「勝興寺と寺内町に見る歴史的風致」「氣多神社と越中国府関連遺跡に見る歴史的風致」の3つの歴史的風致が形成されている。2つの地区ともに重要文化財建造物等のほか構成要素である数多くの文化財が集積し、良好な歴史的な景観を形成している。

なお、重点区域は今後の計画推進の過程で、高岡の歴史的風致の維持及び向上に効果的な事象が生じた場合などは、随時見直していくものとする。

（重点区域の位置図を図示）

（3）重点区域の区域、名称、面積

①重点区域の名称：旧高岡町往来地区

重点区域の面積：約 308ha

重点区域の具体的な範囲は、「明和8年（1771）高岡町奉行小川八左衛門高岡町図之弁」と高岡市史（上中下巻）などにより示されている旧高岡町と住時の面影を残す旧北陸道と在郷町（和田、立野、福岡町の一部）の区域を基本とする。

歴史的風致の核となる国指定文化財については、瑞龍寺仏殿、法堂、山門（国宝）ほか7棟（重要文化財）、菅野家住宅（重要文化財）、高岡城跡（史跡）、前田利長墓所（史跡）などがあり、それらの構成要素となる文化財である筏井家住宅、佐野家住宅、五福町神明社本殿などの県、市指定文化財、登録有形文化財及び歴史的建造物を包含する区域とする。

また、都市計画の風致地区である「高岡公園風致地区」、「瑞龍寺風致地区」、「前田公園風致地区」の範囲及び高岡市景観計画において景観形成重点地区に指定している「池の端通り地区」、「旧北陸街道福岡地区」と富山県景観条例に基づく景観づくり住民協定を締結している「坂下町通り地区」の範囲を包含する区域とする。

なお、歴史的風致については、前述のとおりとし、「加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致」の活動である高岡御車山祭、「鑄物のまち金屋に見る歴史的風致」の祭礼行事である御印祭、「旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致」の活動である菅笠造りの流通として利用された道及びそれが影響する範囲を包含する区域とする。

（重点区域（旧高岡町往来地区）を図示）

※重点区域の境界について、木町と開発本町の境界を南下し、開発本町5号線、京町1号線等を通り、三番町丸の内線まで進む。本町1号線等を東へ進み、「池の端通り景観形成重点地区」の境界に沿って北東に進む。主要地方道富山高岡線を通り、一般県道中川南町線を南下する。定塚町と中川町の境界、JR氷見線を通り、定塚町と東下関の境界等に沿って北上する。定塚町線から一般県道中川南線、関大町大工中町2号線に進み、駅南24号線へと合流する。同26号線等を通り、（主）高岡青井谷線に沿って進み、大野8号線、国方用水等を西へ進む。南部36号線等を通り、同107号線を南下する。神主町出来田1号線等を経て、南部106号線へと合流する。同線から、JR城端線等を通り、あいの風とやま鉄道まで北上する。白金町5号線、南幸町博労本町2号線等を通り、一般県道立野鴨島町線等を経て、横田町一丁目千石町線を西へ進む。横田町二丁目千石町線等を経て、大町川原線を北上する。千保川右岸4号線を北上し、最後に小矢部川を東へ進んだ範囲とする。

和田、立野、福岡町の一部の在郷町を包容しながら、旧北陸道を小矢部市境まで進んだ範囲とする。それぞれの在郷町の区域について、まず、和田は、長江用水を南下

し、上北島和田線、上北島若生町1号線を通り、北島と福田の境界、水路、北島21号線を通り、同12号線等に沿って進み、長慶寺用水を東へ進んだ範囲とする。

立野については、水路、主要地方道高岡砺波線、立野6号線等を通り、靈照寺の敷地境界、水路まで西へ進む。そこから国道8号、長久寺の敷地境界等を通り東へ進み、柴野内島4号線まで進んだ範囲とする。

福岡町の一部については、蓑川線、中島線、表元町を通り、一般県道岡笹川線まで西へ進む。そこから、主要地方道押水福岡線、岸渡川線等を通り、福岡霊園の敷地境界まで東へ進んだ範囲とする。

②重点区域の名称：伏木・吉久地区**重点区域の面積：約 209ha**

重点区域の具体的な範囲は、「伏木港之絵図 藤井家文書（弘化4年（1847））」や「石黒信由作図 伏木古府、串岡村境界明示の図（享和3年（1803））」で示されている旧伏木村や吉久と「富山県射水郡伏木町大字伏木古国府町地引絵図面（明治20年（1887）頃）」に見ることのできる勝興寺寺内町の範囲を基本とする。歴史的風致の核となる国指定文化財については、勝興寺本堂ほか11棟（重要文化財）、氣多神社本殿（重要文化財）などがあり、それらの構成要素となる文化財である高岡商工会議所伏木支所（旧伏木銀行）能松家住宅主屋越中国分寺跡旧秋元家住宅などの県、市指定文化財、登録有形文化財及び歴史的建造物を包含する区域とする。

また、都市計画の風致地区である「勝興寺風致地区」の範囲を包含する区域とする。

なお、歴史的風致については、前述のとおりとし、「北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致」での祭礼行事である伏木神社の春季例大祭および吉久の獅子舞、「氣多神社と越中国府関連遺跡に見る歴史的風致」の祭礼行事である氣多神社の春季例大祭の範囲を包含する区域とする。

（重点区域（伏木・吉久地区）を図示）

※重点区域の境界について、重点区域は、臨港道路3号線を南東へ進み、同13号線、伏木外港1号線、臨港道路4号線を通して、小矢部川にある高岡市と射水市の市境を南下する。つぎに、富岡町9号線、同6号線、同4号線、国道415号、吉久三丁目4号線、吉久さくら台4号線、吉久2丁目と同3丁目との境界、吉久さくら台1号線、吉久二丁目8号線、同14号線、吉久二丁目吉久三丁目線を通して、路面電車の万葉線が走る一般県道堀岡新明神能町線を北上する。そして、吉久一丁目8号線、市道と水路との結線、水路、市道と小矢部川との結線を通して、旧伏木橋の架橋跡を北西に進む。さらに、小矢部川左岸の臨港道路1号線を北進し、同6号線、主要地方道伏木港線、勝興寺風致地に隣接する伏木古府一丁目伏木古府二丁目1号線、伏木東一宮伏木古府二丁目2号線を通り、伏木錦町伏木東一宮線、伏木東一宮12号線、高岡市立伏木小学校の西側敷地境界を北進する。その後は伏木東一宮17号線、同3号線、水路、伏木本町17号線、同3号線、同10号線、同線と伏木国分一丁目1号線の結線を通り、最後に伏木国分一丁目1号線を北進する範囲とする。

2 重点区域の指定の効果

重点区域「旧高岡町往来地区」は、開町以来または藩政期半ばから、加賀藩の庇護又は奨励によって発展してきたという歴史的背景を共有しており、その歴史と伝統を反映した金工、漆工、仏壇、呉服、和菓子、菅笠づくりといった人々の営み（工芸技術や伝統産業）が今も継承され、これに伴って歴史的建造物が集積し、歴史的な町並みが形成されている。

したがって、これらの歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することは、広く市民が高岡の歴史と伝統を再認識するきっかけとなり、また、先人たちのたゆまぬ努力の結晶に触れることによって、これらを後世に継承していくことの意味を理解する一助となり、今日的な知恵と工夫、創造と革新をもって、高岡を発展させていくことにつながると期待できる。

重点区域「伏木・吉久地区」は、前述のとおり、3つの歴史的風致が形成されているが、それらは、北前船の寄港地、小矢部川の河口という立地を活かした舟運によって発展し、また継承されてきたという歴史的背景を共有しており、たくましく勇壮な祭礼・年中行事や国内外の活発な文化交流を物語る歴史的建造物が今も残り、歴史的な町並みが形成されている。

したがって、これらの歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することは、「流通経済都市高岡」を支え続け、今日に至っても重要な役割を担い続けていることを市民が再認識するきっかけとなり、その歴史と伝統を後世に継承していくとともに、環日本海交流の玄関口という地域特性を活かしたまちづくりを進めていくことにつながると期待できる。

また、歴史的風致の要素一つひとつは、本市の観光戦略における重要な観光資源でもあることから、高岡を訪れる観光客の増大と滞在時間の拡大が見込まれ、歴史と文化を活かした多様なサービスを提供する機会が増すとともに、新たな産業需要が創出され、高岡全体の活性化にもつながると期待される。

3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

（1）都市計画法の活用

①区域区分及び用途地域

高岡市は、富山高岡広域都市計画区域（高岡市、富山市、射水市の一部）及び福岡都市計画区域の2つの都市計画区域を持ち、富山高岡広域都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区分されている。

このうち、重点区域「旧高岡町往来地区」に関しては、旧高岡町エリアが富山高岡広域都市計画区域の市街化区域に属し、福岡エリアは福岡都市計画区域に属している。重点区域「旧高岡町往来地区」の用途地域としては、概ね、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域となっている。また、重点区域「伏木・吉久地区」に関しては、全域が富山高岡広域都市計画区域の市街化区域に属しており、用途地域としては、概ね、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域となっている。

2つの重点区域ともにほぼ用途地域が設定されており、歴史的地理的条件等による建築物の用途及び形態の制限が行われているが、前述の重点区域における景観計画の推進や市民意識の高揚に従い、より明確かつ強制力のある景観形成を図る必要があると認める場合は、高度地区や景観地区、歴史的風致維持向上地区計画の活用も検討していく。

②伝統的建造物群保存地区

重点区域「旧高岡町往来地区」の核のひとつである山町筋は、江戸期の始めに成立した城下町の骨格を踏襲しながら、明治33年（1900）の大火後に当時の都市防災計画にしたがって再興された町で、重厚かつ繊細な意匠をもつ土蔵造の町家を中心に、洋風建築等の伝統的建造物が建ち並び、平成12年（2000）に伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行い、同年、「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」と評価され、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

本地区においては、伝統的建造物の外観維持や地区内の歴史的風致を維持するための修景基準及び許可基準を設定・運用し、修理や現状維持、地区内での調和のとれた修景を図ることとしている。

さらには、高岡開町にあたって7人の鋳物師が土地や「御印」を利長より与えられ、高岡鋳物発祥の地となった金屋町も、平成24年（2012）に伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行い、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区に係る基準

表-3 修理基準

伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、原則として現状維持または復元修理とする。
--

表-4 修景基準

建	位置	道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の面の位置については、周囲の建築物の壁面の位置と調和するものとする。	
	構造	原則、木造とし、伝統的建築様式の特徴をとり入れたものとする。	
	高さ	原則、11m以下とする。	
	階数	原則、地上2階建てとする。	
建築物	意匠	屋根	伝統的建築様式に合致したものとする。
		下屋	1階部分には、下屋を設ける。
		軒	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。
		外壁	伝統的建築様式の特徴をとり入れたものとする。
		窓	伝統的建築様式の特徴をとり入れたものとする。
		色彩	伝統的建築様式に準ずる色彩とする。
工作物	門、塀等	門の高さは3m以下、塀の高さは3m以下とする。	
	建築設備	伝統的な意匠のもののみは、露出しないものとする。	
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが3m以下とする。	
	屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
土地の形質の変更		_____	
木竹の伐採・植栽		_____	
土石類の採取		_____	

表-5 許可基準

建 築	位置	道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけない。2階の前面の外壁又はこれに代わる柱等の位置については、周囲に合わせ、歴史的風致を損なわないものとする。	
	構造	原則、木造とし、歴史的風致を損なわないものとする。	
	高さ	11m以下とする。ただし、用途上やむをえない場合は、13m以下とする。いずれの場合においても、主要な通りにおいては、道路境界上で地上6mから10分の6の勾配を持つ斜線以内に建築する。 建築物に付属するエレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合は、その部分の高さが5mまでは当該建築物の高さに算入しない。ただし、この場合、公共の場所から容易に望見できないものとする。	
	段数	原則、地上2階建て以下とする。	
物	意匠	屋根	原則、平入形式の二方向以上の瓦葺傾斜屋根とする。
		軒	歴史的風致を損なわないものとする。
		外壁	歴史的風致を損なわないものとする。
		窓	歴史的風致を損なわないものとする。
	色彩	落ちついた色彩を基調とし、歴史的風致を損なわないものとする。	
工 作 物	門、塀等	門の高さは3m以下、塀の高さは3m以下とする。	
	建築設備	歴史的風致を著しく損なわないものとし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。	
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さが3m以下とする。	
	屋外広告物	歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
木竹の伐採・植栽		歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。	
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。	

高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区保存活用計画で定める修理、修景基準及び許可基準

高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区に係る基準

表-4 修理基準

主としてその外観を維持するため、原則として現状維持または復元修理とする。

表-5 修景基準

		主屋	土蔵	付属屋等
建 築 物	位置	原則、敷地の履歴、旧状を考慮した上、決定する。道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の面の位置については、周囲の伝統的建造物の壁面の位置と調和するものとする。		
	構造	原則、木造とし、伝統的建築の特徴をとり入れたものとする。		
	高さ	棟の高さ、軒の高さを周囲の伝統的建造物と調和させる。		
	階数	原則、地上2階建て以下とする。		原則、地上1階建てとする。
	意匠	屋根	原則、切妻造、平入りの瓦葺屋根とする。勾配は、3寸から5寸程度とする。	原則、切妻造、平入り又は妻入りの瓦葺屋根とする。勾配は、5寸程度とする。作業場は、屋根中心部に煙出しを設ける。
		下屋	原則、金属板又は瓦で葺く下屋を設ける。勾配は大屋根と調和したものとする。	
		軒	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、垂木及び野地板、軒天井を現す。	建築物本体と調和する軒の出を有するものとする。軒裏は、垂木及び野地板、軒天井を現す。
		外壁	真壁とし、漆喰壁で仕上げる。妻壁は、板張りとする。	大壁とし、漆喰で仕上げる。腰壁は、漆喰又は板張りとする。原則、板張りとする。
		開口部	開口部は、木製建具を用いる。1階は、玄関以外を格子とする。窓を設けず、2階部分に窓を設ける場合は、伝統的な意匠を取り入れたものとする。	木製建具を用いる。
		色彩	伝統的建築様式に準ずる色彩とする。	
工 作 物	門、塀等	周囲の伝統的な門及び塀の特徴や高さで調和したものとする。		
	建築設備	伝統的な意匠のもののみは、露出しないものとする。		
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さを3m以下とし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。		
	屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。		
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。		
木竹の伐採・植栽		歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。		
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。		

高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画で定める修理基準及び修景基準

表-6 許可基準

建	位置	道路に面した棟は、隣家との間をできるだけあけないようにする。外壁又はこれに代わる柱等の面の位置については、周囲の伝統的建造物の壁面の位置と調和するものとする。土蔵、作業場等の付属屋については、通常望見される主屋の外観が保護されるよう、適切な位置に配置する。	
	構造	原則、木造とし、歴史的風致を損なわないものとする。	
	高さ	10m以下とする。道路境界上で地上6mから10分の5の勾配を持つ斜線以内に建築する。	
築	階数	原則、地上2階建以下とする。	
	意匠	屋根	原則、切妻・平入りの瓦葺勾配屋根とする。
		軒	歴史的風致を損なわないものとする。
		外壁	歴史的風致を損なわないものとする。
		窓	歴史的風致を損なわないものとする。
		色彩	落ちついた色彩を基調とし、歴史的風致を損なわないものとする。
工 作 物	門、塀等	歴史的風致を損なわないものとする。	
	建築設備	歴史的風致を著しく損なわないものとし、公共の場所からできるだけ望見されないものとする。	
	その他の工作物	建築物の屋上に設置されるアンテナ等は、建築物本体からの高さを3m以下とする。	
	屋外広告物	自家用以外の広告物は設けない。歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
木竹の伐採・植栽		歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。空地や法面などは、歴史的風致を損なわないものとする。	
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。	

高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画で定める許可基準

③風致地区

現在、勝興寺、瑞龍寺、前田公園（前田利長墓所）とその周辺及び高岡公園（高岡城跡）、二上山の5地区 883.0ha を風致地区に指定しており、今後も引き続き、都市の自然的景観を維持し、樹林地等緑の保存を図ることによって、良好な市街地環境の維持に努めていく。

また、既存指定地区の拡大等、新たな風致地区の指定に関しても研究していく。

（都市計画図と重点区域の範囲を図示）

(2) 景観計画

①高岡市景観計画の概要

本計画では、市全域を景観計画区域としており、中でも4地域（高岡中心市街地・近世高岡の文化遺産群地域、伏木港～勝興寺・雨晴海岸周辺地域、福岡駅～旧北陸街道・岸渡川沿線地域、新高岡駅（新幹線駅）地域）については、優先的に取り組む地域として設定している。これらの地域においては、それぞれの地域特性に応じ、特に積極的に景観誘導を行うべき地域を景観形成重点地区として指定し、地域固有の景観特性を活かしたきめ細かい景観づくりの基準を定めることとしている。また、景観形成重点地区のバッファゾーンとして景観誘導を行うべき地域は重点景観隣接地区として指定し、バッファゾーンとして必要な基準を定めることとしている。その他に、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を行うこととしている。

現在の景観計画では、景観計画区域（市全域）において大規模な建築行為等を行う場合は、景観法に基づく事前届出を行い、景観計画に定める景観づくりの基準に適合する必要がある。また、景観形成重点地区として2地区の指定を行っており、それぞれ「池の端通り地区」、「旧北陸街道福岡地区」において建築行為等を行う場合は、事前届出を行い、個別に定められている景観づくりの基準に適合する必要がある。

その他、富山県景観条例に基づく景観づくり住民協定として、「坂下町高岡大仏の参道として歩いて楽しめるまちづくり協定」、「勝興寺寺内町通り景観協定」が締結されている。

②重点区域における景観計画の推進

2つの重点区域のそれぞれの地区の特性を活かしたきめ細かい景観づくりの基準を定め、景観形成重点地区に指定する。その際、すでに他法令による同等レベルの地区指定等がされている場合は、景観形成重点地区と同様とみなす。

重点区域内のその他の地域に関しては、景観形成重点地区のバッファゾーンとして色彩基準（マンセル値設定）や高さ基準を定め、重点景観隣接地区に指定する。また、瑞龍寺や山町筋など重要文化財建造物等からの眺望を確保するため、別に眺望景観の規制も検討する。

一方では、市全域に適用している景観づくりの基準に色彩基準（マンセル値設定）を新設するとともに、届出対象行為についても拡大し、周辺環境との調和を図る。その他には、届出手続き内容のほか、景観計画に定められた景観づくりの基準の背景にある考え方等についてとりまとめた「高岡市景観計画の手引き」の作成や、施主（発注者）や設計者・施工者、行政窓口担当者間における共通理解を深める有効な道具として、景観づくりの基準に即した具体的な修景イメージを図示した「修景デザインコード」の作成に努める。

（風致地区と景観重点地区および重点区域を図示）

(3) 屋外広告物に関する規制

①高岡市における屋外広告物規制の概要

市全域において、昭和 39 年（1964）制定の「富山県屋外広告物条例」に基づき規制を行っている。平成 11 年（1999）には、「富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づき高岡市に許可事務等が移譲されている。

この間、許可基準等の大きな見直しは行われてなかったが、①違反広告物が乱立し、規制と現実との乖離があること、②許可基準の設定が古く、大規模な広告物やけばけばしい色彩の広告物を規制できていないこと等の問題点を改善するため、平成 21 年（2009）12 月に大幅な条例改正が行われたところである。改正条例の主なポイントとして、①規制区分の 5 段階（禁止地域 3 段階、許可地域 2 段階）区分、②許可基準全般に渡る見直し（高さ基準の強化）、③総量規制の導入、④色彩規制（高彩度な地色制限）の導入などが挙げられる。

また、平成 26 年（2014）7 月には、新幹線の車窓から眺望できる立山連峰等の景観を保全するため、新幹線沿線における規制レベルの強化が行われた。

②重点区域における屋外広告物規制の強化

引き続き、富山県条例に基づく違反屋外広告物（主に野立広告）の是正指導等適正化の徹底を図るとともに、高岡市条例の制定について、その必要性や効果、諸計画との整合性を勘案しながら、違法屋外広告物の是正指導実績を基に検討する。

（屋外広告物規制図と重点区域を図示）

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 高岡市全体に関する事項

（1）文化財の保存又は活用の現況と今後の方針

高岡市は、砺波平野や射水平野といった穀倉地帯、庄川や小矢部川などの大小の河川、二上山や西山丘陵などの自然に恵まれ、古くから人の営みがあった地である。その歴史は、旧石器時代まで遡るものであり、市内の各地には各時代の歴史と人々の営みを物語る有形・無形の様々な文化財が残されている。これらの文化財は、市民に郷土の歴史と文化の片鱗を伝える何物にも替えがたい財産として、自己のアイデンティティの確立や人々の連帯感の共有に大きな役割を果たしてきた。

一方で、少子高齢化や世代交代、生活様式の変化などにより、昨今では文化財はもとより、文化財を育み、継承してきた人々の知恵やものづくりの技も次第に失われつつある。また、平成27年3月には北陸新幹線が開業し、瑞龍寺南部に新高岡駅が建設され、新駅周辺の都市開発がより一層進んでいくことが予測される。

本市では、歴史文化のまちづくりを推進するために、平成22年度に高岡市歴史文化基本構想を策定し、歴史文化に育まれてきたまちの魅力を再認識し、本市の歴史を物語る文化財を積極的に保存・活用し、まちの発展に有用な資産として活かしていくことを目指し、取組を進めている。

今後も、文化財保護法や高岡市文化財保護条例等の関係法令を遵守しつつ、文化庁や富山県、高岡市文化財審議会、有識者等と協力を図り、市民との協働のもと、基本構想の理念に基づいた歴史文化のまちづくりを推進していく。（第3章の課題を掲載史的歴史的風致に息づく歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事の継承と育成、歴史的風致の核となる歴史的建造物の積極的な保存と活用、歴史的風致を形成する歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和）

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理・修復においては、対象物の価値の損失を最小限に抑えることが重要である。そのためには文化財の本質的価値をよく理解し、確実に文化財を後世に継承できるよう、適切な保存手法と修復技術を施していく。

文化財の修復に用いる技術や材料、構造形式等の選択については、文化財の本質的価値をよく検討した上で決定し、類似する文化財との比較検討も必要に応じて行っていく。なお、既に修理・修復工事が行われた文化財についても、調査研究によってより望ましい修理・修復の手法が見出される場合もあることから、構造形式や材料についての再検証や適切な構法（工法）の再検討を行っていく。また、使用材料が価値を構成する要素の1つとなる場合があるため、

希少性の高いものや入手の困難な材料の確保に努める。

指定文化財の修理にあたっては、文化財保護法や富山県文化財保護条例及び高岡市文化財保護に関する条例に基づき適切に行うとともに、今後も関係機関と連携しながら、適切な文化財の修理を行うものとする。

（３） 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、高岡市立博物館、高岡市美術館、高岡市万葉歴史館、高岡市埋蔵文化財センターなどの収集や保存、展示等を行う施設がある。こうした施設では、年中を通して展示や企画展が催され、なかには講座や体験が実施できる施設もある。今後もこれらの歴史・文化施設の振興を図るとともに、観光や文化事業の拠点施設としての位置付けと機能を強化する。

（４） 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財をとりまく周辺環境は、文化財の価値や魅力に影響する重要な要素である。それらが損なわれることのないよう、景観法、都市計画法及び市条例等に基づき、規制・誘導による保全を図る。

（５） 文化財の防災に関する方針

火災や地震等の災害による文化財の損失は、予防や訓練等、防災対策を徹底することで被害を生み出さないこと、最小限に抑えることに努める。このためには、関係者による防災訓練を定期的を実施することや、防災設備の設置、耐震補強等の推進が求められる。また、近年、文化財の盗難・損壊事件が全国的に発生していることを踏まえ、文化財の損失を予防するための防犯対策を徹底していく。

（６） 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

高岡の魅力を国内外に発信できるよう、インターネットのポータルサイトの充実を図る。また、高岡駅前のウイング・ウイング高岡や高岡城跡周辺の公共施設等の観光情報の拠点ブースを充実させ、高岡の文化財や魅力ある風景、ものづくりに関する情報等を集約し発信していく。（市単独ではなく観光協会などの取組追加）

（７） 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

市内には多くの埋蔵文化財包蔵地がある。これらは地域の歴史を語る貴重な文化財の一つであり、市では「周知の埋蔵文化財包蔵地」を定めている。包蔵地内で行われる土木工事等については、今後も、文化財保護法に基づき、富山県教育委員会の指導と助言も得ながら、工事の規模や内容に応じた遺跡保存等のための行政指導を行う。また、文化庁通知に基づき、おおむね中世までの遺跡を「周知

の埋蔵文化財包蔵地」としているが、今後は近世以降の遺跡についてもその重要性等に鑑み、有識者等の意見を得ながら段階的に「周知の埋蔵文化財包蔵地」に加えることを検討していく。

なお、事前調査として発掘調査を指導する際、一定の要件に適合する埋蔵文化財調査については、市が富山県の委託や文化庁の国庫補助を受け実施しており、今後必要に応じて実施していく。

（８） 教育委員会の体制と今後の方針

高岡市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、教育委員会に生涯学習・文化財課を置き、その行政を行っている。

令和2年4月現在、生涯学習・文化財課の文化財保護係には職員8名を配し、このうち3名が専門職員（建築技師1名、発掘調査員2名）である。しかし、現在市内には、文化財保護法に分類される全類型の文化財が多数分布しており、今後は担当職員のさらなる体制整備が必要である。

高岡市文化財保護に関する条例に基づき、教育委員会の付属機関として高岡市文化財審議会を設置している。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査研究に当たり、その保存、指導及び活用について審議し、かつ、これらに関する専門的又は技術的事項に関し必要と認める事項を建議する。今回の維持向上計画についても、同審議会の指導・助言を得ながら進めている。

審議会は、12名で構成されており、建造物1名、金工1名、絵画1名、書跡1名、民俗1名、植物1名、地質1名、美術史1名、美術鑄造1名、考古1名、史跡1名、漆工1名の学識者からなる。

（９） 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用を目的とする団体や、観光ボランティアなどの市民団体が活動を行っており、今後もこれらの団体に対し助成や情報提供などの支援を継続していく。しかし、これらの団体の多くは高齢化や後継者不足、財政基盤の弱さなどの課題を抱えており、今後は会を支える人材の育成や、市民全体が会の活動を後押しできる枠組みづくりを進める必要がある。

主な市民団体一覧

団体名	活動の目的・内容
高岡御車山保存会	高岡御車山の維持、祭事の運営、山車の保存など
土蔵造りのある山町筋まちづくり協議会	町並みの保存・活用、高岡市土蔵造りのまち資料館の指定管理など
土蔵造り町並み消防隊	火災に対する警戒活動、消防訓練など
菅野家住宅保存協議会	重要文化財菅野家住宅の保存・活用・公開など
国宝瑞龍寺保存会	瑞龍寺の文化財の保存・活用など
寺のある町連絡協議会	瑞龍寺や瑞龍寺賛歌を通しての寺町の活性化など
瑞龍寺自衛消防隊	火災に対する警戒活動、消防訓練など
金屋町まちづくり推進協議会	町並みの保存・活用など
あいの風	観光ボランティア
保与の会	観光ボランティア
町なみを考える藤グループ	観光ボランティア
やまたちばな	観光ボランティア
さくらの会	観光ボランティア
福岡くらしっく街道の会	町並みの保存・活用など
財団法人勝興寺文化財保存・活用事業団	勝興寺保存修理事業の推進、勝興寺の文化財の保存・活用など
勝興寺文化財保存会	勝興寺の文化財の保存・活用など
勝興寺まちづくり協議会	勝興寺を活かしたまちづくりの推進など
勝興寺消防隊	火災に対する警備活動、消防訓練など
伏木曳山保存会	伏木曳山の維持、祭事の運営など
伏木観光推進センター	伏木地区の観光の推進など
吉久まちづくり推進協議会	町並みの保存・活用など
比奈の会	観光ボランティア
越中福岡の菅笠製作技術保存会	越中福岡の菅笠製作技術の保護など
池の端通り景観形成推進協議会	優れた景観の形成を図ることを目的として活動している市民団体
吉久の伝統的町並みを考える会	優れた景観の形成を図ることを目的として活動している市民団体
坂下町通り景観形成委員会	優れた景観の形成を図ることを目的として活動している市民団体
氣多神社消防隊	火災に対する警備活動、消防訓練など
武田家自衛消防隊	火災に対する警備活動、消防訓練など
国泰寺消防隊	火災に対する警備活動、消防訓練など
EGG（English Guide Group）	観光ボランティア

2 重点区域に関する事項

（1）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

高岡城跡の整備事業、吉久地区の重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取り組みを推進するとともに、近代建築や近代化遺産といった新たな文化財についても、その価値を認識し指定・登録を検討する。また、高岡銅器や高岡漆器、菅笠など本市を代表する伝統産業の歴史や高度な生産技術を示す一連の文化財についても、文化財指定を目指し、調査事業を推進していく。未指定文化財については、指定文化財として守るべき価値を有するものに対し、今後指定・登録の措置を検討していく。これ以外の未指定文化財についても、市域の歴史的な景観を構成する要素とみなし、市民や保存団体等の協力を得ながら継承していく体制づくりを行う。

また、文化財の保存管理計画については、史跡である「前田利長墓所」と「高岡城跡」、重要伝統的建造物群保存地区である「山町筋伝統的建造物群保存地区保存活用計画」、「金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画」が保存管理計画を策定しており、前田利長墓所については整備基本計画を策定している。これらに基づく具体的な事業の実施については、専門家や関係機関に意見を聞きながら、保存や活用に関する整備を計画的に進めていくものとする。その他の文化財については、文化財保護法や富山県文化財保護条例及び高岡市文化財保護に関する条例に基づき適切に行うとともに、関係機関と連携しながら、適切な文化財の保存管理へ努めるものとする。未指定のものについては多種多様のため、個別の保存管理計画を策定することは困難であるが、有形文化財については日常的な管理（草刈り、清掃等）を行えるような体制づくり、無形文化財については技術的交流の機会や発表の場を設け技の研鑽を積む機会を設定するなど、それぞれの未指定文化財が属する地域の人々の手によって守り育むためのガイドラインの作成に努める。

そして、伝統技術者の育成として、有形・無形の文化財を後世に伝えるため、伝統技術に関わる専門的な人材の育成を引き続き図っていく。特に、重要無形民俗文化財となっている菅笠づくり等、技術の伝承者の高齢化が危惧される場合、技術の伝承が断絶することのないよう、行政や市民の協働の元で後継者の育成に努める。

（2）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

登録有形文化財及び未指定の建造物のうち、歴史的風致の維持に資するものである場合、歴史的風致形成建造物に指定したうえ、所有者の財政的な負担の軽減を考慮して、修理や活用等の費用に要する各種補助制度を積極的に活用する。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

市立美術館や市立博物館等、市域全体の情報の発信地として適した立地の施設に対し、情報発信機能の整備を行っていく。また、歴史的建造物をはじめ、史跡や庭園等の公開を推進していくことや、埋蔵文化財の発掘調査や歴史的建造物の修理等の現場を公開し、市民学習の機会を提供する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

①良好な景観形成を目指した関連施策との連携

必要に応じて高さ規制の見直しや、屋外広告物の規制の拡大、文化財の価値の文脈に基づく保全眺望点の設定を進めるとともに、住民の景観に対する意識の醸成を図りながら、景観法、都市計画法及び市条例等と連動し、良好な景観の形成に努める。また、古城公園については文化財としての価値を有するとともに、中心部のまとまりある緑地として、あるいは市民共有のオープンスペースとしての利用が期待される都市公園である。公園内の諸施設の移設、自然環境の維持等を通して、オープンスペースとしての快適性を高める整備を進めて行く。

②文化財を活かした周辺整備

文化財の価値を際立たせ地域の魅力として発信していくため、文化財を活かした周辺環境の整備を行う。細街路で構成される旧高岡町域では、高岡らしい風情や情緒を楽しみながら散策できるまちづくりを行うため、平成24年3月には、たかおかストリート構想を、平成28年2月には、伏木地区ストリート構想を策定しており、今後も引き続き取り組みを進めていく。

③デザインの質の向上

文化財に関する整備事業の実施にあたり、公共施設のデザインの質の向上に努める。また、文化財の案内板等の諸設備について、市域全体に統一的なデザインを採用することで、高岡の発信する歴史都市やものづくりの町としてのイメージの形成を助ける手立てとするため、平成25年3月に高岡市新サイン計画を策定しており、その計画に基づいて必要に応じて整備を進める。

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

火災や地震等の災害による文化財の損失は、予防や訓練等、防災対策を徹底することで被害を生み出さないこと、最小限に抑えることに努める。このためには、消防法で義務化されている自動火災報知設備や消火器具の設置及び更新を図る。また、文化財の現状に鑑み、屋内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針設備等の防災設備の設置を推進し、火災被害の危険軽減を図る。また、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防災訓練を定期的に実施する。

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の保存を基本としながら、文化観光への活用を図っていく。特に関連文化財群の活用として、本構想で設定したテーマごとに、歴史や文化財に親しむ機会を設定し、歴史や名所、高岡の魅力について理解を深めていく機会をつくる。また、御車山祭や伏木けんか山、御印祭、七夕祭り等、特色ある高岡の祭に合わせ、文化財の公開事業やオリエンテーリング等を実施するなど、観光事業への積極的な活用を図る。また、自動車道により分断された町の一体性を回復するため、歩行者のための歴史市街地地図等を作成し、歩きながら高岡の歴史を体感できる道筋を見出すなど、適宜活用を進めていく。

また、学校における総合学習の時間等を利用して、地域の歴史や自然環境、文化財、景観等について、幅広い視点から高岡を学ぶ機会を創出する。また、地元のものづくりを伝える技術者との交流や、祭への参加を通じて、まちへの関心や愛着を豊かに育んでいくことを目指すとともに、あらゆる世代の市民に対し、文化財に関する様々なテーマを生涯学習の場で市民が気軽に学べる機会を提供する。

さらに、文化財の保存活用に貢献した市民や、一定の成果をおさめたプロジェクトを実施した市民団体等に対し、その功績を顕彰する。

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

本市には多くの埋蔵文化財法蔵置がある。これらは地域の歴史を語る貴重な文化財の一つであり、市では「周知の埋蔵文化財包蔵地」を定めている。包蔵地内で行われる土木工事等については、文化財保護法に基づき、富山県教育委員会の指導と助言も得ながら、工事の規模や内容に応じた遺跡保存等のための行政指導を行っている。

なお、事前調査として発掘調査を指導する際、一定の要件に適合する埋蔵文化財調査については、市が富山県の委託や文化庁の国庫補助を受け実施しており、今後必要に応じて実施していく。

（8）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

①市民参加の拡大と活動支援の充実

文化財の保存・活用において、今後市民と行政の連携は重要な課題となっていく。特に、悉皆的調査によって拾い上げられた未指定文化財については、市民が主体となってその保存と管理にあたっていくことが望ましい。調査・研究の発表や、市内の文化財の今後のあり方についての勉強会、シンポジウム等を通して、市民の意見や発想を確認し、文化財の保存・活用の場を取り入れていくことが求められる。また、市民による観光ガイドや清掃活動等、ボランティア活動の輪が広がるような仕組み作りを進めていく。また、市民有志や文化財の保存団体による、文化財の保存活用に関わる取り組みを支援するため、専門家の派遣、支援制度の充実を図る。

②関連文化財運営協議会の設置

関連文化財群の運用について、市民や専門家、行政の協働による運営協議会の設置を検討する。一定の空間や地域に限らず、市域全体に広がりをもたせる関連文化財群の特性を踏まえ、文化財を介した地域活動の相互交流を活発化していくことが期待される。

重点区域内では、文化財の保存・活用を目的とする団体や、観光ボランティアなどの市民団体が活動を行っている。市では、これらの団体に対し助成や情報提供などの支援を行っており、今後も継続していく。しかし、これらの団体の多くは高齢化や後継者不足、財政基盤の弱さなどの課題を抱えており、今後は会を支える人材の育成や、市民全体が会の活動を後押しできる枠組みづくりを進める必要がある。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

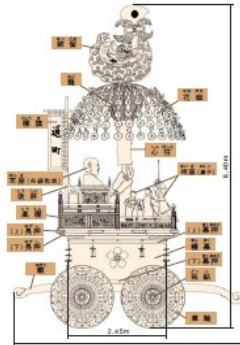
歴史的風致維持向上施設とは、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等のことを指し、道路や駐車場、公園、水路、交流施設、歴史的建造物、案内板等のほか、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなども含まれる。

これらの歴史的風致維持向上施設の整備又は管理にあたっては、市のまちづくり部局と文化財部局はもとより、他の関係部局や国、県及び関係団体等の関係機関と継続的な協議・調整を図ることによって、ひとつの施策が波及的な効果を生み出すよう総合的かつ一体的な推進に努める。

- ① 歴史的風致に息づく工芸技術や祭礼・年中行事の保存継承に関する事業
- ② 歴史的風致の核となる歴史的建造物の積極的な保存と活用に関する事業
- ③ 歴史的風致を形成する歴史的な町並み保全や道路等の整備に関する事業
- ④ その他、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業

2 事業

①歴史的風致に息づく工芸技術や祭礼・年中行事の保存継承に関する事業

事業名称	1 高岡御車山保存修理事業	
事業主体	高岡市	
支援事業名称	国宝重要文化財等保存整備費補助金	
事業期間	平成17年度～令和12年度	
事業概要	重要有形民俗文化財「高岡御車山」の山車に経年劣化や損傷がみられることから、順次修理を実施する。	
	 高岡御車山祭	 御車山の部分名称
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡御車山は開町以来続く、日本を代表する屋台祭礼の一つである。毎年5月1日には、山町筋や周辺の歴史的町並みを背景に厳かに曳き回される。当該事業によって、高岡の誇る金工、漆工の工芸技術及び祭礼行事の保存と継承が図られるとともに、高岡御車山（祭）の魅力がより一層高まると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	2 菅笠保全対策事業
事業主体	高岡市、越中福岡の菅笠製作技術保存会 越中福岡の菅笠振興会（平成30年度～）
支援事業名称	市単独事業 国宝重要文化財等保存・活用事業（平成30年度～）
事業期間	平成25年度～
事業概要	重要無形民俗文化財である越中福岡の菅笠製作技術は、菅栽培や製作技術者が減少の一途をたどっていることから、製作技術の維持・存続に向けて菅笠保全対策事業を実施するもの。 菅笠づくりの後継者育成指導や研修、菅田保全のための調査、新商品の開発や販路開拓を行う。  菅笠づくり  インターネットによる菅笠販売
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業は、菅笠や製作技術の保存・継承のための総合的な取り組みを行うものである。 当該事業によって、伝統産業である菅笠づくりや菅田の保全と、旧北陸道沿線で旧菅笠問屋の家屋が残る歴史的町並みとが相まって、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	3 次世代型ものづくり人材育成事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	地域伝統文化総合活性化事業 市単独事業
事業期間	昭和43年度～令和元年度（基礎・研究コース） 令和2年度～令和12年度（【金工】彫金コース、彫金研究コース、【漆工】塗りコース、加飾コース、研究課題コース） 平成12年度～平成30年度（専門コース） 令和元年度～令和12年度（【金工】鋳造コース※令和元年度のみ鋳造基礎・研究コース、【漆工】きゅう漆コース） 平成24年度～平成26年度（修理技術コース） 平成30年度～令和12年度（精密鋳造コース） 平成26年度～令和12年度（3D造形コース）
事業概要	伝統工芸産業に関わる人材に対して、伝統的工芸技術から最先端の3D技術を活用した幅広い技術習得を目的としたスクール事業を実施する。 総合的な技術を身に付けさせるため基礎デザインや伝統工芸（彫金、鋳造、塗り、青貝、蒔絵）及び最先端の3Dプリンターによる立体造形技術の習得を目指す。令和元年度から本市伝統工芸の主要技術である鋳造、きゅう漆に比重を置いたコースに改編。 また、伝統技術と先端技術の融合による新たな人材育成につなげることで、新商品・新技術の開発の活性化に結び付け、伝統工芸産業の高度化を図る。
	【金工】コース 写真は、彫金コース  【漆工】コース 写真は、塗りコース  3D造形コース 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	【金工】鋳造コース、彫金コース、彫金研究コース、【漆工】塗りコース、加飾コースは2年間（26回/年）、【金工】精密鋳造コースは1年間（8回）、【漆工】きゅう漆コースは1年間（16回）、【漆工】課題研究コースは1年間（26回）、3D造形コースは1年間（10回）にわたり、高岡市伝統工芸産業技術保持者又は伝統工芸士等が講師となり、デザインから造形までトータルな工芸技術の習得を通して、次代を担う人材を養成するものである。 当該事業によって、高岡の伝統工芸の確実な伝承と後継者の育成、産地技術力の向上に資することから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

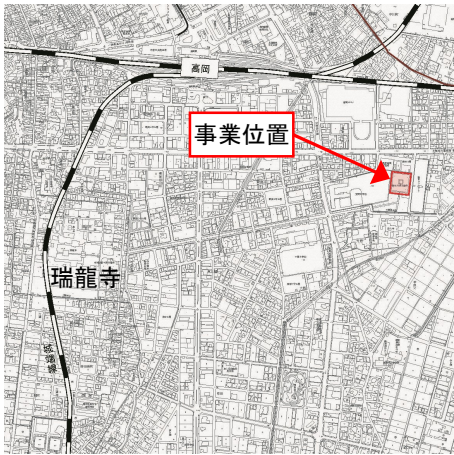
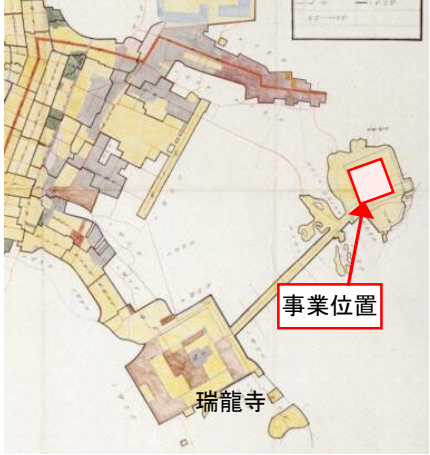
事業名称	4 次世代クリエイター工房開設支援事業
事業主体	工房開設者
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成24年度～令和12年度
事業概要	伝統産業技術者、デザイナーなど次世代を担うクリエイターに対する自立支援・活動支援のため、市内の空き家・空き店舗・空き工場を取得あるいは賃借して操業する工房（作業場）などに対し改修費等を支援する。 工房改修の事例
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業は、本市の取り組みである伝統産業、工芸産業従事者（伝統的工芸品技術・技法継承者育成事業継承者、伝統工芸産業技術者養成スクール事業修了者や富山大学芸術文化学部卒業生、若手デザイナー等）に、市内での創業・定住を促進するためのものである。 上記の技術者及びデザイナーは高岡の工芸技術を継承し、将来の後継者の育成及び産地技術力の向上に貢献する人材である。 よってこれらの人材の創業・定住を促進することで、高岡の伝統承継・維持に寄与し、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与するため。

事業名称	5 文化財等修理補助事業
事業主体	高岡地域文化財等修理協会
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成20年度～令和12年度
事業概要	高岡地域文化財等修理協会に補助し、高岡の工芸技術の保存継承を図るもの。 また、文化財修理技術の向上や修理に関する資料データの作成等を図っていく。 車輪の漆塗付
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡地域文化財等修理協会は、高岡御車山などの祭屋台を「再生の技」によって修復することを目的とし、金工・漆工・木工・繊維部門の熟練技術者によって構成されており、現在まで二番町山車の車輪修復などを手がけている。 当該事業によって、高岡の工芸技術を市内外に広くアピールでき、認知度の向上に伴う担い手の育成にもつながると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	6 菅栽培調査事業	
事業主体	高岡市	
支援事業名称	地域伝統文化総合活性化事業 市単独事業	
事業期間	平成22年度～令和12年度	
事業概要	国の重要無形民俗文化財指定の「越中福岡の菅笠製作技術」となっている福岡町特産品の「菅笠」の材料となる良質な菅の供給に向け、菅田の耕起から収穫・乾燥までの管理工程について、調査・研究を図る。加えて、菅栽培技術の継承の観点から、作業効率の軽減・向上に向け研究を行う。	
	 菅田	 菅草刈り
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	菅笠づくりは福岡町の伝統的産業であり、菅田や菅干し、菅笠づくりなどが織り成す文化的な景観は、町の名物詩ともなっている。しかし、年々菅田の栽培量は減少しており、この貴重な景観が失われつつある。 当該事業によって、菅笠づくりの原材料の確保に資するとともに、文化的な景観の向上にもつながると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

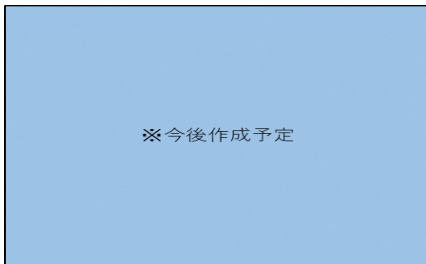
事業名称	7 ものづくり・デザイン科推進事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成18年度～令和12年度
事業概要	本市の伝統工芸である漆器、銅器等を中心に地元の優れた産業について、体験を通じた学習を行う。 市内小・中・義務教育・特別支援学校の5年生、6年生、中学校1年生を対象に実施する。5年生は年間20時間、6年生は年間25時間、中学校1年生は年間25時間の授業を実施する。  ものづくり・デザイン科の授業  ものづくり・デザイン科の作品
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業は、児童生徒が、本市の優れた伝統工芸や産業について、見たり触れたり体験したりすること及び、優れた技術をもつ地域の人々との交流を深めることにより、豊かな感性と郷土を愛する心を育むことを目的としている。 当該事業によって、将来を担う子どもたちが、ふるさとの伝統と誇りを理解し、深く記憶に留めることによって、伝統産業界の裾野を広げる効果が期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

②歴史的風致の核となる歴史的建造物の積極的な保存と活用に関する事業

事業名称	8 前田利長墓所整備事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	国宝重要文化財等保存整備費補助金 （歴史活き活き！史跡等総合活用整備）	
事業期間	平成25年度～令和12年度	
事業位置	大野地内	
		
事業概要	国指定史跡前田利長墓所について、保存管理計画及び整備基本計画に基づく復原修理事業を実施する。	
	 墓所（内区）	 墓所（外区）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	前田利長墓所は、高岡開町の祖前田利長の墓所であり、利常が利長の冥福を祈り造営したもので、内区と外区及びそれらを隔てる濠、内区の墓標などからなっている。 当該事業によって、文化財的価値の向上が図られるとともに、高岡の魅力がより一層高まると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

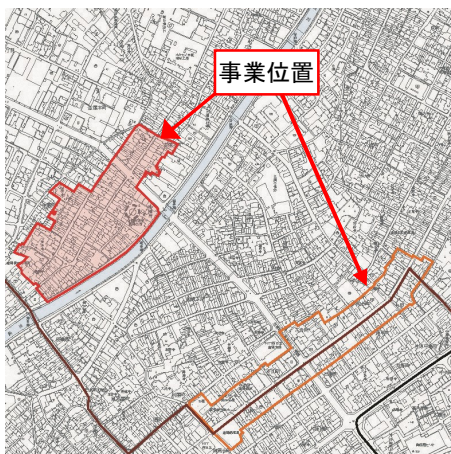
事業名称	9 市内町家等再生事業
整備主体	所有者
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度～令和12年度
事業位置	高岡市内
事業概要	登録有形文化財をはじめとする市内の町家に経年劣化や損傷が見られることから、歴史的風致形成建造物に指定し、その修理に対し補助金を交付する。 第1期計画時歴史的風致形成建造物既指定物件 ・五福町神明社本殿 ・大手町神明社拝殿 ・旧秋元家住宅 ・佐野家住宅（主屋・茶室・1番の蔵・2番の蔵・調度蔵・味噌蔵・防火壁） ・高岡商工会議所伏木支所（旧伏木銀行） ・有藤家住宅 ・旧伏木測候所庁舎・測風塔 ・丸谷家住宅主屋・土蔵（旧津和野家住宅） 歴史的風致形成建造物候補物件※第8章詳細/上記を除く ・清都番造場主屋 ・旧南部精造所キューボラ・煙突 ・有磯正八幡宮本殿・釣殿・拝殿及び幣殿 ・若井家住宅主屋（旧中越銀行） ・棚田家住宅（主屋・味噌蔵・道具蔵・衣装蔵） ・谷村家住宅主屋 ・能松家住宅主屋 ・富田家日精物工場
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	登録有形文化財をはじめとする市内の町家は、それぞれ建築年代や様式等に違いはあるものの、その全てが商都高岡の近代化の歴史の中で建てられたものである。 当該事業によって、文化財的価値の向上が図られるとともに、適切な維持管理につながると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

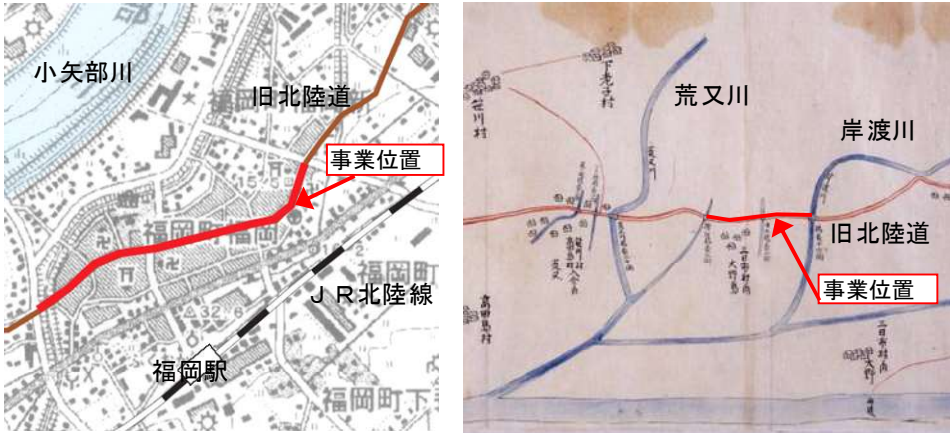
事業名称	10 金屋鋳物師町交流館整備事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成28年度～令和12年度
事業位置	金屋町地内
	
事業概要	金屋町において鋳物工房を整備し、伝統的建造物群保存地区の景観を向上させるとともに、全国からの若手人材の受入、育成、定着を促進することにより地場産業の振興を図る。   千本格子の家並み 建設予定地
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	金屋町は高岡の鋳物発祥の地である。本事業により、高岡の鋳物技術を次世代へ継承していく。 金屋町において鋳物に関する施設を整備することは、鋳物師町としての魅力を高めることに繋がり、本事業位置である伝統的建造物群保存地区内の歴史的景観の向上も期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

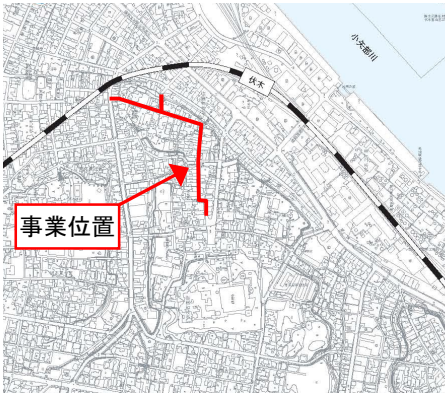
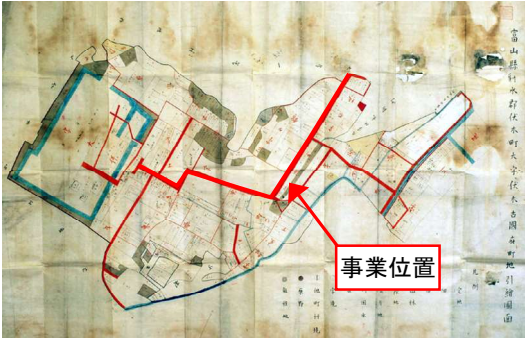
事業名称	11 高岡城跡保存整備事業
整備主体	高岡市
支援事業名称	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 (発掘調査等)
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	
事業概要	国指定史跡高岡城跡について、保存活用計画及び整備基本計画に基づく保存整備事業を実施する。  高岡城跡
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡城跡は、本丸の周囲に馬出郭を配する防御性の高い特徴的な縄張をもち、全国的にみても堀が埋められず郭の形が約400年間保存されている貴重な史跡である。 当該事業によって、文化財的価値の向上が図られるとともに、高岡の魅力がより一層高まると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	12 勝興寺公開活用事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 (文化観光充実のため国指定等文化財磨き上げ事業)
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業概要	重要文化財勝興寺大広間及び式台ほか11棟保存修理が完了し、今後、インバウンド対応等に向けた情報コンテンツ整備を図るもの。 写真掲載予定 デジタルアーカイブ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重要文化財勝興寺の保存修理だけでなく、適切な情報コンテンツ整備を進めることで、高岡の魅力が一層高まることが期待され、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

③歴史的風致を形成する歴史的な町並み保全や道路等の整備に関する事業

事業名称	13 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	国宝重要文化財等保存整備費補助金	
事業期間	平成13年度～令和12年度	
事業位置	御馬出町、守山町、木舟町、小馬出町地内、金屋町、金屋本町地内	
		
事業概要	山町筋重要伝統的建造物群保存地区及び金屋町重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物の修理、非伝統的建造物の修景事業を実施する。	
	 山町筋の町並み（木舟町）	 金屋町の町並み
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	山町筋は、土蔵造の伝統的建造物がよく残り、高岡御車山祭の舞台ともなっている、高岡を代表する町並みのひとつである。また、金屋町は、高岡鋳物発祥の地であり、サマノコが特徴的な町家が非常に良く残る美しい歴史的な景観を形成しており、風情ある祭礼行事も受け継がれている。当該事業によって、高岡を代表する歴史的な町並みが保全されるとともに、山町筋や金屋町の歴史的景観の向上や賑わい創出にもつながることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	14 県道岡笹川線道路整備事業
整備主体	高岡市
支援事業名称	都市構造再編集集中支援事業 市単独事業
事業期間	平成26年度～令和12年度
事業位置	福岡町地内
	
事業概要	県道岡笹川線の（都）中央線区間において、市が照明施設及び電柱の修景整備を行うとともに、道路管理者である県がカラー舗装、側溝敷設替及び消雪工の同整備を行う。   福岡町の町並み 旧北陸道（西側から）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	福岡町は、かつて周辺で作られる菅笠の集散地であり、加賀藩の奨励を受けて菅笠を全国各地へと販売していた。県道岡笹川線の（都）中央線区間は、旧北陸道として古くから人々の往来があり、沿道には明治期から昭和初期に建てられた旧菅笠問屋の遺構が数多く残されており、現在は景観形成重点地区に指定されている。 当該事業によって、道路景観の改善が図られるとともに、歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間の創出にもつながることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	15 勝興寺寺内町道路修景整備事業	
整備主体	高岡市	
支援事業名称	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	
事業期間	平成29年度～令和5年度	
事業位置	伏木古国府地内	
		
事業概要	伏木地区ストリート構想に則し、旧参道を中心とした道路修景整備を勝興寺の改修に併せて行う。	
	 東側から	 西側から
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	整備対象の区間は、勝興寺と伏木北前船資料館を結ぶルートであり、勝興寺の旧参道を含む区間である。沿道には、現在でも格子や出桁等の伝統的様式の町家が建ち並び、風情ある歴史的町並み景観を形成している。当該事業によって、道路景観の改善が図られるとともに、歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間の創出にもつながることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	16「赤レンガ建物」利活用事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 (伝統的建造物群基盤強化)
事業期間	令和2年度～未定
事業位置	守山町地内 ※今後作成予定
事業概要	山町筋重要伝統的建造物群保存地区にある赤レンガ建物（旧高岡共立銀行）について、伝統的建造物として調査等を行い、保存及び活用を図るもの。  旧高岡共立銀行
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	「旧高岡共立銀行」は、山町筋重要伝統的建造物群保存地区内にある鉄骨レンガ造で、県内で現存する唯一の本格洋風建築であり、山町筋を代表とする伝統的建造物のひとつである。当該事業により、文化財的価値の向上が図られるとともに、適切な維持管理につながることが期待できることから、高岡市歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

④その他、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業

事業名称	17 前田家関連史跡調査事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 (発掘調査等)
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業概要	守山城跡の史跡範囲の確認等を目的とした詳細調査を実施する。 守山城跡（二上山）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡を代表する遺跡の調査を実施することで、それぞれの歴史的価値が改めて証明されるとともに、高岡の魅力が一層高まることが期待され、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	18 町並み保存・都市景観形成補助事業
事業主体	所有者及び管理者
支援事業名称	市単独事業
	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（令和2年度～）
事業期間	平成21年度～令和12年度
事業概要	景観形成重点地区等の区域内で景観づくり基準に適合し、景観形成に寄与する修景を行う者及び景観重要建造物又は景観重要樹木の保存又は管理を行う者に対して補助する。   池の端通り地区 旧北陸街道福岡地区
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	景観形成重点地区等の建造物などを基準に沿って修景促進していくことで、区域内の沿道景観の改善が図られ、ひいては、市全体の良好な景観形成の向上にも資することから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	19 ミラレ金屋町開催事業（旧金屋町楽市開催事業）
事業主体	金屋町楽市実行委員会（平成20年度～平成29年度） ミラレ金屋町実行委員会（平成30年度～） （富山大学芸術文化学部、高岡市、金屋町自治会等）
支援事業名称	市単独事業（平成20年度～21年度、平成25年度～） 歴史と文化が薫る商店街モデル事業（県補助）（平成22年度～24年度）
事業期間	平成20年度～平成29年度（金屋町楽市開催事業） 平成30年度～（ミラレ金屋町開催事業）
事業概要	高岡鋳物発祥の地であり、伝統的な町並みが残る金屋町において、産学官が連携して、ストリートマーケットとイベントを組み合わせた工芸と生活と産業が同居するゾーンミュージアムとなる「金屋町楽市」や、後続事業で、町家暮らしや伝統文化を体験する「ミラレ金屋町」を開催することにより、金屋町を拠点に、高岡市の中心市街地の賑わい創出を図る。 金屋町楽市  石畳通り往来の様子  作品群 ミラレ金屋町  空き家ツアー  ワークショップ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	金屋町重要伝統的建造物群保存地区は、高岡鋳物発祥の地であり、サマノコが特徴的な町家が非常に良く残る美しい歴史的な景観を形成し、風情ある祭礼行事が受け継がれている。当該事業によって、来場者に伝統的な町家や文化に触れる機会を提供するとともに、住民同士や来場者との交流による歴史的な町並みの保全にもつながり、また、金屋町、高岡の知名度アップも期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	20 獅子舞大競演会開催事業
事業主体	たかまち街づくり協議会
支援事業名称	市単独事業
事業期間	毎年
事業概要	令和元年度で44回の開催を迎えた獅子舞大競演会は、中心商店街全体で取り組んできた歴史あるイベントである。 子どもから高齢者まで幅広い年齢層が長時間に亘って楽しめるイベントとして、市民の支持も高く、市外からも多くの方々が中心商店街を訪れており、春の一大イベントとして開催している。
	 獅子舞大競演会
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業によって、来場者に高岡市や県西部で古くから盛んな伝統行事である獅子舞に触れる機会を提供するとともに、まちなかの賑わい創出や高岡の知名度アップも期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

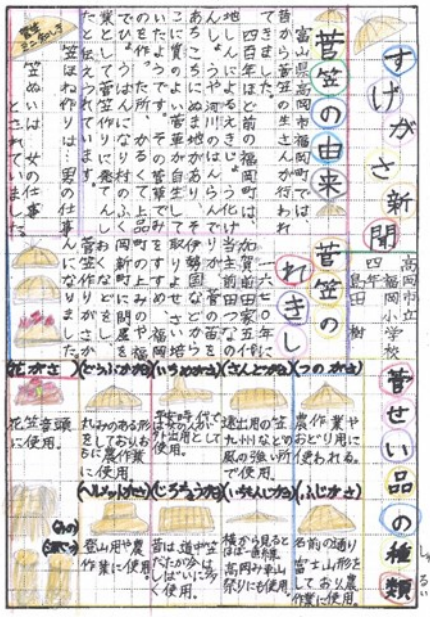
事業名称	21 土蔵造りのある山町筋イベント助成事業
事業主体	土蔵造りのある山町筋まちづくり協議会
支援事業名称	市単独事業
事業期間	毎年
事業概要	土蔵造の伝統的建造物が集積する山町筋で、町並みの紹介、観光産業の創出等を目的として各種イベントを開催している。 ①高岡山町筋土蔵造りフェスタ（8月下旬） ②山町筋の天神様祭（1月下旬） ③山町筋のひなまつり（3月中旬）
	 ひなまつり  天神様祭
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	山町筋は、土蔵造の伝統的建造物がよく残り、高岡御車山祭の舞台ともなっている、高岡を代表する町並みのひとつである。当地の天神様祭やひなまつりは、地域に深く関わりのある年中行事として大切に継承されている。また、これらイベント等において、平成23年度に製作する提灯台を活用し、高岡開町300年祭の際に祝賀提灯が飾られた山町筋の風景を復原した。 当該事業によって、来場者に高岡開町以来の伝統文化に触れる機会を提供するとともに、住民同士や来場者との交流による歴史的な町並みの保全にもつながると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	22 祭行事・イベント振興事業	
事業主体	祭礼等主催者	
支援事業名称	市単独事業	
事業期間	毎年	
事業概要	高岡御車山祭、伏木曳山祭、二上射水神社築山行事、八丁道おもしろ市、御印祭へ補助する。	
	 二上射水神社築山行事	 八丁道おもしろ市
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡の歴史的風致の重要な要素となる祭礼等を支援することにより、それらの継承や担い手の育成に資することから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名称	23 「高岡再発見」プログラム事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成24年度～令和12年度
事業概要	高岡市内の小学校、義務教育学校、特別支援学校に在籍している1～4年生の児童が、家族といっしょにスタンプラリー形式で歴史の薫る町並みや建造物、祭りを見学・体験する。   【中学年用チャレンジカード】 【低学年用チャレンジカード】
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業における見学や体験を通して、「高岡」の歴史と文化に誇りをもつ児童の育成が期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	24 新たな芸術・文化創造推進事業
事業主体	高岡市、アート&クラフトシティ高岡推進委員会
支援事業名称	市単独事業 地方創生推進交付金（未定）
事業期間	平成25年度～令和12年度
事業概要	高岡の3つの文化力（①コト＝多様な文化の存在「文化多様性」（＝Art）、②モノ＝ものづくりのまちとしての歴史・伝統（＝Craft）、③ヒト＝創造的な市民を育む豊かな風土（＝City））を活かし、4つの戦略（知る・創る・つなげる・伝える）に基づく取組みにより、新しい価値や文化、産業を創出し、市民の暮らしの質や豊かさを高めることを目指す。 具体的には歴史的建造物や町並みを活用し、アート&クラフトを表現した交流イベントや、文化創造都市高岡の歴史・文化の魅力を発信する取組みを行う。  クラフト市場  クラフト市場街  ひなフェスin山町ヴァ  文化創造都市高岡ウェブサイ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物や町並みを活用したイベントや、本市の歴史・文化の魅力を発信する取組みにより、市民の意識啓発と主体的なまちづくりを推進することが期待できることから、歴史的風致の維持向上に寄与することができる。

事業名称	25 日本遺産魅力発信推進事業
事業主体	高岡市日本遺産推進協議会、北前船日本遺産推進協議会
支援事業名称	市単独事業
	文化資源活用事業費補助金（未定）
事業期間	平成27年度～令和12年度
事業概要	認定を受けた2つの日本遺産のストーリー（「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡一人、技、心」及び「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」）を活用し国内外に向け、本市の文化財群の魅力発信・普及啓発を行う。  日本遺産ストーリー紹介 (高岡市ホームページ)  日本遺産紹介パンフレット  日本遺産ロゴマーク  全国のイベントでのPR
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	日本遺産の認定を受けた2つのストーリーを活用することで、本市の歴史的魅力や特色を分かりやすく発信することが可能となる。「歴史都市高岡」のブランドの確立・認知度の向上が期待され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	26「高岡の歴史文化に親しむ日」に関する作品募集事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	市単独事業
事業期間	平成29年度～令和12年度
事業概要	平成29年度より5月1日(高岡御車山祭)が「高岡の歴史文化に親しむ日」となり、市立学校が休業日となったことを契機に、市内の児童生徒を対象に、高岡の歴史文化を題材にした作品募集を行う。 (R1 各部門の秀賞作品) ・壁新聞部門  ・俳句部門 こんこんと わき出る清水 セミの声 ・短歌部門 手を伸ばし シャッターを切る 空の下 フレームアウトの 迫力の山車
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業では、児童生徒が御車山祭だけではなく、それぞれの地域の文化に触れ、それを題材として壁新聞や俳句、短歌の作品づくりに取り組むことで、改めて高岡の歴史文化の魅力を再発見し、郷土を愛する心を育むことを目的としている。 当該事業によって、将来を担う子どもたちが、ふるさとのすばらしさに理解を深め、大切に守っていきたいという思いをもつことが期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	27 万葉歴史館展示室魅力向上事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	地方創生推進交付金
事業期間	令和2年度～令和3年度
事業位置	伏木一宮地内（万葉歴史館）
	 ※今後作成予定
事業概要	新元号「令和」が万葉集を典拠に決定されたことによる万葉集への関心の高まりを契機とし、①万葉の愛好家だけでなく、誰もが気軽に万葉集を楽しめる施設への転換、②万葉歴史館を拠点として、勝興寺や雨晴海岸など万葉集やその時代と関連のある場所への周遊を促進し、エリア全体の誘客効果を高めること、③交流、学びの場としての機能の拡大することを目的に、常設展示室及び企画展示室のリニューアルを行う。
	 万葉歴史館  企画展示室
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡市万葉歴史館は、越中の国府があった伏木の地に、万葉集を中心テーマに据えた全国初の専門施設として開設した。 当該事業により、「万葉集」や「越中万葉の世界」を楽しみながら学ぶ機会を創出することで、古より越中を舞台に歌われた300首以上もの歌の世界を後世に伝えることができ、「万葉のふるさと高岡」の魅力がより一層高まることが期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	28 越中国府関連遺跡調査事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 (発掘調査等)
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業概要	越中国府関連遺跡における、古代・中世から近世・近代、現代にいたるまでの重層する歴史資産の調査・研究を進める。 写真追加予定  写真追加予定  越中国分寺跡 御亭角廃寺跡
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高岡を代表する遺跡の調査を実施することで、それぞれの歴史的価値が改めて証明されるとともに、高岡の魅力が一層高まることが期待され、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	29 ストリート整備事業
事業主体	高岡市
支援事業名称	市単独事業（未定）
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業概要	たかおかストリート構想及び伏木地区ストリート構想で位置付けられているゾーンやルートを対象に、最新技術等を用いて、その地域の歴史や文化を体感できるような取り組みを行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	たかおかストリート構想及び伏木地区ストリート構想では、関係する歴史的風致を堪能できるようなルートを設定している。そのなかで、最新技術等を用いて、その地域の歴史や文化に触れる機会を提供することで、「歩いて楽しいまちづくり」を推進し、歴史的な町並みの保全や周辺環境の調和にもつながると期待できることから、高岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方

高岡の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定する。

具体的には、旧南部^{なんぶ} 鑄造所^{ちゅうぞうじょ}（金屋本町^{かなやほんまち}）、棚田^{たな}家住宅^{だけ}（伏木^{ふしき} 錦町^{にしきまち}）などの登録有形文化財が歴史的風致形成建造物としての指定が想定される。

なお、重点区域内で文化財若しくは景観重要建造物に指定又は登録されていない歴史的建造物については、今後も継続的に調査を実施したうえ、次に掲げる指定基準、指定対象に該当する場合は随時追加指定する。

2 歴史的風致形成建造物の指定基準

次のいずれかに該当する歴史的建造物を指定する。

- ①意匠、形態、技術性が優れているもの
- ②歴史性、地方性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③外観が景観形成上重要なものであり、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの

3 歴史的風致形成建造物の指定対象

次のいずれかに該当する歴史的建造物を指定の対象とする。

- ①富山県文化財保護条例（昭和38年富山県条例第11号）第4条第1項に基づく県指定有形文化財
- ②高岡市文化財保護に関する条例（平成17年条例第218号）第4条第1項に基づく市指定有形文化財
- ③文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財
- ④景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に基づく景観重要建造物及び同法第8条第2項第5号ロの景観重要公共施設
- ⑤その他、高岡の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

4 歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補

歴史的風致形成建造物として指定が想定される建造物は、次のとおりである。
 なお、関連する歴史的風致の番号は以下のとおりである。

- ① ^{か がまえ だ け}加賀前田家と商人のまちに見る歴史的風致
 ② 鋳物のまち金屋に見る歴史的風致
 ③ ^{ふし き よしひさ}北の玄関口伏木・吉久と祭礼行事に見る歴史的風致
 ④ ^{しょうこう じ じ ないちょう}勝興寺と寺内町に見る歴史的風致
 ⑤ ^{ほくりくどう すげがき}旧北陸道と菅笠づくりに見る歴史的風致
 ⑥ ^{け た じん じゃ えつちゅうこく ふ}氣多神社と越中国府関連遺跡に見る歴史的風致

No.	名称・写真	所在地	所有者	築年	指定区分等	関連する歴史的風致
1	^{ご ふくまちしんめいしやほんでん} 五福町神明社本殿 	^{ご ふくまち} 五福町 12-50	宗教法人 ^{ご ふくまちしん} 五福町神 ^{めいしや} 明社	慶安5年 (1652)	市指定有形文化財	①
2	^{おお て まちしんめいしやはいでん} 大手町神明社拝殿 	^{おお て まち} 大手町 8-14	宗教法人 ^{おお て まちしん} 大手町神 ^{めいしや} 明社	慶安5年 (1652)	市指定有形文化財	①
3	^{あきもと け} 旧秋元家住宅 	^{ふし き ふる} 伏木古 ^{こく ふ} 国府 7-49	高岡市		市指定有形文化財	④

No.	名称・写真	所在地	所有者	築年	指定区分等	関連する歴史的風致
4	さのけ しゅおく ちゃしつ 佐野家住宅（主屋・茶室・ 1 番の蔵・2 番の蔵・調 どぐら み そぐら ぼうかへき 度蔵・味噌蔵・防火壁） 	おん まだし 御馬出 まち 町	個人所有	明治後期	登録有形 文化財	①
5	きよ と しゅぞうじょうしゅおく 清都酒造 場 主屋 	きょうまち 京 町	個人所有	明治 20 年 (1887)	登録有形 文化財	①
6	なん ぶ ちゅうぞうしよ 旧南部 鑄造所キュポ ラ・煙突 	かな や ほん 金屋本 まち 町3-45	株式会社 ノースラ ンド	大正 13 年 (1924)	登録有形 文化財	②
7	あり そしょうはちまんぐうほんでん つり 有 儀 正 八幡宮本殿・釣 どの はいでん へいでん 殿・拝殿及び幣殿 	よこ た まち 横田町 3-1-1	宗教法人 あり そ しょう 有 儀 正 はちまんぐう 八幡宮	ほんでん 本殿：明治 16 年 (1883) つりどの 釣殿：昭和 10 年 (1935)	登録有形 文化財	②、⑤
8	わかい け しゅおく ちゅうえつ 若井家住宅主屋（旧 中 越 銀行） 	かわらまち 川原町	個人所有	明治 35 年 (1902)	登録有形 文化財	①

No.	名称・写真	所在地	所有者	築年	指定区分等	関連する歴史的風致
9	高岡商工会議所伏木支所 (旧伏木銀行) 	伏木 みなと 湊 7-1	高岡商工会議所	明治43年 (1910)	登録有形文化財	③
10	棚田家住宅（主屋・味噌蔵・道具蔵・衣装蔵） 	伏木 にしき 錦町	個人所有	明治23年 頃（1890）	登録有形文化財	③
11	谷村家住宅主屋 	伏木 ちゅう 中 まち 町	個人所有	明治初年	登録有形文化財	③
12	能松家住宅主屋 	よしひさ 吉久	個人所有	明治末期頃	登録有形文化財	③
13	有藤家住宅 	よしひさ 吉久	個人所有	大正5年 (1916)	登録有形文化財	③
14	旧伏木測候所庁舎・ 測風塔 	伏木古 国府 12-5	高岡市	庁舎：明治 42年 (1909) 測風塔：昭 和13年 (1938)	登録有形文化財	④

No.	名称・写真	所在地	所有者	築年	指定区分等	関連する歴史的風致
15	まるやけ しゅおく どぞう 丸谷家住宅主屋・土蔵 つのけ （旧津野家住宅） 	よしひさ 吉久	個人所有	明治中期／ 大正期増築	登録有形 文化財	③
16	とみたけ 富田家旧鋳物工場 	かなやほん 金屋本 まち町	個人所有			②

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物がすでに他法令により指定等されている場合は、その法令に基づき適正に維持・管理し、その他の建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致維持向上のために積極的な公開又は活用を図り、特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく可能な範囲で内部公開を行うものとする。

(1) 県指定有形文化財及び市指定有形文化財

県指定有形文化財及び市指定有形文化財は、建造物の外部及び内部とも現状維持または復原修理を基本としている。このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、破損状況に応じた保存修理を基本とし、復原に伴う現状変更等がある場合は、所定の手続きを経て行うものとする。また、増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き原則行わない。

(2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、外観を対象とした保存修理を基本とし、また、増築等に関しては、通常道路等の公共空間から望見できる範囲への行為はできる限り行わないものとし、内部は、所有者の快適な生活環境の維持などの諸条件を満たす場合に限り改修を認めることとする。

(3) 景観重要建造物

景観重要建造物については、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るため、適切な維持又は復原のための修理や修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げないよう必要な改修を行う。

2 届出不要の行為

法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為は、次の場合とする。

- ① 県指定有形文化財で、富山県文化財保護条例第11条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合
- ② 市指定有形文化財で、高岡市文化財保護に関する条例第10条第1項に基づく現状変更等の承認申請を行った場合
- ③ 登録有形文化財で、文化財保護法第64条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合